

特211

254

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

てい 就 に 祀 祭

氏 司 田 座



院 書 方 東



始



特211
254

祭祀に就いて

座田司氏

祭祀

目次

發語……………一

第一章 祭祀概説……………一

一、祭祀の意義……………一

二、祭祀の分類……………三

三、祭祀の發生と變遷……………七

四、祭祀制度……………二六

五、祝詞……………三三

六、例祭……………三五

七、祓と祓に關する祭祀……………三八

八、現今官國幣社に行はるゝ特殊神事……………四〇

第二章 三勅祭……………四五

一、序説……………四五

二、春日祭……………四六

三、春日祭前後の諸祭儀其他……………六六

四、賀茂祭	六
五、石清水祭	六
六、結論	一九

祭祀に就いて

座田司氏

發語

本講座で述べようとするのは云ふまでもなく祭祀に就いてはあるが、最初は一般祭祀に関する事柄に就いては極めて簡単に記述し、所謂三勅祭即ち賀茂祭、春日祭、石清水祭を詳説する計劃であつたけれども、一般祭祀に関する事も、さて筆を下して見ると左様に簡単に済ます事も出来ないので、止むを得ず計劃を変更してこれを二章に分ち、第一章を一般祭祀の記述とし、第二章を三勅祭とする事とした。従つて第一章と第二章とは其の間何等關聯した處がなく、大變妙なものとなり、且つ其の何れもが甚だ不徹底な小篇になり終つた事は實に申譯ない次第であるが、何時か時機を得て補修する事も出来ようと思ふから、今回は之れで責を塞ぐ事とする、此の點に就いては豫め大方諸氏の御高諒を乞ひたいと思ふ。

第一章 祭祀概説

一、祭祀の意義

祭祀の意義に就いては今まで其の人其の人に依つて種々異つた見解を以て説明せられてゐるから、一定した定義を認め得ない様である。普通には神社に於て行はるゝ一種の儀禮を以て祭祀と稱してゐるが、必ずしも神社に於てのみ

行はれる儀禮に限られたものではない。土俗學的に之を見るならば、今日では祭と思はれてゐない年中行事の内にも、立派な祭祀であるものが多々存在する。之れは祭祀を非常に廣義に解した見方であるけれども、もつと狹義に解しても祖先に對する儀禮も祭祀として取扱はれてゐるのであるから、單に神社に於てのみ行はれる儀禮が祭祀であると云ふ譯には行かぬ。然らば祭祀とは如何なるものかと云ふに、孝經士章疏にも「祭者際也、人神相接際也、祀者似也、似將見先人也」と述べてゐる様に、本來の性質から云ふならば、神に接近する方法である、神と人との交通の關係を具體的に表現する儀禮である。即ち信仰的對象である神若しくは靈魂と人間との交渉の事實を形の上に表したものが、祭祀であると云はねばならぬ。然らば祭祀の語義はと云ふに、之れも種々に説かれてゐるので一定してゐないが土俗的には「まち」「申す」「ほうぜ」「うすでいく」「ぐわんぜうじ」等の語を以て祭を云ひ表してゐる。【註一】之れ等の語はそれぞれ祭祀の形式の或る特定の部分を以て全體を表現するか、或は祭祀の目的から來た名稱であつて、而も地方的にかく云ひならはしたのであるから、之れを以て直ちに祭祀の語義を極むる事はもとより出來得る譯のものではないが、此の内最も普通に用ひられてゐるのは「まち」と稱する言葉である。祭を「まち」と云ふのは日待ちとか、庚申待ちとか云ふ如く、古くから行はれてゐて、而も祭の字義に最も適合したる言葉であると思ふ。元來祭の語義は「待つ」即ち請待して饗應すると云ふ所にある。尤も祭の内には呪術的の分子も含まれてゐれば、卜占的の分子も多く含有されてゐる、また祈願の意味を含まないものは殆んどないと云うてよい位であるから、祭とは請待饗應の意であると言ふに片付ける事は、或は祭の語義を眞に解しないものであるかも知らぬが、以上の事實はそれぞれの祭祀の特質を云ひ表はしたもので、何れの祭祀に於ても、其の神を請待し饗應し奉ると云ふ事は、共通的の事實として認めなければならぬのであるから、此の共通的の意思の表れに依つて、先づ大體に於て神を請待し且つ饗應し奉るのが祭であると云うて差支へあるまい。

以上述ぶる所は祭祀の根本的意義であるが、時代の降下に伴うて世相が益々複雑となり、そこへ外來文化の影響等もあつて、一般民衆が祭祀本來の性質だけでは満足出來なくなつた處から、社會萬般の現象を祭祀に結び付けて活用すると同時に、祭祀を莊嚴に且つ公的に行ふと云ふ風を生じて來た一方、神は人の祈請にあらば隨時に隨所に出現するとか、或はたとひ人の祈請なくとも定期的又は不定期的に出現すると云ふ原始信仰的な考から一步を進めて、宇宙の神々も人間と同様固定的に一定の區域に常任せられると云ふ觀念の發生に伴うて、祭壇を設けねばならぬ事にもなり、社殿建築の必要も生じて來たのである。かくて之れ等の齋場で祭祀を行ふ様になつてから、其の意義の上に莊嚴と公的との二要素が加味せらるるに至つたのである。

【註】(一)中山太郎氏著祭禮と風俗

一、祭祀の分類

祭祀と一口に云つてしまへばそれまでであるが、其の性質、目的、形式、或は祭祀の對象等に就いて悉細に考察するならば、之れを種々に分類する事が出来る。中山氏は祭禮と風俗に於て祭禮を系統的に分類して、アイヌ系の祭禮北方系の祭禮及び南方系の祭禮の三とせられた。之れも祭禮の分類方法としては一つの仕方であつて、それぞれの祭禮がそれぞれの色彩を持つてゐる事は確である。而して私が此所に述べんとするのは、かかる系統的の分類でなくて

其の性質、目的等による分類と形式による分類と祭祀の對象に依る分類との三方法に依つて見たいと思ふのである。

其の性質、目的等から祭祀を區別するならば大略下の如きものとなる。

- 一、祈願、報賽を目的とする祭祀。
- 二、呪術的祭祀。
- 三、卜占的祭祀。

此所に祈願、報賽を目的とする祭祀とは最も普通のものであつて、單に神慮を慰め奉るとか、或は特定の目的の爲に祈願をなすとか、或は祈願に對する報賽をなすとかの爲に行ふもので、其の他に何等の目的をも含まない處の祭祀を云ふのである。書紀神代卷一書に伊弉册尊の神退去ました時に行つた祭とか、或は天岩戸の前に神樂を奏したとか云ふのは即ち之れに相當するのであるが、一般神社陵墓等で行はるる祭祀の多くは此の範圍に屬する。

第二の呪術的祭祀とは、或る目的の爲に呪詛を中心とした祭祀を行ふ場合を指すので、神武天皇が磯城の八十梟帥等を攻め給うた時に、靈夢に隨つて天香山の埴を取つて天八十平盆天手袂を造り、天神地祇を祭つて「嚴呪詛」をして賊徒を平定遊ばされたのは申すまでもなく呪術的祭祀であつた。此の「嚴呪詛」とは如何なる者かと云ふに、伴信友は其の著方術源論に「嚴は稜威なり、稜威を震ひて云々の如あれと、敵に伽辭離著るなり、伽辭離は武藏の或田舎人、山臥の憑術行て、ロよせと云ふ事をせる由を話せる詞に、憑に立たる人に、生靈を「かじりつけて」云々、其「かじりつかれたる」人は云々と云へり、又其が平常の詞に、人に對ひてひたすらに念ひ入たる事を云ふとは、かじりつけて云々すべいと云ひ、又硬き物喰ふを「カジル」とも「カジリツク」ともいひて、同詞のつかひさまに言へり、おもひ合せ

て言の意を知るべし云々と云ひて呪詛は物にかじりつくつと云ふ意であると論じてゐるが、最近京大の西田直次郎博士は「かじり」は「かじる」であつて、「しる」は「知」であり、「知」は「統」である。而して「か」は單なる接頭語であらう、されば「かじり」といふ事は、その物を統べる、或は領知すると云ふ意である。此の場合に於て天香山の土を採つて來て「嚴呪詛」を行はれたのは、一部分の物質を取つて凡てを領知すると云ふ思想から出た一種のマジックであると云ふ意味の事を、多くの例證を引いて解かれたが、面白い見方だと思ふ。それは兎も角崇神天皇の十年に武埴安彦が謀反の時に、其の妻吾田媛が密かに天香山の土を取つて領巾頭に曇んで祈願を罩め「是倭國之物質」と云うた事は、祭祀の形式を取つたとは見られないまでも、同様呪術的の意思の表れであつた。其の他之れに類似のものは随分多く見受けられるのである。而して此の物質と云ふのは、朧氣ながらそこに「マナ」の思想をも、云ひ現してゐるのではなからうか。

最後の卜占的祭祀とは、何か或る事件に遭遇した時、神慮に依つて之れを判斷せんとする場合に卜占をなす神事を云ふので、天照大神が天岩戸に隠れさせ給うた時に天兒屋命、布刀玉命等をして、天香山の眞男鹿の肩骨を抜き天波波迦の木で焚いて占はしめられた事の如きは之れに屬する。大嘗祭の龜卜などは勿論それであるし、現今各神社に於て行はれてゐる特殊神事の内にも多く見受ける所である。即ち賀茂別雷神社の歩射神事、國幣中社貫前神社の鹿占神事、官幣大社安房神社の粥占神事などは、凡て此の種の祭祀に屬するのである。

次に其の形式の上から云ふならば左の二つに區別し得られよう。

- 一、座禮式祭祀

二、立禮式祭祀

原始的な祭祀は信仰の対象たる神は畏敬すべきものとの觀念から、自然物崇拜に對する儀禮として或は墓前祭として表れてゐる關係上、郊外の祭祀が多かつたと云はねばならぬ。随つて之れにふさはしい祭祀の形式としては自然立禮を採用すべきである。併しながら右の祭祀が汎く行はれてゐると同時に、一方に於ては死者の靈を其の住家に於ても祭ると云を風が生じてゐたものと思はれる。尤も之れは比較的後に發生したものであらうが、かかる事も行はれなかつたとは云はれまい。而して此の場合には座禮式を採用した事は勿論である。此の形式による祭祀は、出雲國造が其の大祖大穴持命を祭る事に依つて明示された。即ち出雲大社では國造が其の祖先を家庭的に祭つたので、祭祀の上にも自ら親しみを生じて如何にも祖靈祭としてはふさはしい形式のものである。之れ等の形式は後世社殿の構造の上にも少なからざる影響を及ぼすのであるけれども、此の事に就いては後に述べる事とする。

最後に祭祀を行ふ對象に依つて區別する、之れも人に依つて種々に分類されるであらうが、私は左の二つに大別しようと思ふ。

一、神社に對して行ふ祭祀

二、陵墓又は死者に對して行ふ祭祀

之れを嚴密に云ふならば或は右の分け方は當を得ないものであるかも知れぬ。尤も我國の上代に於ては現今の陵墓と神社とを區別するが如き判然たる區分は認め得られなかつたに相違ない。されば上代に於ては死者に對する祭祀は即ち神社に於ける祭祀で、そこに何等の區別が置かれなかつたものであらう。併しながら之れは陵墓則ち神社と云ふ

事を前提とした考へ方であるからこそ成立するので、若し神社に以上の外の分子から出來上つたものが多々あるとすれば、上述の説は完全に成立つと云ふ譯には行かぬ。たとひ上代の人々と雖も死者の靈を認める以外に、それ等の人々の目に映じ、耳に感ずる凡ての事物に對して恐怖の念や、敬虔の念の生じなかつた事はない筈である。其の場合に於てそれ等の事物に對して、一種の威靈又は人智の測り知る事の出來ない不可思議なる偉大な力を認めない譯には行かなかつたであらう。而してそれを認める事に依つて神の存在を認識し、此所に始めて事物崇拜の信仰が湧いて來る。かくして起つた信仰は死者の靈魂に對する信仰とは別に發生したに相違をい。尤も後にはそれを死者の靈の働きと結び付けて考へた事も多くあつたであらうが、最初から社會萬般の事象を死者の靈の働きと結合して考へたと見るのは少し行き過ぎの様に思ふ。此の事物崇拜の對象が後に神社として表れて來たものも随分澤山ある筈で、随つてそこに自ら祭祀が行はれたと云ふ事も頷かれるのである。かかる意味合から神社には現今少くとも二つの系統が認められる。之れも悉細に區別するならば尙ほ種々異つた發生を持つたものも澤山あらうが、先づ大體に於て以上の二大系統に區分すれば事足ると思ふ。されば陵墓則ち神社と一概に云ふ事も出來なければ、又神社は陵墓に全然無關係とも云ひ得ないのである。去りながら又一方から考ふれば、神社がたとひ陵墓に關係ありとしても、既に神格化された靈と否とはそこに信仰の上に大なる相違があるから、神社と陵墓とを對立して考ふる事に不都合はない筈である。かかる點から祭祀を神社に對して行ふものと、陵墓又は死者に對して行ふものとの二つに區別したものである。

三、祭祀の發生と變遷

祭祀の發生 扱之れ等の祭祀は何時發生したか詳かでないが、正史にあらはれた處では書紀神代卷一の一書に、伊弉册尊が神退去ましまして、紀伊國熊野に葬つた事を記した條に「土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣」と書記したものを最も古いとしてゐる。又同じ神代卷一に天照大神が天岩戸に隠れました時に、八百萬の神等が天安河原に集つて會議を開き、遂に天岩戸の前に祭を行ひ、神樂を奏せられた事を載せてゐる。其の他同書卷二に皇孫瓊々杵尊を天降し給うた記事の中に、高皇產靈尊が「吾則起樹天津神籬及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉」と神勅を降された事を記してゐる。以上の記事は恐らく整うた祭祀の形式を記述した最初のものであるべきであらう。併し以上の記事を以て其の何れを早しも斷言は出来ぬのであるから、伊弉册尊の陵前の祭祀の記事を典據として、我が國の祭祀は全然墓前に起つたものであると極言するのは少し早計ではなからうか。無論墓前に於ても早くから祭祀が行はれてゐたと云ふ事に就いては少しも否定しない、のみならず我が國の規模の大なる陵墓には前方後圓の形式のものもあつて、其の前方の部分祭壇として用ひられたと云ふ事も事實であるし、又近時考古學の進歩發達に伴うて、祭器具が多く陵墓から發掘せられてゐる所から見ても、墓前祭が早くから行はれてゐた事は事實として認める。而して其の目的が死者の靈を一種のデーモンと信じて、其の靈を和める方法として行つた事もあらうし、又死者の靈に對する慰安であつた事もあつたに相違ない。併し祭祀の起原が全然之れ等の行事に其の端を發したものと見る事に就いては、どうも同意し難い節がある。前章にも述べた如く神社の發生が單に陵墓にのみ存したのでない以上、祭祀も墓前以外に早くから行はれてゐたしなくてはならぬまい。さればと云つて其の起原は何時頃であつたか、到底知る事は出来るものではない。勿論以上の書

紀の記事などを以て、祭祀の起原と見る事は全然不可能の事であるから、之れは土俗學や考古學の力に俟つより外に致し方あるまい。

祭祀の行はれし場所

祭祀の發生起原は以上の如くであるとして、然らば古代の祭祀は如何なる場所に於て行はれてゐたかと云ふに、もとより後世の社殿の如きものは勿論なかつたのであるから、其の祭る對象と時とに依つて種々な場所が用ひられたものであらう。延喜式の祝詞などは、已に固定した信仰のもとに成立した神社に對するものであるから、一定の形式を備へてゐて、其の凡てが定まつた神社の大前に祭をする旨を述べてゐるけれども、此の内カク唯一つ六月、十二月の大祓には「如此久乃良波、天津神波天磐門乎押披氏大之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武。國津神波高山之末短山之末爾上坐氏高山之伊穗理短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武云々」と、臆氣ながら神々のいまず處を暗示すると共に、祭祀の場合には、それぞれ常住の場所から其の祭場へ神々が臨御せらるると云ふ思想を言ひ表してゐるが、古い時代に於て神か天から天降つたと考へられた場合には、山岳の頂上で祭祀を行つた事もあらう。引いては山岳其の者をも祭つたであらう。又海から出現したと思つた場合には、海邊の平坦な場所で行つた事もあらう。其の他自然物崇拜としては其の對象物の存在せる處に於て、直ちに祭つた事もあるに相違ない。それには森林もあらうし、河邊もあらうし、又は岩石の直前に於ても、大樹の直下に於ても、墓前に於ても任意に祭つたと想像し得る。大和の三輪山とか、近江の三上山とか、富士とか、筑波などの山岳が靈視されたり、そこに祭祀を行つた記録や遺蹟などの存在する事や、又は神社のあることなどが、雄辯に古代の有様を物語つてゐる。最近考古學の研究が發達して諸所に祭祀の遺蹟や、遺物と思はるるもののある事が發表せられてゐる。今それ等の記事を綜合すれば、大體左

の如きものである。

祭祀の遺跡 今日までに發見せられた遺蹟は、丘陵と云はず、平地と云はず、種々な場所にある様であるが、之れは古墳と違つて封土を有してゐない事。一定の場所を限つて石壘を作るなど特殊の設備をなす事。神社と關係深き事等が其の特徴と見られる。而して其の出土品は土器、勾玉及び其の他日用品の土製模造品、同様石製模造品、稀には子持勾玉、金屬品等を伴出してゐる。此の内土器が大部分を占めてゐると云ふ事は、祭祀の遺蹟として當然の事で神を招降して祭る場合には、前述の主旨に依つて神饌を供へて饗應しなければならぬが、それ等の神饌品を盛るには必ず土器を用ひたからである。而して陶器の出土が殆んど皆無である事は、祭祀の場合には實用的の陶器が既に發生してゐた時代に於ても、尙ほ嚴格に舊習を固守した結果であらふ。尙ほ之れ等の土器の底部に木の葉の印を有する者の多いのは、延喜式四時祭式の雷神祭、及び春日祭などの祭神料の内に、榊何依或は何把と記し、園韓神の祭には柏何把と云ふ記事があり尙又現在伊勢神宮を初め各神社で、土器の上に柏、トクラベ又は榊などの葉を敷く遺風の存するなどと合せ考ふれば、誠に興味深いものがある。次に模造品の中に、鏡や勾玉や、劍などの存するのは、天岩戸の前の祭祀の場合に「掘天香山之五百箇眞坂樹。而上枝懸八坂瓊之五百箇御統。中枝懸八咫鏡。下枝懸青和幣。白和幣。相與致其祈禱焉。」とあるのを相照應して考ふれば、古代祭祀の用に供した一種のマジツクの者であつたであらう。而して之れに類似の記事は古典に多く存在する。尙ほ現今賀茂別雷神の御阿禮祭に、神籬の周圍に吊す藤蔓で作つた徑三寸餘の圓座様のものは、此の鏡の名残であらう。以上祭祀の遺蹟或は類似のものとして發表せられてゐるのは次の如くであるが、尙ほそれと想像し得るものは多々存在する。

京都府中郡周枳村大宮賣神社境内

静岡縣賀茂郡朝日村大字吉佐美字宮尾

静岡縣賀茂郡朝日村田牛遠國嶋

千葉縣安房郡館野村大字東長田

千葉縣猿島郡弓馬田村大字弓田字猪子

千葉縣香取郡大倉村字丁字山

群馬縣新田郡世良田村大字米岡字南郷

福岡縣筑紫郡千代田町字眞砂

埼玉縣兒玉郡松久村字天神河原

埼玉縣兒玉郡北泉村北堀字家塚

愛知縣丹羽郡西成村大字馬見塚小字三友田 【註一】

去りながら之等の遺蹟は、次ぎに述べんとする磯城、磐境、神籬などは、自ら別系統のものらしく、そこに何等の關聯もない様である。

磯城、磐境、神籬、神奈備等 既述の如く上代人は山岳と云はず、平地と云はず、又森林と云はず、岩石と

云はず、あらゆる信仰の對象物に對して、任意に祭祀を行つたのは前述の通りである。其の場合祭祀の場所には右の遺蹟の如き特殊の施設をなした事は明かであるが、此の施設と矢張り同主旨に出たものとして、磯城、磐境、神籬な

どが存する。「ひもろぎ」の語義に就いては從來學者間に種々の説があつて、生諸樹、柴室城、檜室籬、御森樹等と稱へてゐるが、要するに之れは神を招降する爲の一つの目標であつて、此の「ひもろぎ」に依つて圍まれた一定の區域を清淨な土地として、そこへ神を勸請するのである。普通「ひもろぎ」と云へば常磐木を以て一定の區域に垣を繞らし、其の内部を清淨な場所とし、神の天降ります所とするのである。次に磯城、磐境であるが、之れは神籬と同様の用をなすもので、神籬の方は常磐木を以て垣となしたものを、磯城、磐境に至つては石を以て常磐木に代へたまでである。併しながら神籬と磐境とは往々にして、二重に用ひた場合も屢々あつたらしい。尙ほ之れと同時に考へなければならぬものに神奈備がある。神奈備の語は出雲國造神賀詞にも見ゆるもので、同文中には

乃大穴持命乃。申給久。皇御孫命乃。靜坐。率大倭國。申天。已命和魂乎。八咫鏡爾取託天。倭大物主櫛。庭玉命。命登名平稱天。大御和乃。神奈備爾坐。已命乃。御子阿遲須伎高孫根乃。命乃。御魂乎。葛木乃。鴨能神奈備爾坐須。事代主命。能御魂乎。宇奈提爾坐。賀夜奈流美命。能御魂乎。飛鳥乃。神奈備爾坐天。皇孫命能近守。神登真置氏。八百丹杵。樂宮爾靜坐支。

とある。此の神奈備と云ふ語は、神のいます森と云ふ意である。されば此の語も神籬と或る意味に於て同様であるが神奈備は神籬よりも一段範圍の廣いものであつて、主に自然森を指してゐるかの様である。依つて神奈備の一部を更に限定して神籬を造り、最も清淨な地域と定めた事例は古くよりあつたらしい。即ち萬葉集に「神名火爾、紐呂寸立而、雖忌、人心者、間守不敢物」と讀まれてゐるのは、此の間の消息を語つて居るものであらう、神籬、磐境等の語の古く用ゐられてゐるのは、書紀神代卷二の一書に高皇產靈尊の神勅の中に「吾則起樹天津神籬及天津磐境。當

爲ニ吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲ニ吾孫奉齋焉」とあるのが恐らく最初であらう。又古語拾遺には神武天皇の御即位の際に、神籬を建樹て八神をお祭になつた事を載せてゐる。其の後崇神天皇の時に天照大神を倭笠縫邑に遷された時にも、磯城神籬を立て、祭られてゐる記事などがある。此の神籬を建て、祭られると云ふ事は、比較的後世まで存続せられた形式らしい。賀茂別雷神社の五月十二日に行はる、御阿禮神事には今尙神籬を使用してゐる。それは加茂別雷神社の後方北西の山中、俗に御阿禮野と稱する山麓の臺地の森林中に、



賀茂別雷神社御阿禮神籬の圖

約四間四方の地區を限つて、松、榊、金木等の常磐木を以て柵を廻らし、其の内部の中心に幣を立て、別に神籬の内部から前面の方へ長さ約四間餘の松丸太の尖端に榊の枝を多く結び付けたものを斜に出して、之れを休閒木「おやすま」と稱してゐる。而して神籬の前庭には左右に立砂を施す外何等の設備をも施さない。【註二】此の形式が直ちに古代の神籬を其の儘傳承してゐるとは云はぬけれども、亦以て参考とするに足るものであらう。元來神籬は一時的の性質を持つたものゝ様であるけれども、中には其の儘殘されて殆んど常設的のものとなつたと想像し得るものもある。大和の大神々社の如きは其の例ではあるまいか。次に考へなければならぬのは、それ自體が神の憑依ますものと思はれてゐたのではあるが、中には往々にして尙ほ其の内部に靈代となるべき何者か存した場合もあつた事である。前引出雲國造神賀詞の中に、大穴持命の御靈代に八咫鏡を取り据ゑて、神奈

備に祭られた事を記してゐるし、又天照大神を倭笠縫邑に祭られた時にも、尤も靈代を其の中に奉安されたと見て差支ないものと思ふ。【註三】此の形式がやがて後の社殿築造の場合に、其の内部に靈代の奉安を必要とした前提となるものであらう。

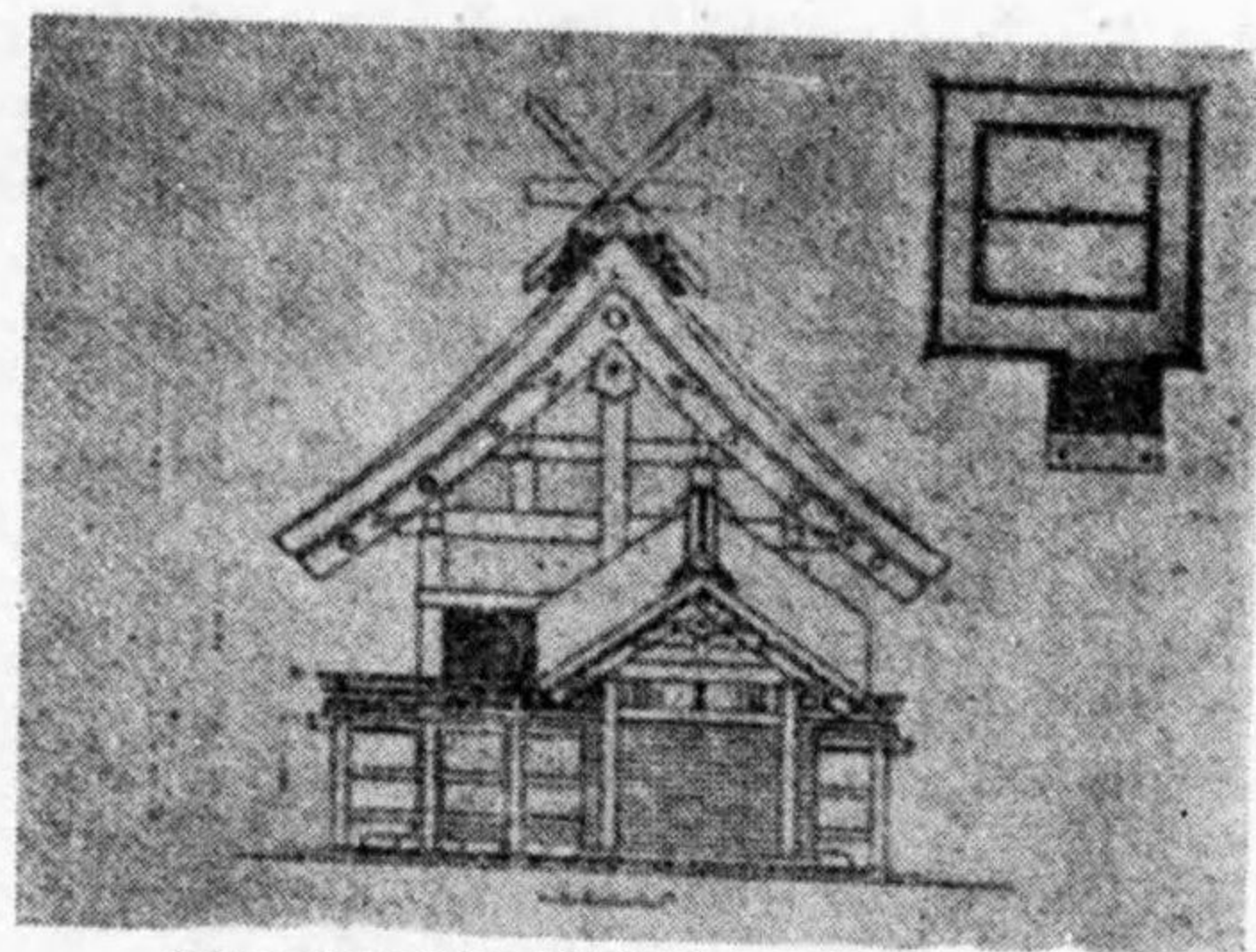
次に其の品物の名稱に於ても前述の神籬と全く同様で、而も非常に簡単な形式を現はしたものである。之れは現今普通の形としては神に幣シテを取りつけたもので矢張り「ひもろぎ」と呼んでゐる。その起原は何時頃であるか判明しないが、こゝに注意すべきものとして天日槍が將來した神室の中に「熊神籬」と云ふのが有る。之れも如何なるものか勿論明かでないが、宮地博士の神社と考古學に「クマは玉勝間にいふ隈、隱の意とするよりは、神稻カミヤネ、神代カミヨなどのクマと同様、朝鮮語の神聖を意味するものと解するが妥當であらう」と述べてゐられる。私も之れに同感である。要するに一個の携帶に便利な神靈の奉安物であつたに相違ない。尙ほ又神籬と同種のもつとして齋串を用ひた例もある。萬葉集に「五十串立イソクシタテ、神酒座奉ミワスエマツルハフリベガ、神主部之カミヌシノ、雲聚玉蔭ウヅタマカゲ、見者乏文ミヤトモセ」と云ふ歌は明かにそれを詠つたものである。其の他に之れに類似の形式を取つたものは多々記載されてゐる。しかし此の形式は又我國に於てのみならず、支那に於ても之れと類似のものが行はれてゐたらしい。支那の古代に於ては大を祭るには圓丘を以てし、地を祭るには方丘を以てした、而して方丘は澤中に作るとせられてゐる。こゝに云ふ澤とは佃と共に森を意味する語であるから、矢張森林に於て祭祀を行つたと見るべきであらう。而して其の方丘には幣を用ひたとある、繩は綿繩を以て造つたと云ふ、綿繩とは即ち「チガヤ」の事であるから、チガヤを多くその場所に指して一定の神聖區域を造つたものと想像する。【註四】之れと相關聯して考ふべきは、萬葉集卷二十所收の「爾波奈加能ニハナカノ、阿須波乃可美爾古志波佐志アスハノカミニコシハサシ」と云ふ歌である。尙ほ又

現今國幣中社美保神社に残されてゐる青柴垣神事も之れに類似するもので、其の起原は書紀神代卷二國讓の段の「時事代主神謂使者曰。今天神有ニ此借問之勅。我父宜當奉避。吾亦不可違。因於海中造ヤハノアヲシガキ八重耆柴籬ヤハノ、而避之。」に存する。此の記事に對して平田篤胤、鈴木重胤、飯田武郷の諸氏は八重耆柴籬とは神籬であると解してゐる様であるが、之れ亦前引の澤中の方丘など、同様の主旨に出たものでなからうかと解する。

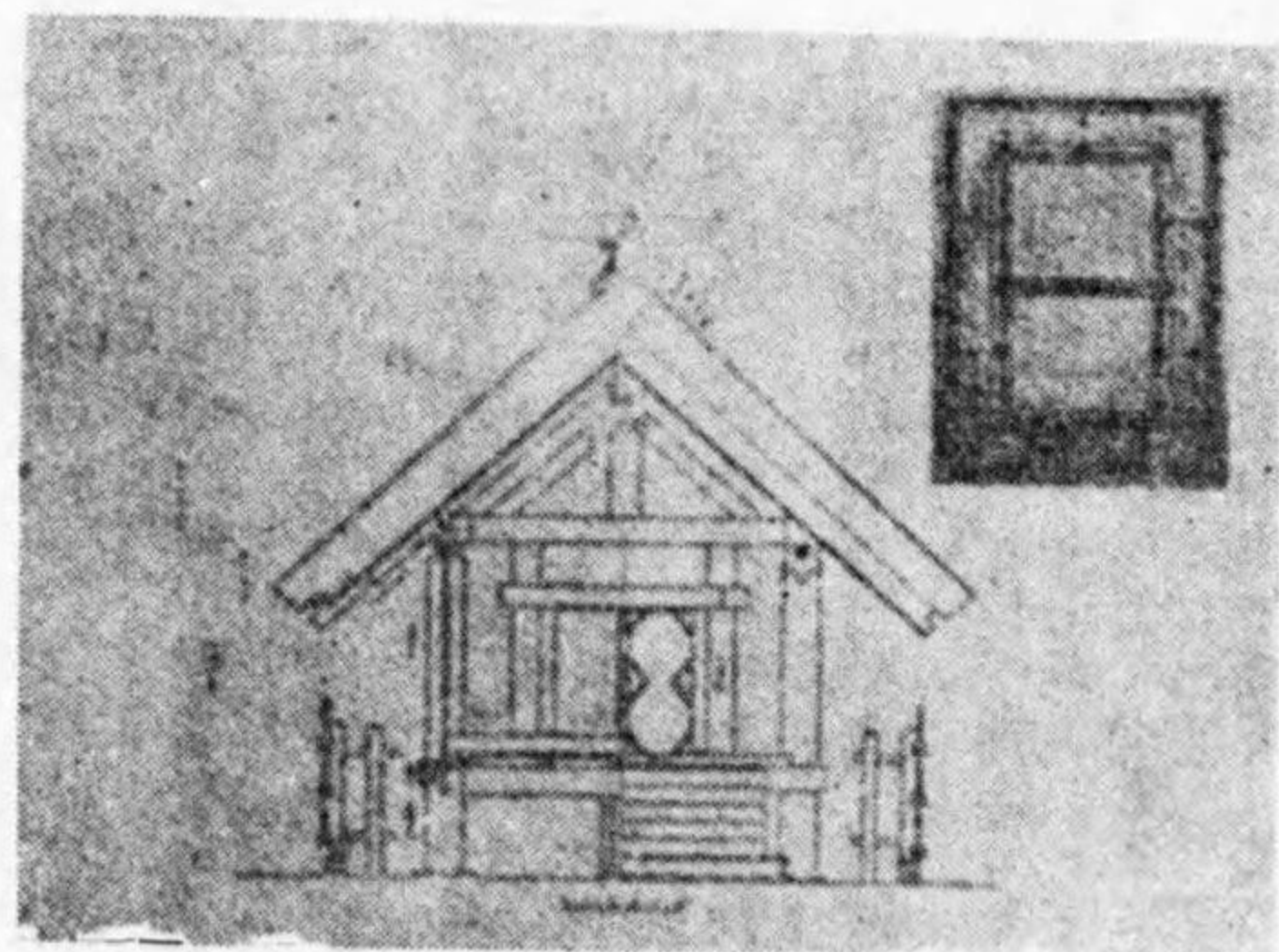
以上の神籬、磐境などは古代の祭祀の對象物として否其の對象物たる神を一時的に或は連續的に招降する爲に造られたものであるから、隨つて其の前で祭祀が行はれたものである。併しながら之れ等の磐境、神籬などは次の時代に發生する固定的の神殿と、極めてプリミチブな信仰の對象物との中間に立つものであるから、其の使用された期間も比較的短いものであつたけれども、一方に立派な神殿が營まれた後と雖も尙且時々使用されたのである。

社殿の築造 然るに文化の進運に伴うて、家屋の建築が行はるゝ時代に到達すると、其の信仰も従つて固定的となり、茲に社殿の必要が生じて來る。先づ最初に社殿建築として表れたものには出雲大社、大鳥、住吉、伊勢神宮などがあるけれども、之れ等は凡て各自に異つた形式を用ひてゐて、そこに何等の統一も見出されない姿であつた。それが佛教渡來以後になると益々建築の上に種々の様式が加味されて、其の形式も多種多様となつたのであるが、上述の如き建築物の出來た當時は、恐らく現今神社建築の主體である本殿丈よりなかつたものであらうと想像する。然らば之れ等の社殿に於て如何なる形式の祭祀を用ひたかと云ふに、是れ亦區々であつたに相違ないが、大體に於て前述の座禮式と立禮式との二つのものが用ひられたのであらう。出雲大社の如きは第一圖に示すが如きプランを以てゐて祭祀は凡て本殿内で心の御柱を中心に行つたのであるから、最初から座禮式が用ひられたに相違ない。否寧ろ出雲大

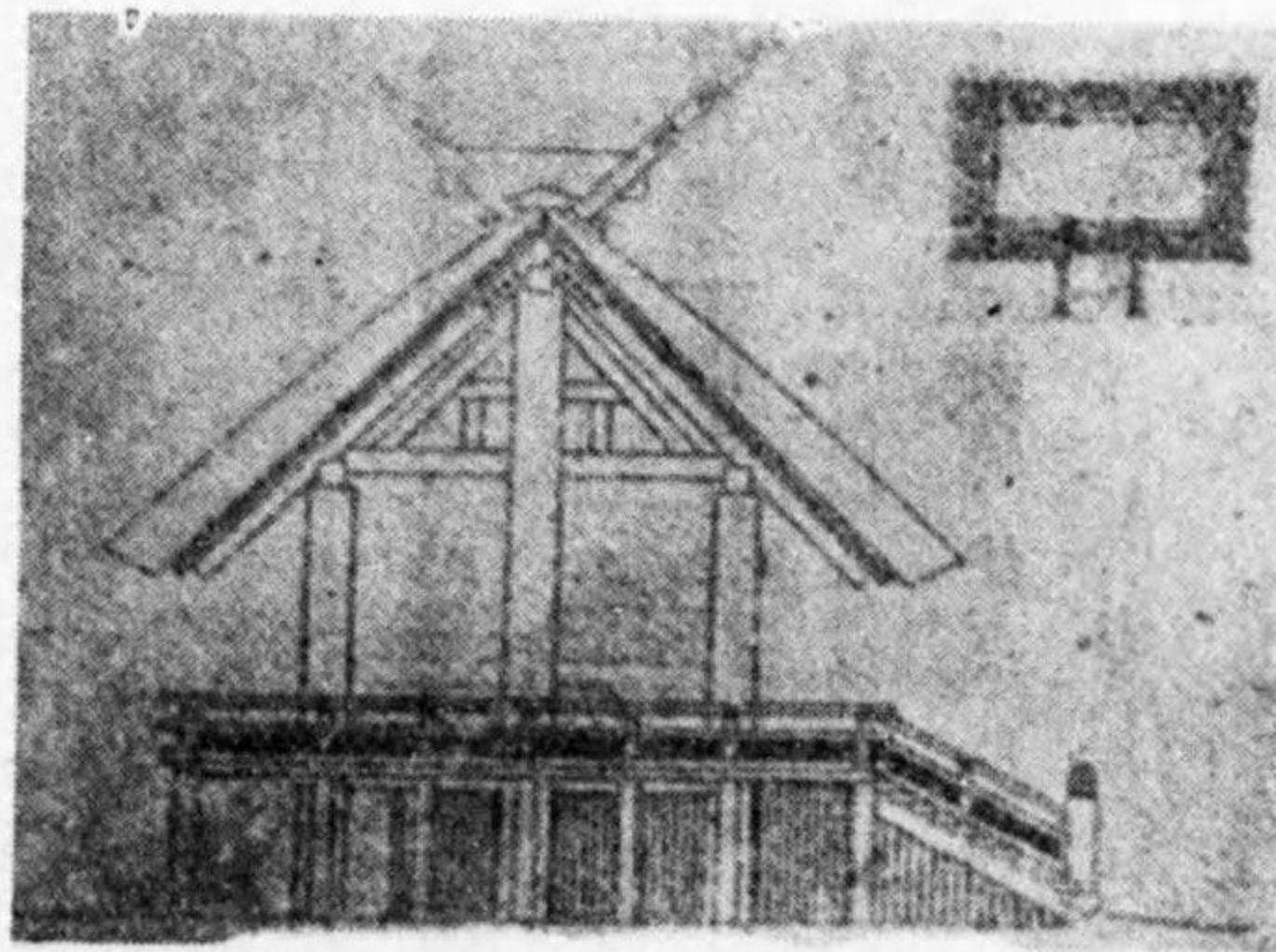
社の如き、之れに奉仕する人が祭神と最も縁故の深い國造であつた事から考へて、氏神として最初は國造の邸内で極めて親しみのある祭祀を取り行つてゐたものが、其の儘大社の神殿となつたものと見た方が至當なので、随つて其の構造も其の祭祀に適應する様に造られたものだと思へる。約りは社殿の後に發生した祭祀でなくて、祭祀の起因、形式から割り出された社殿の構造が生れたと見た方が妥當なのであらう。



圖一第 出雲大社本殿正面及平面圖



圖二第 住吉神社正面及平面圖



圖三第 神明造側面及平面圖

次に大鳥、住吉の如きはどうかであつたかと云ふに、建築の様式から論ずるならば、大社造の系統に属すべきものであるけれども、祭祀の上から見るならば、伊勢神宮と同様の形式に依つたもので、全く立禮の型を取つたものであ

る。祭祀がかく立禮の形を取つてゐると云ふ事は、座禮の極めて親しみのある祭祀に比して、畏敬の念を以て極めて莊嚴に行はんとする意圖に出たものと見るべきである。而して之れ等の社殿も出雲大社と同様祭祀の上から出た建築の様式と思はれる。

話が餘岐に亘るが、神殿の發生は古代住家と密接の關係を有してゐて、民屋のプランから考案されたものであると云ふのは、現今では一般の定説となつてゐるやうである。尤も私とても以上の説に對して異論を挾む者ではないが、併し之れ丈ではどうも満足し兼ねるので、今少し突き進んだ處まで論じて欲しいのである。即ち社殿の發生は古代民屋の形式から發生した事は勿論であるが、唯單にそれのみではなく、他にもつと重大な理由が存在してゐる。それは何かと云へば、祭祀の方法と形式とである。前述の如く社殿は信仰の固定に基いて神籬や磐境の代りに發生したものである以上、其の目的は祭祀の方法や形式に適合したものでなければならぬのは當然である。随つて祭祀の運用を圓滑ならしむる丈の用意は必然的に考慮されねばならぬ。そこで次の如き事などが種々考へられて社殿の築造を見たものと思ふ。

- イ、固定的信仰の發生から、その對象物なる神が自己等と同じ様な生活をされるものとの想像から、人格神を奉安するには雨露を凌ぎ得る設備をなさねばならぬ事。
- ロ、右の目的を達成するには、自己等の居住する家屋と同種の設備となすより外に良き方法を見出す能はざりし事而して之れが神の住居として最も合理的のものと考へられた事。
- ハ、奉安した神に對しては必ず祭祀を行はねばならぬが、その神の如何に依つて親密な温か味のある祭祀を行ふ場

合と否とが建物の上に變化を伴はねばならぬ事。

ニ、奉安した神に對する祭祀が常時に繰り返さるゝ場合と否とに依つて、建物に變化を來さねばならぬ事。

ホ、たとひ其の祭祀が常時と否とに拘らず、風土、氣候等によつて、自ら建物の上に變化を伴はねばならぬ事。

以上の事を綜合すると大略次の如きものとなる。信仰の固定から來る必然的結果として、社殿の建造が企てられたが、それは各自が住する家屋と同系のものであるのを原則とする。併しながら祭神と奉仕者との關係が、私的であるのと公的であるのとに依つて、祭祀の上に形式を異にする點があり、隨つて其の建築様式にも變化を及ぼさねばならぬ事となる。のみならず、風土並に行ふ祭祀の度數等も自ら影響して、各地にそれ〴〵異つた形式の社殿が無關係に發生して來たのであるから、其の建築様式等は二、或は三と云ふが如き少數に分類すべき性質のものでないが、要する所社殿が出來てからそれに適した祭祀が行はれたのではなくて、祭祀の形式、方法、度數等に依つて社殿の形式が決定したのである、即ち祭祀が主で、社殿の形式が従となつて生れたと云ふべきである。

それは兎も角として以上述べ來つた祭祀の方法は、我國に於ける原始信仰に對する原始的祭祀の方法であつた。それが人智の發達と外來思想の輸入とに依つて、祖先崇拜の風が盛んとなると共に、今までの各種の信仰が多く祖先崇拜の形に變化して、遂には氏神の發生を促すと同時に、氏神祭の起因を醸成するに至つたのである。されば氏神信仰が我國に於ける最初のものであるかの如くに論ずる人もあるけれども、實は之れは人智の比較的進歩した時代に、家族制度の發生を見ると同時に固定した信仰として起つたので、それより以前は主として自然物崇拜であつたと見るのが穩當ではあるまいか。併しながら氏神の思想は固定した信仰の表れとしては最も早いものであつた、といふのは我

國は建國以來家族制度を以て國家を組織してゐたから、同一家族又は氏族の團結の鞏固が必要であつた。其の團結を鞏固にする目的の一として、祖先を崇拜して其の恩顧によつて事を處せんとする事が起つて來る、此の精神から導かれて其の始祖の人を祭る事になる。それが即ち氏神であつて、それ等の一族の者は此の氏神を中心として、益々其の團結を強めて行くことに努力した。こゝに於て其の氏族の長たるものが一族の者を引率して氏神を祭る事となるのである。而して氏神として早くからあらはれてゐる者は中々澤山ある、即ち

- 物部氏氏神 石見國安濃郡川合村 物部神社
- 紀國造家氏神 紀伊國海草郡宮村 日前國懸神宮
- 出雲國造家氏神 出雲國簸川郡杵築町 出雲大社
- 宇佐國造氏神 豊前國宇佐郡宇佐町 宇佐八幡宮
- 意富臣氏神 大和國磯城郡多村 多坐彌志理都比古神社
- 忌部氏氏神 大和國高市郡金橋村 太玉命神社
- 同 阿波國徳島市富田浦町 忌部神社
- 同 安房國安房郡神戸村 安房坐神社
- 藤原氏氏神 大和國奈良市春日野町 春日神社
- 賀茂氏氏神 山城國京都市上京區下鴨 賀茂御祖神社

等は中にも顯著な者であるが、此の他に中臣氏の鹿嶋神宮に於けるが如き、物部氏の石上神宮に於けるが如きものも

ある。之れ等二者の關係は、何れも其の祖神がそれらの祭神に始めて奉仕したのである、即ち中臣氏の祖神天兒屋命は鹿嶋の神に仕へたものであるし、物部氏は祖神宇摩志麻治命以來布都御魂劍の護衛に任じてゐた關係上、神劍が石上に鎮祭されて以來、石上に奉仕する事となつた。以上の關係上二者の氏族はそれらの神社を氏神同様に崇敬して祭つた所から、そこに氏神氏子の關係が生ずるに至つた、時代が降ると其の他に別に産土神産子の關係も生じて來て、之れが凡て氏神氏子の關係と同様に認められる様になるのである。【註五】

建國の祭事 氏神祭の事を述ぶるに先立つて云はなければならぬのは、我國の建國と祭事との關係である。紀、記を初めとして、古語拾遺にしても、舊事紀にしても、苟も我國の神典として認められてゐるものを見れば、我が大和民族は事毎に祭祀を行つてゐる。即ち其の發端から建國の曉に至るまで、神祭と不可離の間柄に置かれてゐるのは否定する能はざる事實である。神代の御代は扱置き、神武天皇の大和國御入國に際しても、賊徒平定に當つて祭を行はせられた事は、前にも記した通りであるが、天皇が愈々橿原宮に即位せられた時に種々の神事が行はれてゐる。

即ち天皇の御即位に當つて、宇摩志麻治命は天の瑞寶を奉獻し、神楯を豎て、布都魂の神劍に五十櫛を立て圍らして殿内に奉齋し、又天富命は諸の齋部を率ゐて天璽の鏡劍を正殿に奉安し、天種子命が天つ神の壽詞を奏した、此れが即ち御即位式の始めであるとしてゐる。其の後高皇產靈尊、神皇產靈尊の神勅に従うて神籬を立て、八神を齋き祭られたのであつた。續いて四年二月には賊徒愈々平ぎ、海内無事となつたので、鳥見の山中に靈時アツリノヒを設けて皇祖天神を祭られた。書紀に郊祀の文字が用ひられてゐる爲に支那の交野の祭祀と混同して考へる人もあるけれども、之れは全くの皇國振りであつて、支那のそれとは別種のものである。其の他鎮魂祭なども、其の起原は遠く此の時に發し

てゐる。かくてそれ以來祭政一致の實を擧げて來たのであるが、崇神天皇の十年に神靈を畏敬せらるゝ思召から、遂に神人の分離を行はせられたのが、抑も伊勢神宮の起原となるので、爾後政體の上にも變動を來して、遂に政教分離の氣運を生ずるに至つたのである。

氏神祭 氏神祭は、前述の如き氏神思想の發生に伴うて起つたものであるが、之れが發生には所謂墓前祭などの連續的行爲が重大なる影響を與へてゐるのである。墓前祭には前にも述べた如く、只だ單に先人の靈を慰めるものと一種のデーモンとしての祭との二種がある。前者はこゝに云ふ氏神祭の發生に重大なる關係を有つたものであつて、後者は後に起る鎮花祭や、率川社の三枝花祭などの起原をなすもので、後世陰陽道や佛教の祭祀と習合して御靈會の發生にまで及んでゐる。文獻の上で氏神祭として早くあらはれてゐるのは、萬葉集の大伴婁の氏神を祭つた時の歌である。

久堅之、天原從、生來、神之命、奥山乃、賢木之枝爾、白香付、木綿取付而、齋戶乎、忌穿居、竹玉乎、繁爾貫垂、十六自物、膝折伏、手弱女之、押日取懸、如此谷裳、吾者祈奈牟、君爾不相可聞(天平五年冬十一月)

此の歌は必ずしも氏神祭の特徴をあらはしてゐると云ふ譯ではないが、當時一般に簡様な形式で祭つたものであらう事は知るに足るのである。【註六】尤も此の歌によれば、未だ神社の形式を整へた祭祀でなかつた様であるが、之れがやがて神社建築の發生と共に、神社に於て氏神祭が行はれる事となつたのである、氏神祭として代表的で而も今日にまで残されてゐるのは春日祭である。祭は之れを勅祭として取扱つた處に一層の興味を覺えるのである。何れ此の祭祀に就いては後章で詳述する事とする。

農事に關する祭祀

注意すべきは農事に關する祭祀である。我が國古代の情勢を見るに、最初は狩獵を業とし

て日常の生活を立てゝゐたが、時代の降下と共に一般民衆が一定の土地に定住する様になつてからは、専ら農業を營んでゐた。——之れは何れの國に於ても同様で、單に我が國に限る譯でもないが——而して之れが具體的に認めらるゝに至るのは、大和朝廷の創立と同時に信ずる、之れを紀、記の神話傳説に就いて見ても、農事に關係のある記事や、神の名が記載されてゐる。尤も其の量に於ては少ないけれども、其の質に至つては實に傳説の主要な一つの部分を形成してゐる。即ち保食神から粟、稗、稻、麥、大豆、小豆等の五穀や牛、馬、麩などが化生した傳説などは農業神話として最も重要なものである。其の他天照大神と素盞鳴尊との争ひの文中に、天狹田長田の事を記してゐるのもあれば、又稚産靈神ワカムスヒから蠶、桑、五穀等が化生した記事などもある。尤も此の稚産靈神と保食神とは同一神と見做すべきものと思はれる。其の他豐宇氣毘賣神や、延喜式廣瀨大忌祭祀祝詞の中に云ふ御膳持須留若宇加能賣能命ミケモタスルワカウガノメノミコトなども、其の性質上同一神であるらしいが、尙ほ此の外に御年神や、大和の六の縣に祭る山口神などは、凡て農業神として古くから祀られてゐたのである。又龍田の風神の如きは異つた意味に於て、農業神と同様に尊敬されたのである。以上の如く我國古代に於ては農事に關する神話傳説は隨分存してゐて、而も有力な分子となつてゐたのであるから、之れ等の神々に對する祭祀は古くから行はれてゐたと見るのが當然である。之れ等の祭祀は法規の制定後即ち大寶令以後になると祈年祭、廣瀨大忌祭、龍田風神祭などとして表れて來るのであるけれども、それ以前に於ても此の種の祭祀は、早くから幼稚な形式で年々繰り返されてゐたと見るのが至當であらう。土俗の上から見ても隨分農事に關する祭祀は種々の形式に依つて多々殘されてゐるし、現今各神社の特殊神事の中にも祭祀の種々な分子と結合して存在

してゐるのを認める事が出来る。

ト占に關する祭祀

此の祭祀に關しては先きに祭祀の分類の處で、簡單に記して置いた通り、古くから行はれ

てゐるのであつて、以上記した外に琴占であるとか、石神信仰であるとか、足占であるとか、飯占、辻占、橋占、夕占など種々なト占の法が行はれてゐた、中にも盟神ウケガミ探湯などは有名なものであつたが、之れが單に占ふと云ふ事ではなくて、必ず一方に於て神を對象としてゐる。此の神を對象とする事がやがて神事としての形式を具備する事になるのであるが、外來思想の輸入後即ち陰陽五行及び讖緯説の輸入後は龜卜を初めとして、陰陽家に於て行つた占法、例へば雷公式とか、太乙式とか、六壬式とか、遁甲とかのものと並び行はれる事となり、漸く形式化すると同時に多少の淘汰も行はれた爲に、以前程ルーズな形でなくなつたのは確かであらう。それが世を経るに隨つて神事と結び付き又は土俗として各地に行はれた結果、現今まで各社に於て之れに關する神事が行はれる。即ち筒粥神事、置炭神事、御占神事、鹿占神事、占手神事等はこれに屬する。

疫神祭

以上の外に注意すべきは疫神祭である。疫神祭は平安朝になると全盛を極めるが、矢張り古くから我國

に發生してゐた古俗と見るのが穩當であらう。勿論後には支那思想や、佛教の影響を受けて、種々變化するが、之れは後に説明する。疫神の思想は早くから我國に存したもので、其の發生は死者の靈が一種のデーモンとして取扱はれた事に基因する。前引伊弉册尊の神退去しました時に、御遺骸を紀伊國熊野に葬り奉り、「土俗崇_ニ此神之魂_一者。花時亦以_レ花祭。又用_ニ鼓吹幡旗_一歌舞而祭矣」と云ふのが、デーモンとして祭祀を行つた始めであらうと云はれてゐる。併しながら必ずしも此の祭祀に起原を置く必要はないので、近時考古學の研究が盛んとなり、各所に發掘される遺骸の埋

葬方法が、此のデーモンの発生を防ぐ爲に特殊の方法を執つてゐる事を、立證してゐる點から見ても、非常に早くから我國に於ても此の思想は可なり盛んなものであつたらしい。尙ほ允恭天皇の崩御の場合に新羅王が調を奉り「張三種樂器。自難波至于京。或哭泣。或歌舞。遂參會於殯宮也」と書紀に記してゐる事や、同じく同書卷三十に天武天皇の殯宮に於て舞を奏せられた記事、即ち「冬十一月乙卯朔、戊午、皇太子率公卿百寮人等、與諸蕃賓客。適殯宮。而慟哭焉。於是、奉奠奏。楯節舞。云々」とあるなどは、矢張り同じくデーモンとしての思想から、死者の靈を慰める爲の方法を具體的に表はしたものと見做される。之れが一方に於ては土俗化して盂蘭盆會ともなり、七夕祭ともなり、蟲送りともなつたのであるし、【註七】又一方に於ては疫神の思想に變化して鎮花祭ともなつたのであらう。鎮花祭は文字に表はされてゐる通り、花時には種々の流行病が発生する處から、其の疫癘を鎮める爲の祭祀であるが、其の疫癘の發散はデーモンの働きであると考へられ、茲に一種の思想上の混合が成立して行はれたものである。此の事に就いて詳述すれば中々長くなるから此所には省略するが、率川の三枝祭、大神、狹井の鎮花祭及び道饗祭などは、此の系統に入るべきものと思ふ。それが後世外來思想の影響に依つて、平安朝時代になると、道教、佛教など、習合して所謂御靈會としてあらはれて來るのである。即ち祇園の御靈會、北野の御靈會などは有名なものであり、京都の上下兩御靈神社も、其の目的の爲に平安朝時代に祭られたものである。併しながら此の時代には疫神祭も中々盛んなもので、やすい祭で有名な紫野今宮神社の如きは疫神として新に鎮祭せられたものである、尙ほ洛の内外に多くの疫神堂の建立を見たのも此の時代の特色と見れば見られるのである。然し之れ等の祭祀は武家時代になると漸く衰退の徴をあらはす事となる。

以上述べた外に禊祓に關する祭祀があるけれども、之れは別に祓の事を記述しようと思ふから、其の處に讓る事とする。尙ほ其の他に各種の祭祀が始行せられ又興廢したが、餘り長きに失するし、平安朝以後になると全く別な祭祀の發生、變遷などが認められるから、此所では一旦之れで打ち切りとし、餘白があればそれ等の事をも記述しようと思ふ。

【註】(一)中央史壇谷川磐雄氏著南豆に於ける特殊遺跡の研究。

(二)宮地直一博士著神祇史歴史と地理。拙著祭祀を通じて見たる賀茂社。

(三)宮地直一博士著神祇史、同神社と考古學。

(四)林泰輔博士著周公と其時代、周禮。

(五)(六)宮地直一博士著神祇史。

(七)郷土研究柳田國男博士著毛坊主考。

四、祭祀制度

大寶令 我國祭祀に關する法規は大寶令を以て嚆矢とする。尤も大寶令の以前に近江令の制定もあつたけれども現今傳はつてゐないから其の内容の如何は知るに由ない。而して俗に大寶令と稱せられてゐるのは、養老年間に修訂された養老令であるけれども、一般には大寶令の名を以て知られてゐるから、矢張り大寶令と稱して置く。此の大寶令の中には、神祇に關する規定が明かに設けられてゐる。而して之は凡て廿條からなつてゐるが、其の内で祭祀に關する規定が大部分を占めてゐる。其の他散齋致齋に關するもの、大祓に關するもの、踐祚、大嘗に關するもの、祭祀官並に神社の經費等に關する規定などがのせられてゐる。此の如く祭祀並に之に關聯する規定の多いと云ふのは、一つは以て此の當時の神社が、後世に於けるその如く社會的に複雑な關係を生じてゐなかつた證據とも見られるが、又他方には神社は祭祀を以て生命としてゐる者であるから、其の祭祀が圓滑に行はれさへすれば、其目的を達するものとせられてゐた爲であつたかも知れぬ。それは兎も角として此の法規に依つて政府に於て行はるべき祭祀が、嚴然と限定される事となつた。少し煩はしいが最初の規定であるから、以下之れを簡單に記述して見る。其の第一條には、「凡天神地祇者、神祇官皆依^{オホミツ}常典^{オホセマツ}祭之」としてゐるが、令義解には此の天神地祇を解釋して天神とは伊勢、山城鴨、住吉、出雲國造の齋く神等を指し、地祇とは大神、大倭、葛木鴨、出雲大汝神等であると説明してゐる。次ぎには其の行はるべき祭祀を擧げてゐる、即ち仲春祈年祭、季春鎮花祭、孟夏神衣祭、大忌祭、風神祭、三枝祭、季夏月次祭、鎮火祭、道饗祭、孟秋大忌祭、風神祭、季秋神衣祭、神嘗祭、仲參上卯相嘗祭、下卯大嘗祭、寅日鎮魂祭、

季冬月次祭、鎮火祭、道饗祭等である。其他散齋、致齋、大祓等に關する規定などは省略する。然るに此大寶令にあつては、式を逸してゐる爲に、祭祀の形式その他に關する細かい手續は、全く以て知る事が出来ぬのである。

延喜式 其の次に表はれて來るのは延喜式である。尤も是より先きに弘仁式が出てゐたけれども、今日では極めて斷片的のものより見る事が出来ないから、先づ延喜式を以て大寶令に次ぐものとしなければなるまい。此の延喜式の出來た平安朝時代になると、社會の状態も進んで來てゐるし、外來文化は漸く咀嚼せられて、我が國民性に適合したものとなつて來たので、自然法制の上にも其の影響を受けて、日本化した可なり整うた形で現はれて來たから、其の神祇に關する規定も、餘程綿密なものとなつた。其の結果として今まで頗る自由な形で取扱はれてゐた祭祀が、一定の形式になつた固定的のものとなつた事は、否定する事の出來ぬ事實となつた。かくの如き現象は單に祭祀に於てのみ表はれたものではなかつた。即ち當時の思想界が外來文化の影響と相俟つて、階級制度の確立を達成し、一切の文化は貴族を中心として異常の發達を促した結果、社會萬般の事象は悉く彼等一部の手に依つて扱はなければならぬものゝ如くに考へられ、遂には行政の上にも專制的な中央集權を謳歌するに至つた。かゝる情勢の下になつた延喜式は當然其の規矩として相應しいものでなければならぬ筈である。従つて其の内に含まれる祭祀の規定が、其の範を踰する能はざるものとなり終つてしまつたのも無理からぬ事である。而して延喜式の制定以後明治の初年に至るまで、神祇に關する纏つた法規の發布を見なかつたのである。此點から見れば、延喜式は餘程有意義なものとなつたばならぬ。延喜式五十卷の内神祇に關するものは第一卷から第十卷に亘つてゐる、尙ほ此の外に關係條項として、他の部分にも入れられてゐるものもあるから、延喜式の約五分の一以上は神祇に關係あるものと見て差支なから

神祇式十卷の内では第一巻から第三巻までが祭祀に關するものである。即ち第一巻第二巻は四時祭式と稱してゐるが、年中恒例祭祀の規定であつて、第三巻は臨時祭式と稱して、全部臨時の性質を帯びたものとなつてゐる。其の他第七巻には踐祚大嘗祭の事を掲げ、伊勢神宮に關しては三巻に亘つて特に詳細を極めた制度が載せてある。尙ほ祝詞は纏めて卷の八に収録し、第九、第十の二巻には全國の神名を悉く網羅してゐる。今之を通覽すれば、祭祀に關する部分が全體の約三分の一を占めてゐるのであるから、餘程詳しい規定と見なければならぬが、其の内容は大體左の如きものである。

一、四時祭の部

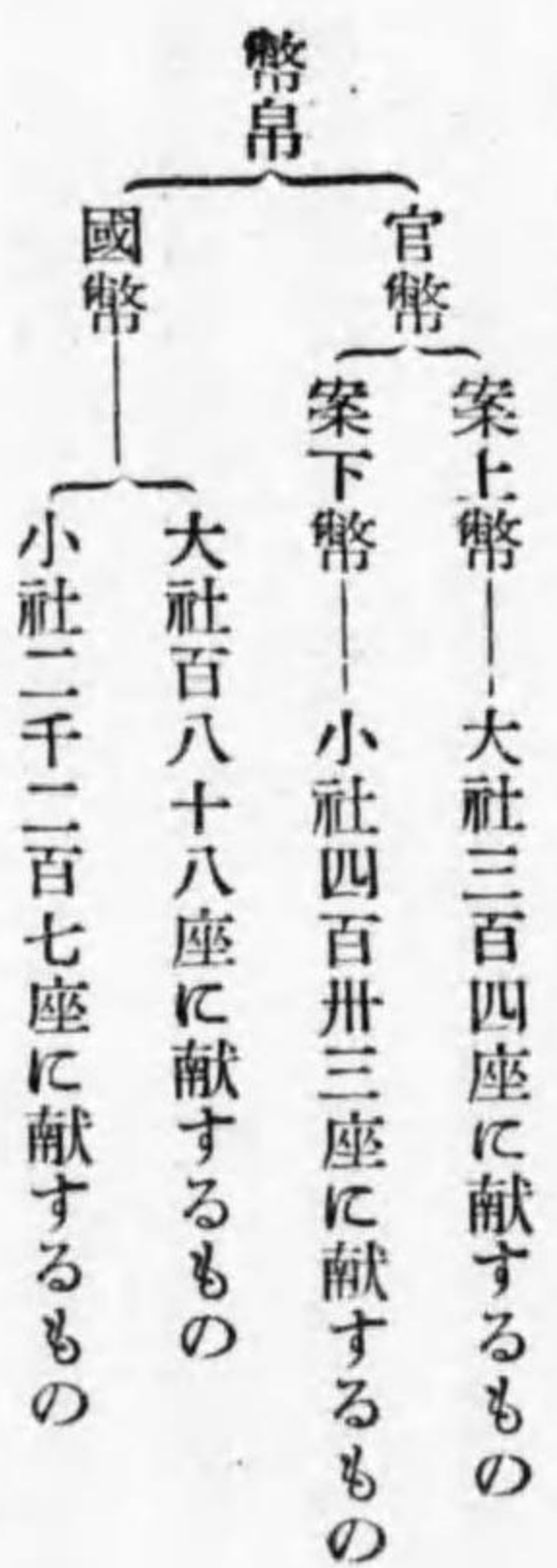
イ、先づ全國の神社を大社、小社の二つに區分した事。

ロ、それ等の神社に對して行ふべき祭祀を列擧して、之を大、中、小祀の三種類に區別してゐる。此の大、中、小祀の區別は大寶令にも存するが、延喜式の如く適確に何れの祭祀を大、何れの祭祀を中と云ふ風には指定してゐないから、凡ての祭祀を限定的に區別したのは延喜式であると云はねばならぬ。而して大祀に指定されたのは踐祚大嘗祭であつて、祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂祭を中祀とし、其の他の祭を凡て小祀とされたのであつた。

ハ、次に此の祭祀を性質の上から見ると、一般的祭祀と限定的祭祀との二つに區別して考へる事が出来る。即ち祈年、月次、新嘗、相嘗祭等は前者に屬し、賀茂、大忌、鎮花、三枝、園韓神、松尾、平野、春日、大原野祭

等は後者に屬するもので、特にそれらの神社に就いて行はるゝ祭祀であるが、之が後に例祭の形として後世まで存続するのである。

ニ、次に規定されたのは幣帛である、茲に云ふ幣帛は現今の幣帛と神饌とを合したものと見られる。尤も限定された祭祀に對しては別だが、祈年、新嘗の兩祭の幣帛は之れを官幣と國幣との二つに分ち、官幣を更に案上、案下の二種に區別して、それらに社格に應じて献進する事とした。之れを表示すると左の如くである。



尙ほ之れを詳細に區別するならば、官幣にあつては主祭神と相殿の神とに依つて幣帛を異にしてゐる。而してこゝに云ふ官幣とは即ち神祇官から奉るものであつて、國幣と云ふのは國司の廳から奉つたものを指すのである。元來は凡て神祇官から奉つたのであるけれども、種々の事情の下にかく區別せられたのである。此の事情を説明すると長くなるからこゝには省略する。次に説明を加へて置かなければならぬのは案上幣と案下幣とである。之は神祇官で幣帛を頒つ場合に、大社に奉る幣は凡て案上に据ゑた處から起つた名稱である。其の併限定された祭祀、或は臨時祭式の幣帛は多くの場合、今日の勅幣に類するものであつて、内藏寮から奉獻するものと見做してよからう。

ホ、幣帛の外に、散祭料とか、神殿の飭料とか凡て祭祀に必要な費用の献進も規定された。

ヘ、次に祭祀に携るべき人々の資格を制限せられてゐる。

二、臨時祭の部

イ、臨時祭を行ふべき祭神を限定した事。

ロ、幣帛を規定された事。

ハ、祈雨神八十五座の撰定並に祈雨祭幣帛の規定。

ニ、名神二百八十五座の撰定。並に名神祭幣帛の規定。

ホ、其の他臨時の性質に關するもの及び雜則に類する規定。

以上は内容の如く大略であるが、尙ほ延喜式全體に亘つて、各省の規定中に、それらの關係事項を載せてゐる。先づ大體に於て右の如きものであるから、祭祀に關する規定は此の時に殆んど完備したと云へる。併しながらそれ等の細則とも又は手續法とも見るべき延喜儀式なるものは、現今全く滅びてゐる爲、實際の運用如何に就いて窺知する事は困難であるが、幸ひにして貞觀年代に行はれた貞觀儀式が存するから、右の延喜式と貞觀儀式とを對比して考ふるならば、大體の事は推知するを得る。尙ほ其の他に不備な點の補充としては、新儀式、江家次第、北山抄などに依つて見る事が出来る。

右に述べた外に祭祀に關する纏つた法規としては爾後少しも制定されてゐないので、武家時代に社寺に關する法規はあつたにした處が、祭祀にふれたものは殆んど皆無と云つていゝ位なものであつた。それが明治維新後新たに制定

され、爾後今日まで度々の改正を経てゐるけれども、未だ完全の域に達してゐないのである。

五、祝詞

祝詞は神に對して申し上げる所の言葉であると解するのは現代の解釋であるらしい。併しながら祝詞が古來果して上に述べる様な意味のものであつたかどうかは考慮を要する。武田祐吉氏の説によると、上代の祝詞の本義は神に申し上げるのでなくて、神より下し賜はるところの詞であつたとし、其の上奏文の形式を取るに至つたのは、祭祀の形式が固定してからの産物であると云うてゐる、而して其の前段の理由としては祝詞は即ち詔命で、天神（こゝでは主として皇親神漏岐、神漏美命を指してゐるらしい）の詔命である。そこで古い祝詞が宣命であると云はれるのは、祝詞が宣命から派生したものでなくて、宣命が祝詞から出て來たのだと云ふ意味に論じてゐる。之れも鳥渡面白い見方であるが、此の説は賀茂真淵の、祝詞は詔命であつて、皇祖神の詔命を祭官が傳奏するのであると云ふ説と一致する。又本居宣長は「能流」と云ふ言葉は上へ申すにも、下へ云ひ聞かすにも用ふる言葉であるから、漢字の詔や宣の字義になづんで、只だ上より下へ云ひきかす方のみ解するのは考へ物である、と云ふ風に論じて暗に真淵の説に反對の意をほのめかしてゐる。武田氏の説の如く、祝詞の形式が祭祀の形式の固定した當時から、同じく型に嵌つたものとなつたであらうと云ふ事には同感で、以前はもつと自由な型として取扱はれてゐたであらうと想像する。しかし古い祝詞の語原や、語義や、形式などの詮索をやつた日には、逆も限りのある紙面には盡されぬから、一切之れは他日に譲るとして、こゝでは祝詞が祭祀の一分子として、如何なる位置を占めてゐるかと云ふ事と、その構成の要素に就いて

簡単に述べて見たいと思ふ。

祭祀の要素——要素と云へば當らないかも知れぬが、要するに祭祀の主要な部分をなすものは、古代と現代とに於て多少の差異のある事は認めなければなるまい。たとへば古代に於ては卜占は祭祀に缺くべからざる要素として、考へられてゐたらしい。既述の如く天岩門の前の祭祀を始めとして、あらゆる古代の祭祀に殆んど卜占を伴はないものはないと云ふも過言でない位、重要視されてゐたのである、さればこそ現代に於ても卜占それ自身が、單獨に神事化されて残つた程である、之れが現代の祭祀に於ては少しも見られない現象である。そこで古代祭祀の主要分子とも云ふべきものを擧げて見るならば、先づ卜占、奉幣（此の内には献饌をも含むのである）祝詞、歌舞の四つである。然るに現代の祭祀に就いては如何と云ふに、献饌、奉幣、祝詞、歌舞の四つに歸着する。尤も何れの場合に於ても、すべての祭祀が必ず之れ等の要素を悉く具備してゐるものであるとは云はぬ、中には奉幣を缺いたものもあらう、又は歌舞を省いたものもあらうが、大體に於て整うた形と云へば、先づ之れ等の要素を悉く備へてゐたものとしなければなるまい。かく考へ來れば、祝詞、献饌は祭祀に必須のものであつて、他の分子は之れを省くとも、之れ等二の分子は必ずなければならぬ最も重要な位置を占めてゐる。然るにも拘らず、古代の祝詞は文献の不備の爲に、少しも之れを窺ひ知る事が出来ぬ。されば現今に於て最も古いものとして纏つてゐるのは、延喜式の祝詞を措いて外にないのである。延喜式の祝詞は總て廿五篇あるが、中には古い形式を備へてゐるものもあれば、又延喜當時のものとも見做し得るものも可なり澤山ある。而して之れ等の祝詞は宣命體のものもあれば、又上奏文體のものも存する、其の他に單に祝賀の意を表するものも存するのである。即ち新年祭祝詞を初めとして廣瀬大忌祭祝詞、龍田風神祭祝詞などは宣命

體に屬するものであり、平野祭祝詞、久度古開祝詞、春日祭祝詞などは上奏文體を表したものであり、出雲國造神賀詞、大殿祭祝詞などは祝賀の意を以てなされたものである。而して之れ等の形式の内、宣命體のもの並に祝賀の意を表す祝詞が比較的古い形であつて、上奏文體のものは個々の神社が認められて、祭祀の形式が固定してからの産物と見られる。されば此の上奏文體のものが最も新しい形式であるとしなければならぬ。此の上奏文體の祝詞が一般に用ひらるゝ様になると、そこ的確に神の納受と云ふ事が必要となる。其の觀念が形式の上に表れて、返祝詞が生れたのである。返祝詞はかくの如き徑路に依つて發生したのであるが、可なり古くから行はれてゐたと見え、江家次第の賀茂詣の條には、早くも返祝詞を申した事を記述してゐる。承安二年四月二十二日の攝關賀茂詣の記事中にも、其の事を記してゐる。尙ほ石清水文書には返祝詞の文言を記述してゐる。「即ち三所大菩薩^{サンジヨウダイハツサフオホセクダシタマ} 仰下給フニ云久令申旨^{ムネイチキコシムス} 一聞食、如令申可叶給新^{マフサシムルゴトクカヘタマフベシ}」と記してゐる。又賀茂社の場合、古い記録には見當らぬが、承久頃の記録によれば、前段は祝詞の文を凡て繰り返して、例へば其の結句に至つて「伊賀志夜具波江能如久立榮氏令^{イカシヤクハエノゴトクタチサカヘナツカヘマツラシメタマヘトタダ} 辭^{ゴトフヘマツラク} 奉^{トマラス} 止^{トマラス} 申^{トマラス}」とあれば「……令^{ツカヘマツラシメタマフ} 仕奉^{シマフ} 給布止宣^{シマフ}」とか又は「……令^{ツカヘマツラシメタマフ} 仕奉^{シマフ} 給布事^{シマフ} 聞食須登宣^{キコシムス}」と結んでゐる。然るに戦國時代以後に神主の奏する祝詞は之れを二段に別ち、前段に於て上奏體の祝詞を終り、後段には悉く之れを繰り返して、結句を右の如くになし、其の全文を悉く神前に於て奏すると云ふが如き、奇怪な現象を呈するに至つた。又賀茂御祖社に於ては、鎌倉時代頃から假名文の返祝詞の一文を草して用ふる事とした。現在行はれてゐる勅祭式（法規上の名稱ではないが、俗にかく云ひならはしてゐるからそれを踏用する）中に、御祭文奏上の後、官司が之れを受けて殿内に納め、勅使に反命すると云ふのは、矢張り返祝詞の思想の名残であらう。それは兎も角として上述の三體

の外には、呪言の意味に於て作られた追儺祭の祭文の如きものが出来た外に、變つた形式のものは表はれずじまつたのである。

次に之れ等の構成分子を調べて見よう。大體祝詞は其の何れを見ても、先づ序、由縁、奉幣（獻饌をも含む）結語（此の内には祈願の意味を表したものを含む）の四章に分つて綴られてゐる。序の内には其の祝詞の發命者を記述するの古い形である。されば延喜式の祝詞などは、此の形式を用ひてゐるものが多い。即ち「皇親神漏伎命神漏彌命ミコトモチテ以ミ」とか、或は「天皇我大命爾坐世スミコトガオホミコトニヤセ」とか云ふ語が記されてゐる。前者は天神の詔命を表示するものであり、後者は天皇の宣命である事を示す場合である。其の他單に「何某乃神社乃大前爾畏美畏母白左久オホヤニカシコミカシコミモヤサク」など、記す方もある、之れも詮する處發命者を露骨に現はさない迄で、同様の意でなければならぬ。次の由縁の内には祭る神の徳を頌するものもあれば、祭の主旨を述べるものもあるけれども、全體の構成の上から考へて祭祀の主旨を述べる形が本體であらう。次には奉幣（獻饌をも含む）の品目を羅列する。而して最後に祈願の意を表すべきものである。尤も極く古い形には奉幣と祈願とはなかつたと云ふ人もあるけれども、それは祭祀の性質に依つて決定すべきもので、一概にかくは云ひ得ぬものであらう。以上の記述は延喜式に表はれた祝詞を基礎として、現今に至るまでの祝詞を通觀しての考へであるから、それ以前は如何であつたか明かでないにしても、恐らく右の形式に類似のものであつたと想像する。然し中古佛教や、道教の影響を受けて、祝詞であるか、呪文であるか、又は經文であるかの見解の立たないものも随分多く用ひられたかの様であるけれども、こゝには省略する。

六、例 祭

現在例祭と稱せられてゐるものには種々の起源を有してゐるものがあらう。併しながら此祭祀は随分早くから行はれてゐたものに相違ない。大寶令に「天神地祇者、神祇官皆依ニ常典ニ祭之」と記し、義解に之を註して伊勢、山城、鴨、住吉、出雲國造の齋く神等は天神であつて、大神、大倭、葛木鴨、出雲大汝神等は地祇であると述べてゐる。此條項は義解の解釋に隨ふならば、あらゆる天神地祇を祭るには、神祇官が常に用ひてゐる祭祀の方法に依つて祭れ、と云ふ意味に解せられさうであるけれども、此解釋の方法は誤りであると思はれる。延喜式に之を見るならば、四時祭式の冒頭に「凡踐祚大嘗祭爲ニ大祀ニ。祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂等祭爲ニ中祀ニ。大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮花、道饗、園韓神、松尾、平野、春日、大原野等爲ニ小祀ニ。」と云ふ一項がある。尤も之は前引大寶令のものとは全く別の意味を表はすものではあるが、其の割註に風神祭已上は並に諸司之を齋ひ、鎮花祭已下は祭官之れを齋ふ。俱に小祀にして祭官の齋ふ者は内裏之を齋はず、使勅を遣す祭は之を齋ふとして、其の祭祀の所管を明かに區別してゐるのは取りも直さず、前の大寶令の條項の内の神祇官で祭れと云ふ事が、それ／＼の官署に移管された事を表はすと同時に、具體的に其の祀官の所屬を規定したものであると見られる。然るに四時祭式に於て、天神地祇の内では限定的な祭祀を行はれてゐる神は極めて少ないのである。尙ほ臨時祭式の内にも同様である。此の事實から類推して前の大寶令の條項を解釋するならば、政府として天神地祇を祭る場合には、神祇官が何れも常の典に依つて祭祀を行へと云ふ意味と解せられる。同じく大寶令に「凡天皇即位、惣祭ニ天神地祇ニ」とある「惣」と前引の「皆依ニ常典ニ祭之」の「皆」とは、同じ意味に取り扱はれてはならない筈である。かく考へ来れば前に述べた如き、あらゆる天神地祇を祭るには、神祇官が常に用ひてゐる祭祀の方法に依つて祭れと云ふ意味に解するのは曲解とせなければならぬ。

以上の大寶令や、延喜式の文式では、それが後に所謂例祭と何等の關係も有してゐないのであるけれども、之れが現今の例祭を解釋する上に重大な意義を有する計りでなく、例祭なる名稱の依つて起る一の過程と見られるのである。序でながら例祭に對する現代の解釋に就いての見解に二様ある事を記して見よう。現今各神社に行はるゝ例祭、少くとも官國幣社に於て行はるゝ例祭は、天皇より幣帛、神饌を供せられて祭らるゝものである、即ち例祭とは天皇より例祭としての幣帛、神饌を奉らせ給ふが故に、行はるゝ一年一度の恒例の祭祀であると云ふ解釋の仕方と、今一つは例祭とは其神社に最も由緒深き日、又は特別の事情の下に定められたる日に於て、一年に一度行ふ恒例の祭祀である、されば此意義深き例祭日に際して、官國幣社に於ては天皇より幣帛、神饌を獻供さるゝのである、即ち例祭を行ふ時に天皇より幣帛、神饌を獻供せらるゝのであると言ふ見方と兩様存するのであるが、前者は前引大寶令の條項を、あらゆる天神地祇を祭るには、神祇官が常に用ひてゐる祭祀の方法に依つて祭れと云ふ解釋に則した議論であつて、後者は政府として天神地祇を祭る場合には、神祇官が何れも常の典に依つて祭祀を行へと云ふ解釋から起る議論である。之れを今少しく敷衍するならば、何れの神社と雖も、其の神社に於ては已に従前より例祭を行つてゐるのであるが、それが或る特別の御事歴に依つて、特に政府の認むる所となつた爲に、其の神社に於て行ふ祭祀の日に、天皇より特別の思召に依つて幣帛、神饌を奉らせられると云ふ事に歸着するのである。されば前引の大寶令の條項の解釋の方法と同様、例祭の場合に於ても後者の解釋を正當とせなければならぬ。

話が横道へそれて大變濟まなかつたが、前にも云ふ如く各神社に於て今日所謂例祭と稱すべき體の祭祀は、古くより必ず行はれてゐたものであるが、法規の上には少しもそれが明記されてゐなかつた。只だ大寶令、或は延喜式に定

められた少數の神社のみは、特別の御神徳に依つて、天皇より特に幣帛、神饌を御獻備になつた處から、之れを官祭と云ひ做はして、今日の例祭の起源の如く解かれてゐるけれども、實は之れは大間違ひで、それは極めて狭い範圍に限られたものである上に、而もそれが起源でなくて、先きにも記した如く例祭の變遷に對する一極部の過程である。されば之を以て一般を類推するのは當を得ないやり方であつて、其の大部分の神社に於ては、一年一度若しくは二度三度の恒例的の祭祀が行はれてゐたものと見なければならぬ。それが後に所謂お祭とか、祭禮とか、或は例祭とかの名稱を以て呼ばれる様になつたので、此の名稱は平安朝時代以後、否寧ろ近代に起つたと見るのが至當であらうと考へる。現今勅祭として有名な賀茂祭などには、明かに前述の意味が窺はれるのであるが、之れは別に項を逐うて述べる積りである。

七、祓と祓に關する祭祀

祓の思想は我國古代からの傳統的のものであつて、祓を修せられた事は古く紀記に記されてゐる。然らば其の祓を修する目的は何れに存するかと云ふに、一言にして表はすならば、罪穢を祓ひ捨つると云ふ事に歸着する。而して其の理由は如何と云ふに、罪穢は凡て神々の惡み給ふ所であるから、それを祓ひ清めて清淨なる境地に立ち歸らんとする思想の現はれに外ならぬ。其の神々の惡み給ふ罪とか穢とか稱するは如何なるものであるかと云ふに、大祓の詞の中に列擧してゐる畔放、溝埋、種放、頻時、串刺、逆剝、尿戸、生膚斷、死膚斷、白人胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯串、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥災、畜仆志、蠱物爲罪

などを指して罪と稱してゐる。此の内屎戸までを天津罪とし、生膚斷以下を國津罪として區別してゐる。而してこゝに天津罪として數へ立てゝゐる者は、主として農業に對して害をなすもので、素盞鳴尊が天照大神に對して遊ばされた罪が大部分をなすのであつて、國津罪と共に一般民衆が犯してゐると思惟せられてゐるものであるが、其の何れの罪の内にも穢と見做すべきものを含んでゐる所から見ると、此の當時には罪と穢との區別が付かなかつたものらしい。それは兎も角として、人々が知らず知らずの内に、又故意に、かゝる罪穢を犯す事があるから、それを神の力に依つて一年に二度祓ひ除ける行事をなすのが大祓ひである。

祓の行事は何時頃から行はれたか明かでないけれども、文献の上では書紀神代卷一の一書に、伊弉諾尊が黄泉に於て伊弉册尊に遇はれ、汚穢の處に行つたとして、筑紫の日向の小戸の橋之檣原に、祓除せられたのが始めである。併しこゝに汚穢の處云々と記されてゐるのは、前の大祓に列擧した罪穢とは多少其趣を異にしたもので、單に穢の思想に基づくものと見られる。そこで罪と穢との別を説明する必要がある。罪と云ふのは其の動機は別として自ら犯した行爲に對して云ふものであつて、穢とは自ら犯したものでなくて、他から蒙つた災難とでも云ふべきものである。即ち外部からの行爲の爲に餘儀なく蒙るものである。穢の思想は大體上の如くであるが、伊弉諾尊が受けられた穢は、大祓の穢とは又ちがつたもので、死穢の思想を表はしたものと解せざるを得ぬ。同書に「吾已浪泉之醜矣」と云ふのは、現世の世界に對して黄泉國を想定し、黄泉國は死者の趣く所で、其の國は汚穢の所と見做され、その食物を食すれば再び現世の世界に還住する事の出来ないものであると云ふ思想を表はしたものである。而して此穢に對する祓には贖物の提供を必要とせないが、罪に對する祓には之れを必要としてゐる。素盞鳴尊が亂暴をして、八百萬

神等から祓を科せられた時には、少なからぬ贖物を必要としたのであつた。

以上の行事は宇宙の大自然力を想定して神格化した神々を對象として、罪穢の消滅をなさんが爲に之れを神事化して常に行はれたのであつたが、後に大祓として定期的に行はるゝに至つたのである。此の大祓行事は天武天皇の時から行はれてゐると、公事根源に記されてゐるが、其の由來は前にも記す如く古いものであらねばならぬ。而して大祓の行事を規定の上に表示したのは大寶令である。爾來朝廷に於て必ず行はせられたもので、延喜式にも四時祭祀に之を載せてゐる。然るに一方では陰陽道の輸入に伴うて、支那の道家の祓の思想が早くから取り入れられたのであつた。延喜式祝詞大祓詞の後に、東西文部の奏する祝文は即ちそれである。其の他上巳祓とか、七瀬祓とか云ふものも始行せられる事となつたが、平安朝時代の中期頃には、祓の行事は中臣の手を離れて、漸く陰陽家の専門の行事の如くなり、加ふるに祓の本來の性質にも變化を來したが、同時代末期に及ぶと、佛教の讀經の卷數に擬して中臣祓の卷數を作り、百度祓千度祓など稱して、祈禱の大麻を頒布する事となつた。此の行事が後に御師に關係付けられるのであるけれども、之は省略する。「註一」而して此の他に御禊祓と稱して、各神社の各祭儀毎に必ず行ふ行事がある。之は伊弉諾尊の祓から出たものであつて、單なる穢を祓ふと云ふ思想を取り入れてなすものであらうが、何時の頃から行はれてゐるのか明かでない。併し貞觀儀式には之と同主旨の行事である齋王の御禊の事を記してゐるし、延喜式四時祭祀に載する春日祭、其の他各神社の祭祀の料物に解除料の事を記してゐる點から考へるならば、已に早く平安朝頃には盛んに行はれてゐたものであらう。

然るにこゝに祓と似た一種の事項が存する、即ち散齋、致齋である。散齋、致齋が我國に於て規定されたのは大寶

令を以て嚆矢とする。之れは必ず祭祀の場合に行ふもので、今日所謂潔齋の起源となるのであるが、此の思想が祓の思想と混同されて誤解された事もあつた、而して其の誤解の依つて生ずる原因は、散齋之内、諸司理事如舊、不_レ得_レ弔_レ衷、問_レ病、食_レ糒。云々の句がある爲ではなかつたらうか、散齋、致齋の最初の意義は、只管其の志を散せず、樂せず、誠心誠意緊張した氣分を以て、神事に奉仕すると云ふ處に存するものと解するのが正しいのであらう。

右に述ぶるが如き祓の行事又は散齋、致齋の行事は遂に神事と結付いて、後世まで各地の神社に於て行はれる事となつた。現今賀茂御祖神社の名越祓神事、賀茂別雷神社の御禊神事、安房神社の瀆降神事、宇佐神宮の致祭等を始め、各社に於て此種の神事が非常に多く行はれてゐるのは、我國民性に合致した清淨を尙ぶ思想に基づくものであらうと信ずる。

八、現今官國幣社に行はるゝ特殊神事

こゝに特に表題の如き名稱を用ひたのは、別に何等の深い意味がある譯でもないが、現行祭祀令第三條に「神社ニ特別ノ由緒アル祭祀」とあるのに相當する祭祀のみを指して、かく唱へたのである。而して右の如き祭祀は各神社に於て多少とも現存してゐるのであるが、之れ等の祭祀は殆んど今日の祭祀令又は祭祀に於て律する事の出来ない、一社固有の儀式に基いて行はるゝものである。然らばかゝる祭祀が如何にして各神社に發生したかと云ふに、それには種々の原因があらうと思はれるが其詮索はせぬ事とする。現今官國幣社に於て特殊神事として取扱はれてゐるものは約五百以上あるが、之れ等の祭祀を通覽するならば大體左の如きものに分類する事が出来よう。尙ほ以下の叙述が上

述の記事と重複する點も多々存するのであるけれども之も止むを得ぬ事として豫め斷つて置く。

- 一、神社の發生、又は由緒等に基因する祭祀。
- 二、狩獵に關する祭祀。
- 三、農事に關する祭祀。
- 四、卜占に關する祭祀。
- 五、祓禊潔齋等に關する祭祀。
- 六、武事に關する祭祀。
- 七、一般民間年中行事を神事化せる祭祀。
- 八、古代の祭祀を其儘繼承せる祭祀。
- 九、神佛習合時代に發生せる佛事を神事化せる祭祀。
- 十、陰陽五行說等道教に基因せる祭祀。
- 十一、單なる神饌献供に關する祭祀。
- 十二、神賑を神事化せる祭祀。

第一の神社の發生又は由緒等に基因する祭祀は、それらの神社の發生沿革に離るべからざる因縁を有するものであるが、特殊神事の内では最多數を占めてゐる。之の神事は右の如き理由からして、其の神社の成因を明かにする上に、最重要なるものである事は云ふ迄もないので、神祇史を調査する者の忽諸に附する能はざる者である。たとへば

賀茂別雷神社の御阿禮神事、賀茂御祖神社の御蔭神事、賀茂祭、春日神社の春日祭、稻荷神社の大山祭、日前國懸神宮の平瓮伏祭、同平瓮起祭、八阪神社の祇園會、信州諏訪神社の御頭祭、同式年御柱祭、出雲の熊野神社の鑽火祭、北野神社の瑞饋神輿巡幸、美保神社の青柴垣神事、同諸手船神事などはこれに屬するものと見るべきである。

次の狩獵に關するものは、古代狩獵期の名残を止むるものであるが、適確な徵證として見るべきものは信州諏訪神社に於ける蛙狩神事、同押立御狩神事、同御狩神事、同御射山祭などであらう。

農事に關する神事は隨分澤山現存してゐる。各社に御田植祭と稱するものは、一々擧げる必要を見ないと思ふから略するが、其の他に於ても賀茂別雷神社の土解祭、同御戸代會神事、安房神社の早苗振神事、熱田神宮の豊年祭などは注目に價する。

次に卜占の神事も量に於ては可なり多く行はれてゐて、正月の筒粥神事、或は粥占神事など、稱するものは凡て此の範圍に屬するのである。而して之れ等の神事は又農事に關係するものが多い事を忘れてはならぬ。右の外の神事としては賀茂別雷神社及賀茂御祖神社の武射神事、安房神社の置炭神事、貫前神社の鹿占神事、玉祖神社の占手神事などは有名なものである。

祓禊、潔齋等に關する神事も可なり古くから各社に於て行はれてゐるので、賀茂御祖神社の夏越祓を初めとして名越祭、又は茅の輪神事等の名稱を附せられてゐる者は概して延喜式所載六月の大祓の名残であるが、我が國固有の觀念及び道教の思想等が混入して、種々形式の異なる祭祀を行つたものらしい、それ等の異つたものが主として今日の特殊神事として残されてゐる様である、猶ほ其の他に賀茂別雷神社の御禊神事、攝津の住吉神社の神輿流神事、安房神

社の濱降神事、宇佐神宮の致祭、紀州熊野神社の湯登、住吉神社の御齋神事、同西濱身漕神事、寒川神社の濱降祭、伊太祁曾神社の茅輪名越行事、土佐神社の齋籠祭、大國魂神社の品川海上禊祓式等はそれらの名残と思はれる。

武事に關する神事も古い時代から行はれてゐると思はれるのが可なりあつて、石上神宮の神劔渡御式、同神庫祭、香取神宮の神幸軍神祭、神嶋神宮の御軍祭などは、その内に數へらるゝものではあるが、之れは寧ろ第一の部類に屬すべきものと思はれる。其の他の武事に關係するものは、概して武家の勃興以來行はれたものが多い様で、之れは大抵武射神事として聞えてゐる。即ち稻荷神社の奉射祭、氷川神社の的神事、大原野神社の御弓祭、住吉神社の歩射神事、御上神社の弓射祭、鶴岡八幡宮の流鏑馬神事、貫前神社の流鏑馬神事、二荒山神社の中宮祠墓目式神事等はそれである。猶ほ其の他の神社に於ても同様のものが行はれてゐるけれども、煩に絶えぬから省略する。尙ほこゝに注意しなければならぬのは、武射の神事には道教の影響から、惡鬼退治の思想が混入されてゐるのを忘れてはならぬ事である。

次の一般民間年中行事が神事化された祭祀も隨分澤山あるが、之れは平安朝時代末期頃から、漸次に影響されたものと見て差支なからう。而して土地の關係上、京都を中心として放射的に地方に減少してゐるのも、文化の傳播を祭する上に面白い現象だと思ふ。賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、稻荷神社、住吉神社、熱田神宮等に最も多く行はれてゐる様に思はれる。

こゝで古代の祭祀を其の儘繼承してゐる祭祀と云ふのは、主として大寶令延喜式等にのせられてゐる祭祀を指したものであるが、賀茂別雷神社の相嘗祭、大神々社攝社狹井座大神荒魂神社の鎮花祭、三枝祭、龍田神社の風鎮祭、廣

瀬神社の大神祭等を指すものであつて、あまり多くを見受けないのである。

神佛習合時代に發生した佛事を神事化したと思はれるものも可なり多數に上つてゐる。石清水八幡宮例祭(放生會)、熊野那智神社の牛王神璽祭、二荒山神社の開山祭、閉山祭、砥鹿神社の寶印祭等はそれであらう。

陰陽五行説等道教の儀式に基因するものも随分あらうと思ふが、現今その色彩を失はずに残つてゐるのは各社の追儺祭位なものと想像する。其の他神賑を神事化したものには住吉神社の寶之市神事、宮崎宮の玉取祭、金崎宮の御船遊管絃祭、太宰府神社の鶯替などがある。而して單なる神饌献供に關するものとしては、松尾神社のフト、ヒガキ献饌、御覽餅献備などが知られてゐる。尙ほ以上の外に細かに別つならば、種々の名稱を附するものがあるけれども、あまりに管々しくなるから之で止める事とする。

要するに特殊神事は、主として平安朝時代末期から武家時代にかけて行はれた神事であるから、延喜式所載の如く型に嵌まつた窳窟なものは比較的少いのである。一方には式所載の神事が行はれてゐたにも拘らず、他方にかゝる神事が勃興したと云ふのは、當時の民衆の思想が漸く變化して、形式を尙ぶ内容の少い神事よりも、一般人士の日常生活に則した祭祀を喜ぶ様になつたのと、傳統的民俗信仰の復活を要求したのと、中央政府の威力の失墜に基く法規の無拘束を曝露した結果に外ならぬと思はれる。されば之等の神事を詳しく調査したならば、當時の神社の社會上に於ける位置、並に一般思想の趨勢を知る上に多大の効果を有するものと考へる。一般祭祀に關する事は不完全ながら一旦之で打ち切り、他日又機會を得たならば詳しく述べる事として、三祭の叙述に移る事としよう。

第二章 三勅祭

一、序 説

ここに所謂三勅祭とは春日、賀茂、石清水の三例祭を指すのである。之れ等の祭祀は各其の發生の年代を異にし、賀茂祭は欽明天皇の御代に始行せられたと云はれてゐるが、文武天皇二年三月十一日に山背國賀茂祭日に衆を會して騎射する事を禁じてゐる所から見れば、強ち上述の説を否定するにも當るまい。而して春日祭は三代實錄天安二年十一月三日條に「庚申停平野春日等祭」と云ふ記事から推して、之れ以前に已に始められたものに相違ない、併し是亦始行の年代は不明である。最後の石清水祭と云ふのは即ち放生會で、時の朝廷が之れを認めて官祀としたのは天延二年八月からである。かくの如く各官祀の年代は異つてゐるが、平安朝時代中期頃には何れも盛んに行はれたものであつた。而して之れ等三祭は何れもちがった性質の祭祀で、賀茂祭は一般祭祀の典型と見るべきもの、春日祭は氏神祭としての素質を發揮してゐるが、獨り石清水祭に至つては佛教の法要を勅祭化したものであるから、前二祭に比して餘程趣を異にしてゐる。

平安朝時代には之れ等の祭祀の外に廣瀬、龍田、大原野其の他の諸社にも官祭が行はれたが、中には中絶したものもあり、又繼續されても右の三祭の如く盛んなものではなかつた。殊に賀茂祭の如きは、行粧の美しい實に莊麗な祭儀で、奉幣使は勿論供奉の官人に至るまで、皆車服を裝飾し、風流を悉したものであつたから、従つて之れを見物する者も途上に群集すると云ふ有様であつた。然るに應仁大亂以後は、さしも盛大な賀茂祭を始めとして、之れ等の三勅祭も江戸の初期までは中絶し、漸く延寶から元祿の頃にかけて復興される事となつたのである。併しながら復興後の祭儀は只だ昔日の倣を偲び得る程度のもので、到底平安朝當時のそれと比すべくもなかつた。それが又明治維新後廢絶に歸し、再び同十七年より十九年の間に舊儀の復興が行はれて、遂に現今に及んでゐるのである。今之れ等三勅祭に就いての梗概を以下に述べる事とする。

二、春日祭

イ、春日神社の祭神と鎮座

春日神社の祭神は藤原氏の氏神で、健御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神の四座が、所謂春日造の四の神殿に各別に鎮祭され、其の最東を第一殿とし、それより西方へ順次に第二、第三、第四と前記の順序に祀つてゐる。此の内で最も重んぜられてゐるのは第一殿の健御賀豆智命であるが、此の神は即ち常陸の鹿嶋神宮の祭神であつて、第二殿に祀る下總香取の伊波比主命（經津主命）と共に、建國に大功を奏せられた神である。而して此の健御賀豆智命が崇神天皇の御代に、常陸に顯れ給うたのは、中臣氏の遠祖神聞勝命に依つてであつた。其の後倭武天皇の朝には、神聞勝命の裔である臣狭山命が神宣を承つて居る。而して後の中臣鹿嶋連は此の臣狭山命から發してゐるのである〔註一〕 右の説から考察するならば、中臣氏は已に崇神天皇の頃から、鹿嶋神との關係を生じ、次いで其の子孫が此の地に殖民し、其の家職として親しく此の神に仕へた所から、遂に其の氏神として尊崇を深めたのであつた。又香取神に對しても同じ様な關係にあつた爲に、藤原氏が大和に勢を張るに及んで、氏神として先づ鹿嶋神を、次いで香取神を帝都附近の春日山麓に鎮祭する事となつたのである。藤原氏に取つては、自己の祖神である枚岡の天之子八根命があつたのであるけれども、それを遷祀するよりも、神助を得る上には以上二神の方が却つて大なるものが存したのであらう。而して後に枚岡の神である祖神天之子八根命と比賣神とを迎へ奉つたのである。〔註二〕

又其の鎮座の年代に就いては古來種々の議論があつて確定してゐない。普通には稱徳天皇神護景雲二年十一月九日

と云はれてゐるけれども、別に根據のある譯でもないらしい。然るに一方にはそれより以前天平神護元年、天平勝寶八年及び天平十二年にも春日社或は春日神の名があらはれてゐるし、又神宮雜例集には「元明天皇和銅二年己酉、都_ニ奈良京_ニ之時、近奉_ニ崇_ニ居春日神社_一也」と記してゐる。尙ほ其の氏寺である興福寺が大和飛鳥から移されたのも此の時であるから、彼此相對比して考ふるならば、氏神としての春日神は興福寺の移轉と共に平城遷都と同時に祀られたのであつたらうと思はれる。〔註三〕 而して此の神社は四柱の神が一處に祀られたので、其の何れを主神、何れを配祀神と云ふ譯でもなかつた事は、平野や梅宮のそれと共に鳥渡珍らしい例である。尙ほ注意せなければならぬ事は、延喜式神名帳に「春日祭神四座」とある事で、之れは同帳に

神祇官西院坐御巫等祭神廿三座

御巫祭神八座

座摩巫祭神五座

御門巫祭神八座

生嶋巫祭神二座

などと記してゐる以外に類例を見ないものである。之れに似寄りの記述をしたものに、平野祭神四社とあるのが見える。併し之れは前者と多少其の趣を異にしたもので、前者は凡て本祀の神社があつて、別に遙宮の有無に拘らず、或る一定の場所に遙祀された場合にのみ用ひられてゐる記載方法で、後者即ち平野や梅宮の場合は本祀の神社の外に、最初から固定的の社殿を設けて合祭した事をあらはしてゐるものである。されば春日神は最初は固定的の社殿に祭ら

れたものでなかつたのが、後になつて社殿が営まれたものに相違ない。而して其の造營が神護景雲二年十一月九日
で、三代實錄に云ふ同日附の神琴は其の時に納められたものでなからうか。

又延喜式春日祭祝詞には「鹿嶋坐健御賀豆智神、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神四柱能皇神
等能廣前爾白久、大神等能乞賜比能任爾、春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、云々」
と、飽くまで鹿嶋、香取、枚岡に坐すと記して、春日の神と限定してゐない事も併せ考ふべきである。其の他春日本
殿内の裝飾に就いても、此の間の消息を充分に窺ひ得るものがある。現今はどうであるか、古い時代の殿内には御濱
床の上に胡床子を置かれてあつたと聞いてゐる。かくの如き裝飾は他にあまり例のない事で、之れは一時的の頓宮或
は遙宮であつた事を有力に物語つてゐるのではなからうか。

尙ほ之れと併せ考ふべきは、春日神に奉つた封戸は鹿嶋の神封の一部で、新抄格勅符抄に「春日神廿戸 常陸國鹿島
社奉寄、天
平神護
元年とあるのは、即ちそれを示すものである。されば此の當時には春日としては無論獨立した神社でなかつたの
である。併し延暦二十年九月廿二日の太政官符には

一停止春日神封廿烟 常陸國

右割神封物充祭料畢、仍納件封還收、下符民部省畢、宜承知、以前件帖如前、官宜承知、依件行之、
符到奉行

と記して、之れを鹿嶋神に返納し、更にそれと同時に大和國に於て十戸を春日神に奉られた、之れに依つて經濟上、
初めて獨立の神社とせられたのであるが、同日の太政官符に於て尙ほ春日祭料は鹿嶋、香取の封物を割き充てられる

事と定められた。延喜式にも亦此の間の消息を充分知るに足る記事がある。されば春日神社が形の上に於て、經濟上
に於て又信仰の上に於て完全に獨立したのは、平安朝時代の中期であつたと見るべきではなからうか。

〔註一〕常陸風土記

〔註二〕〔註三〕宮地直一博士著神祇史

ロ、祭の名稱、祭日及起原。

春日神社に對する公の祭を春日祭と稱した事は、もとより社名に取つたもので、公の記録には勿論春日祭と記して
ゐるけれども、其の他に申祭とも云つてゐた。それは此の春日祭が申日に行はれた處から、其の干支に取つてかく名
付けたのであるが、之れは主として奈良の地に於て用ひられてゐる様である。恰も春日若宮祭を御祭と稱する如く、
其の社名を用ふる事を避ける爲であるらしい。

扱此の祭は何時から行はれたか不明であるが、公事根源などは清和天皇貞觀元年十一月九日庚申にはじまると記し
てゐる。併し三代實錄には天安二年十一月三日庚申の條に「停平野春日等祭」又貞觀元年二月十日丙申の條に「春日
祭如常」と記してゐるから、之れより以前に已に官祭としての春日祭が行はれてゐたのであらう。我が國古來の祭祀
の主要なるものとして、前章に述べた氏神祭は、氏の長者が其の一族を率ゐて祖先神を祀るものであつて、年二回に
行ふ例であつた。而して其の季節は多く二月若しくは四月と十一月とに行はれたので、之れは極めて古い習慣である
らしい。即ち續日本紀卷六、和銅七年二月丁酉の條に「以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上一令主神祭」とある、
此の神祭は氏神祭の事であると標註職原抄別記に註してゐるし、又續修東大寺正倉院文書には次の如きものが載せら

れてゐる。

美努石成解 申請暇事

合五箇日

右依可私氏神奉、暇所請如件、仍注狀謹以解

寶龜三年加筆十月廿八日

上 眞 繼

尙ほ類聚三代格所收寛平七年の太政官符には

應禁正五位以上及孫王輒出畿内事

中略大和國春日社二月十一月祭、興福寺三國忌齋會、同寺十月維摩會、藥師寺三月最勝會等、應參氏人及散位諸司五位以上、其人有限臨期直參、又諸人氏神多在畿内、每二年二月四月十一月何廢先祖之常祀、若有申請者直下官宣、如此之類往還有程、不得任意留連經日遊蕩、其違越者錄名言上、處違勅罪

寛平七年十二月三日

とある。之れ等の文書、記録等は明かに以上の事實を證してゐる、のみならず氏神祭は重大なる祭祀として朝廷に於ても、大いに意を用ひさせられたものである事が知られる。春日祭なども氏神としての祭祀であるから、二月、十一月の二回に祭られたのであるが、それが官祭となつても、其の儘襲用されたのであらう。かくの如き例は平野神社の四月、十一月、大原野神社の二月、十一月、吉田神社の四月、十一月などに見られる。

次に考へなければならぬのは、日の干支に依つて祭日を定められた事である。春日祭の如きは二月、十一月の上申

日を例日とせられたが、平野神社の如きも四月、十一月の上申日となつてゐる。又大原野神社は二月には上卯日、十一月には中子日、吉田神社は四月には中子日、十一月には中申日を用ひてゐる。かくの如く祭日に日の十二支を使用したのは、陰陽道の影響であらうが、舊い習慣である。併し其の干支が祭神と特別な關係を有してゐると考へられるのは極めて小部分で、多くの場合には何等の關係をも有してゐない。即ち上述の大原野、吉田の如きは春日神社と同祭神であるにも拘らず、其の祭日の支を異にしてゐるのを見ても略推知する事が出来よう。然るに此の干支による祭日も、年二季の祭日と共に明治維新後には國家的の祭祀には全く用ひられぬ事となつた。春日祭の場合も明治四年に従前の二月、十一月の二回を春季一回とし、同七年には申日を廢して二月一日と改め、更に同十九年の舊儀御再興の時に現今の如く三月十三日と定められたのである。

八、祭の儀式

此の祭は前にも述べた如く、何時頃から官祭となつたか不明であるが、春日神社が藤原氏の氏神である以上、藤原氏が朝廷に於て勢を得るに隨つて、皇室の御尊崇の加はつた事は申すまでもない事で、其の祭儀が公のものとなつたのも當然である。殊に文徳天皇の末年には藤原冬嗣の子良房が太政大臣となり、染殿皇后の御父として外戚の地位に立ち、清和天皇の貞觀八年には攝政を兼ね、同十三年には三宮に准ぜらるるに至り、其の勢並ぶものなき有様であつたから、此の當時祭儀の隆盛になつた事は少しも怪しむに足らぬ。又伊勢の齋宮、賀茂の齋院に倣つて齋女を置き、大原野、春日の祭祀を司らしめたのも貞觀八年からであつた事は、以上の關係から見ても首肯し得るのである。爾來藤原氏の繁榮と共に祭儀が益々華麗に赴いたが、平安朝當時の儀式は貞觀儀式、江家次第其の他の記録等に記され、

如何にも盛大なものであつた、今其の梗概を記すならば下の如くである。

祭の前儀 之れは次に述べる賀茂祭の場合と同様、齋女の河頭祓を指すのである。齋女は藤原氏の女で、春日或は大原野の例祭には各其の社頭に参進して、直接祭祀に携はるのであるから、祓を修して潔齋をする必要がある。そこで賀茂川に出でて祓を受けるのであるが、祭の数日前に預め陰陽寮で祓の日時並に方地を擇び定め、辨官が所司に命じて河頭に幄舎を作つて齋場とする、祓の當日には齋女が多くの供奉の者に擁せられて齋場に赴き祓を受けるのである。其の行粧は中々美々しく、牛車の如きも齋女の乗れるものの外に女別當車、宣旨車を初め九輪も立て連ねられるし、其の他唐櫃なども數多く、陪從供奉の官人等は前後に連ると云ふ有様である。而して齋女が河頭に到着すると、中臣の手に依つて祓を修する。祓が了れば諸員に饌祿を給與して、歸館するのであるが、かくの如き儀式が春日祭の前提として先づ行はれ、次いで参向の儀、社頭の儀となるのである。

参向の儀 祭使の参向は祭の前日即ち未日である、参向の際には朝廷で出立の儀が有つたのであるが、儀式には何等の徴證もない、江家次第には春日祭使途中次第の條に

春日祭使、上申日春日祭、前一日、近衛府祭使参入、就内侍所令奏参向社頭之由、若召御前、使率舞人并陪從等、入自仙華門参入、如賀茂祭、中略前日於里第有出立儀、舞人陪從裝束等使調給之、有勸盃求子等、次渡庭見之、或渡院御棧敷前、共諸大夫各著色々袴、

於内裏事訖、於近邊人家改裝束、攝政關白御子孫者、尙自内藏寮可進發、賦下略と記し、西宮記には

参春日之時、異姓使著祓殿後在中門外、計程舞後退出、近代雖異姓、歌舞之時立御前 春日祭使、若有無止侍臣者、隨氣色召御前、自仙華門参、使候長松上 舞人陪從等、仁壽殿西砌下、漸發歌笛聲、爰召酒殿御酒費殿有物賜使、此間列舞庭中、了使賜御衣、細長阿古女之類 又召藏人所佐渡布、賜舞人以下有差、番長各三段、近衛各二段、但官人召内藏相給各一疋、若盡者召内藏、賀茂使於神館及齋院歌舞 とある。又年中行事抄に「天徳五年二月、依禁中穢使不参内」とか「西宮記云、内裏有穢之時、使不参内」とか記してゐる、尙ほ山槐記保元四年二月十日條には「未半漏著闕掖、中略率陪從舞人参内、於春華門相待、矛相率也、入武徳門参弓場殿、發歌笛、藏人出遇、取藏寮大樹與予、予取之舞踏、自本路退出、於春華門邊留藏人等了下略」とある、以上の記事から察するならば、春日祭使参向の場合には、現今齋館で行つてゐる如き、勅使發遣の儀は行はれなかつたものと見てよからう。併し朝廷に於て出立の儀があり、使に驢として大樹などを給はり、使は之に對して舞踏を行つたのであるが、舞踏の事は何れ後に説明する。又使の里第に於ても盛大な出立の儀が行はれたものであらう。

かくして祭使は舞人、陪從、臈宮人、番長、隨身などを従へて行粧美々しく京都を出發して、奈良に向ふのであるが、江家次第によれば淡美豆御牧で一泊し、翌日奈良の梨子原に著く事となつてゐる。梨子原は奈良の二條大路の南にあつて、上古近衛府の領地であつた關係上、此處に萱葺の假舎を造つて宿舎に宛てたのである。而して此の宿舎に着すると此處で裝束を改めて山階寺（興福寺）の北及び東を通つて社頭に赴くのである。併し宿舎には興福寺の子院などを充てた事もあつたのであるが、之れに關しては藤原明衡が康平三年に意見を記してゐる。「註一」尙ほ又祭使が未日に立たずに翌申日即ち當日に京都を立つた例も多くあつた様である。山槐記保元四年二月十一日條に「著直

衣、先解除、次著半靴、騎馬、進發春日社、前驅在馬前、侍在後、自宇治路下向、于時小雨時々下、至于宇治、止、於破子、申刻至于南都、須宿梨原、然近代不然云々、且便宜宿玄修已講房、設別當僧正並玄修已講送之、送酒菓於梨原、辨雖催不著宿院座、下略」と記してゐるのも其の一例であるが、此の場合には迎ても長時間の休息が許されない事情があるから、春日神社に近い興福寺の子院に落ち着いたものであらう。而して著替の上直に社頭に向つたものと相像する。次ぎに齋女は矢張祭の前日に列を整へて京都を發し、奈良に赴くのであるが、其の途次國境を區域として山城大和兩國司は祇んで送迎し、齋女は佐保の頓舎に入るのである。

翌日祭使及び齋女等の参向は幾組にもなつてゐる様であるが、それを説明する前に此の祭儀に参向する主なる所役を擧げて置く必要がある。此の祭儀には非常に多くの人々が加はるのであるが、祭祀の性質上主として藤原氏の人々が之れに任ぜられる、而して其の所役は上卿、辨、外記、史、勅使、幣使、馬寮使、中宮使、春宮使、齋女、内侍等で、之れ等の人々は陪從、官人、隨身、雜色等を隨へて参向するのである。以下少しく所役に就いて説明を試みよう。

上卿 とは公事を奉行する上首の人であつて、大臣が奉行するときは大臣を上卿と稱し、大、中納言が奉行するときは、大、中納言を上卿と云ふのである。春日祭の場合には大臣の事もあつたし、大、中納言の事もあつた。而して此の場合の上卿は辨、外記、史等と共に社頭に参向して、等しく祭儀に携るのである。此の上卿と祭使とを並び遣はさるゝ事は最も鄭重な御儀である現今の上卿は祭使即ち勅使と古の上卿の職務の一部とな兼ねた如きものであつて、勅使は廢せられて上卿一人となつてゐる。而して春日祭の奉行が従前の上卿の職務の一部を司つてゐる様である。

辨 は太政官の判官であるが、此の祭の事務一切を處理する任務を有するので、少辨五位の殿上人である。

外記 は同官の主典で、詔勅や奏文を勘造し、或は公文を読み、文案を勘署するなどの事務をなすものであつて、此の祭には五位

の外記が勤める事となつてゐる。

史 も同じく太政官の主典であるが、六位の少史である。

召使 は上卿に屬する官人であつて、六位の者が之れに充てられる。

勅使 又は近衛府使と稱するが、即ち祭使である。此の勅使は現今の上卿の如く宣命(現今の御祭文)を奏するのではなくて、専ら走馬、東遊の奉納を司つてゐた様である、之れは次に述べようとする賀茂祭の勅使と對比して考慮を要するものであらう。併し元治二年二月の例は宣命を讀んでゐる。而して此の使は近衛の中將又は少將を以て充てられる、貞觀儀式には少將と明記してあるが、年中行事抄十一月の條には承暦元年十一月の例を引いて中將と記してゐるし、法成寺攝政記寛弘四年十月廿六日條には「春日祭使兼綱申、觸穢、左右中少將巡口、被仰可奉仕、由云々」と記してゐるから、中少將の何れをも命ぜられたに相違ない。又此の祭使は十一歳乃至十四歳位の年少の公達が少將に任官して命ぜられた事も度々であつて、其の例を聞いたのは御堂關白道長の子頼通(後の宇治關白)で、十二歳の時寛弘元年二月に近衛少將に任官して命ぜられたのを嚆矢とする、其の他師實、師通、忠實、忠通等は凡て年少で使を命ぜられた、殊に頼通の祭使は年少者の最初であるとして、道長も非常に悦んだもので、其の日記御堂關白記長保六年(寛弘元年)二月の條に詳しく記してゐる。尙ほ榮花物語卷八はつ花の條にも此の時の有様をのせてゐる。

幣使 之れは朝廷よりの幣帛を奉る使であつて、貞觀儀式には内藏頭となつてゐるが、現今は幣使の稱はなく、内藏允即ち内藏寮の判官の資格となつてゐる。

馬寮使 江家次第に記されてゐる役名であるが、貞觀儀式には載せてゐない。併し同式に馬寮頭の名が出てゐる所から考へるならば、恐らく馬寮頭が命ぜられたものであらう。現今では左馬允、右馬允の資格であつて左の方は五位允、右の方は六位允となつてゐるが、是れ亦馬寮使ではなく、前記の内藏允と共に上卿に附随したものととなつてゐる。

衛士 左右衛士府の兵士であつて、御幣物の警衛或は雜仕をなすものである。

舞人 貞觀儀式によると東遊を奏したもので、近衛の役となつてゐた。而して別に神主、神司、氏人五位以上二人、同六位以上二人が倭舞を奏したのであつたが、後には其の何れも廢せられてしまひ、殊に倭舞は其の型さへ一時絶えてしまつたのである、現今

では東遊は奏せられぬが、倭舞丈が其の型を再興して社附の伶人の手に依つて奏せられてゐる。

陪從 ベイヤウ は祭使に隨從するもので伶人を指すのである。之れも以前は祭使に従うて京都から参向したものであるが、東遊、倭舞の廢絶と同時に廢された。現今では倭舞の再興と共に社附の伶人が勤める事となつた。

齋女 イツキメ は前にも述べた通り藤原氏の女で、伊勢の齋宮、賀茂の齋院と同様に、祭祀の日に神社に奉仕せしめられたものであるが、齋女は單に社の西方北門内五間屋の北三間に著座して伺候するのみである。併し齋女はあまり永く續かずして廢せられた。

内侍 ナシナシノツカサシヤウジ 内侍司の掌侍であるが、齋女と共に社頭に至り、社の西方北門内五間屋の南二間に著座して、親しく祭儀に奉仕するのである。

其の他中宮使、春宮使、藤氏朝使等が参向する。

近世は一鳥居の北に假宿院の如きものが設けられた事もあつた。明治十九年御再興以後は餅飯殿の大宿所を充てられた事もあつたが、近來は奈良縣公會堂を齋館と定められて、當日早旦こゝで賀茂祭の小御所の儀に准じて、勅使發遣の儀、即ち奉行から上卿に御祭文及御幣物を授けられる式が行はれ、此處から参向の列が立てられる事となつてゐる。〔註二〕

次に社頭に参向の儀であるが、参向に先立つて上卿、辨、並に諸司使の内氏人の人々が先づ宿院の禦所に著坐する。而して上卿から諸司使内侍等の参進を促し、勸盃所謂獻の儀を終り、使等は列をなして一鳥居前の列見の辻に集る。而して上卿は辨、氏人等を率ゐて列見の辻に赴いて列を見、使々等と共に列を正して参進し、二鳥居内の祓の座に着くのである。列見の辻と云ふのは、古來凡ての祭の参向の場合に、此の所で列を整へて見ゆる例となつてゐるので、名所として今に残つてゐるのである。

齋女は佐保の頓舎から内侍其の他を具して参向するが、其の列は貞觀儀式に載つてゐる。尤も齋女の列は早く廢絶したが、之れ等の列には乗用の車の他にイダシケルマ車もあり、又傘の風流などもあつて、極めて盛大なものであつたらしい。齋女が社頭に参入すると直に道間の衣服を更めて神態の服を著けると云ふから、多分白い衣とでも著替したのであらう。

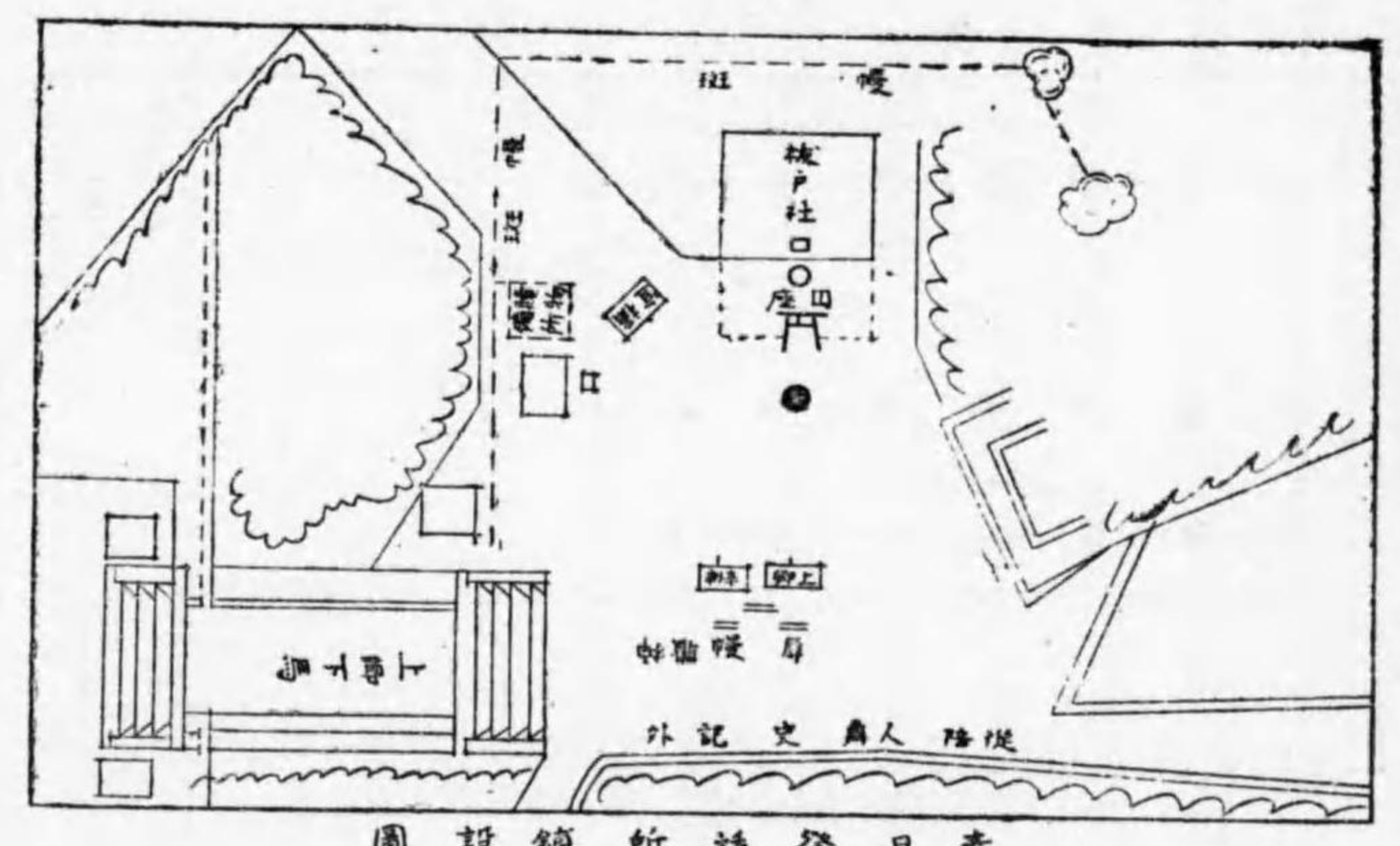
現今列見の儀は奉行に依つて行はれてゐるが、上卿以下参向の列は前述の如く奈良公會堂から立てられる。即ち先づ騎馬の警官が先驅をなし、次に走雑色が二人、次に退紅が二人楯を持つて進み、次に御幣櫃二合、之れは白丁が奉昇する、而して其の後に衛士が一人従うて警衛し、内藏允が騎馬で供奉をする。其の次は御馬四頭で一頭に四人宛の退紅が引綱を執つてゐる。次に右馬允、左馬允が騎馬で進む。次に走雑色を前にして召使が騎馬で前行し、上卿は舍人二人に馬の口を執らせ、居飼を後にして馬副四人、隨身四人、雑色四人、白丁三人を隨へて進み、次に辨が一人の舍人に馬の口を執らせて雑色四人、白丁三人を引具して之れに續く、而して其の最後に警官が騎馬で後驅をなすのである。此の列は一鳥居から参道を進んで二鳥居に到り、上卿は二鳥居の内、其の他は鳥居の外で下馬する。外記、史は古來先著の例であつて、舞人、陪從及び神職等と共に此所に上卿を迎へるのである。

社頭の儀 上卿の参著に先立つて社頭に於て祭典が行はれる、此の祭典が終ると、神庫を開いて神寶を取り出し、之れを各神殿の間に飾り立てる。而して神寶は鉾、劍、鏡、弓の四種類である。此の裝飾は古來の特例であるが、古は神祇官の官人が行つたものである。貞觀儀式に「祭日平旦、神祇官人率ニ物忌童女、掃ニ除神殿、神部等裝ニ飾ニ神殿、以ニ神寶ニ立ニ殿頭及垣邊、所司供張如レ常」とあるがそれである。次に御戸開を行ふのであるが、「春日祭舊例」によ

ると神庫並に神殿の御戸開は正預の行事となつてゐる。茲に斷つて置かなければならぬのは、神主以下神職の事である。古は他社のその様に常置の神主職は置かれず、祭祀の場合臨時に藤原氏の内から神主を補命して、祭祀を行はしめた。而してそれは主として大中臣家の人々であつたが、後には其の子孫が代々補せられて遂に世襲となつてしまつたのである。されば日常の神勤には神主は何等の關係をも有してゐなかつたので、其の爲めには最初神駕に扈從して來たと傳へられる中臣氏が預として奉仕してゐたのである。而して常置の神主は何時から出來たか明かでないが、弘安頃には已に有つたのである。(註三) 此の常置の神主を置かず、祭儀の場合に其の氏人を神主に補して奉仕せしむる事は、氏の神に對する取扱ひとして、上代に於ては常に行はれたものである。而して預りの職は後世諸國の氏神又は産土神の宮の頭の起原をなすものとして、注目に價する。それは兎も角御戸開が済むと八種神饌が献せられる、〔春日祭舊例〕神饌の事や、社殿裝飾の事や、祭祀の前後の行事などに就いては、別に項を分けて解く積りであるから、こゝには省略するが、かくの如くして上卿以下の參進を待つたのである。現今に於ても以上の諸行事は凡て宮司以下神職の手で行はれてゐる。

次に上卿以下が二鳥居に著くと、直ちに其の左方の祓戸社の前の庭上に著座する、其の席次は上卿が最東で次は辨、内藏使、近衛使、其の他の使々と順次西方に、何れも北面に著座し、有官別當の座は東向に設けられる。而して此所で上卿以下祓を受けるのであるが、祓は神祇官宮主の手で行はれる。此の祓に用ふる大麻は表に梅の楮、裏に寒竹を合せて麻と四手とを附したものである。其の他贖物としては解繩、人形等が用ひられる。尙ほ散米も同時に使用せらるゝのである。尙ほ貞觀儀式によれば、幣物、神馬等は此の祓の座には置かれなかつた様に見えるが、勘中記弘安六年

第一圖



春日祭所設圖

る。尙ほ祓詞を讀むにつれて上卿、辨は解繩、人形、散米に對する作法を順次行ふのである。以上の行事が終ると上

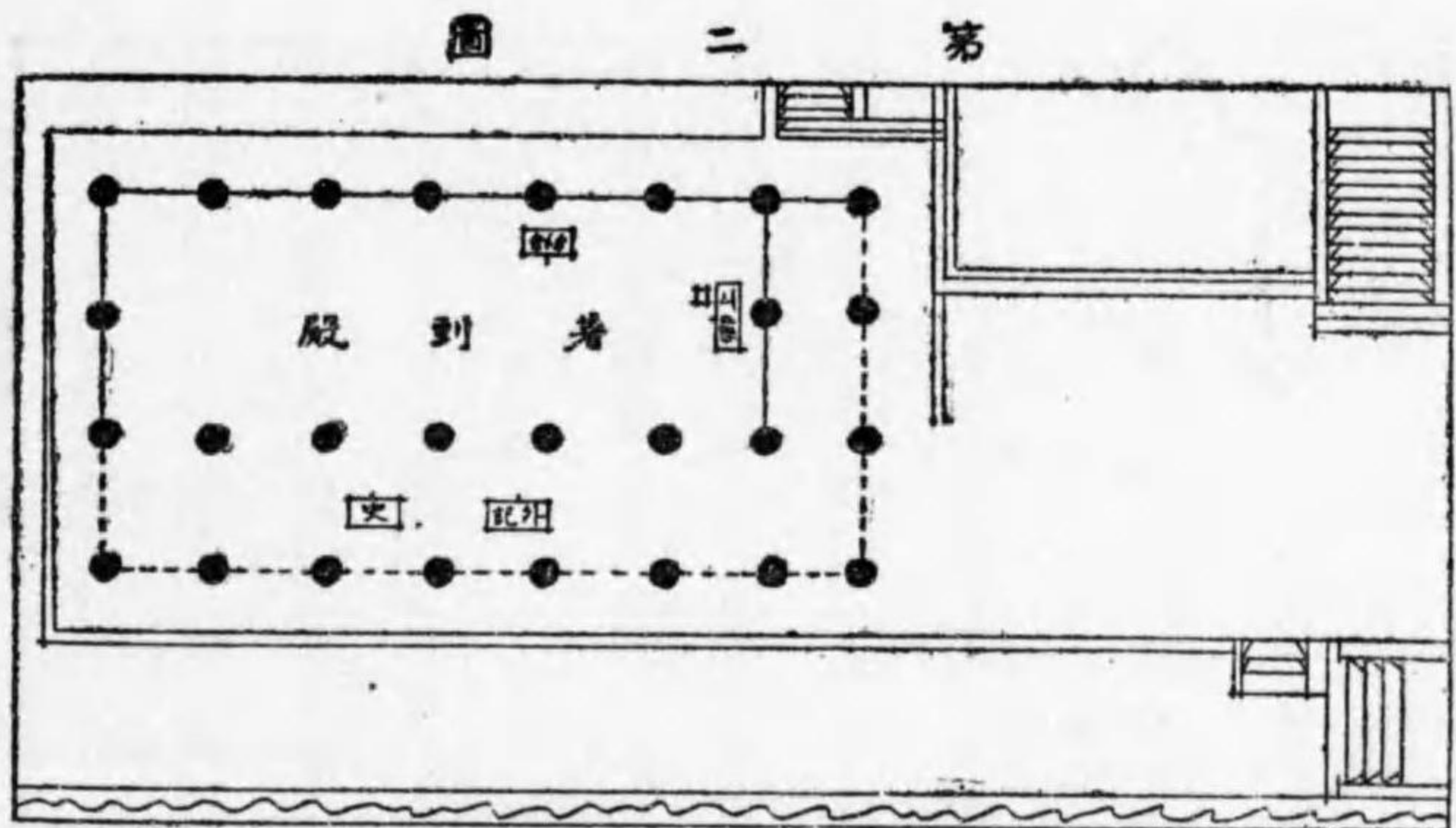
二月十一日の條には明かに幣物、神馬等も置いてある様に記してゐる、併し之れ等のものに對して祓をなしたか如何かは不明である。即ち貞觀儀式や江家次第等によれば、上卿以下が祓を受けて著到殿に著く間に、齋女が内藏寮幣、中宮幣、春宮坊幣、院幣、走馬、馬寮官人、近衛官人、中宮使など、共に列を整へて社頭に參進し、齋女は社の西方北門内の五間屋の北三間に、内侍以下の女子は同南二間に著座し、内藏幣以下各幣物はそれ〴〵定めの場合に、又諸官人等も各定めの際に著いたのである。然るに勘仲記によると、祓が了つてから御幣や神馬が前行し、上卿以下が參進して著到殿に著くことになつてゐる。元治二年の時も此の例の様である。然るに現今祓戸社前で祓を受けるのは上卿、辨の二人で、其の座席は古來と同様である。而して上卿、辨の著到以前に祓戸社に神饌を献じ、祝詞を奏し、上卿、辨が著座すると、禰宜(此の時の禰宜は禰祇官宮主の資格である)が直ちに贖物を盛つた黒木棚を二人の前に据え、其の下座に蹲踞して中臣祓を讀み、畢つて例の大麻を先づ上卿に、次に辨に進める上卿、辨は各一撫して、之を禰宜に返すのであ

卿、辨は立つて著到殿に向つて参進する。尤も内藏助、左右馬寮の官人は上卿が二鳥居に下馬すると、上卿、辨にか

六〇

まはず直ちに南門に参進し、内藏寮官人は幣櫃を舞殿に昇ぎ据ゑ、同南
廂に著床し、衛士は其の南に蹲踞する。又左右馬寮官人は御馬を南門外
廊に繋ぎ、同門内に著床する。而して舞人、陪従は上卿、辨の祓座に入
るを見て参進し、南門内に著床する。

次に著到殿の儀が行はれる。之れは上卿が式を覽るの儀で、朝廷の陣
の座の儀である。石清水祭では禮堂イダに於て同様の事が行はれる。此の儀
式は祭儀の爲めに社頭参著の人を記すもので、著到硯、筆、札フダ等が預め官
掌の手で用意せられる。著到殿には上卿以下、辨、外記、史等が著座す
るので、諸使は著座せず直ちに祭庭に向つたのである。著到殿の儀が
了ると此所で又饗膳の事があり、三献了つて箸を下す儀などが行はれた
のである。現今は上卿即ち勅使であるが、矢張以上の人々が著座する事
になつてゐる。此の儀が訖ると上卿以下祭庭に参進するのであるが、こ
ゝに故實があつて上卿、辨は南の樓門から進まずに引返して藤の鳥居を
經て慶賀門から入り、門内で手を洗ふのである。而して外記、史は南門
から参入し、上卿、辨に隨うて舞殿と直會殿との間に當る作合ツクライに著床

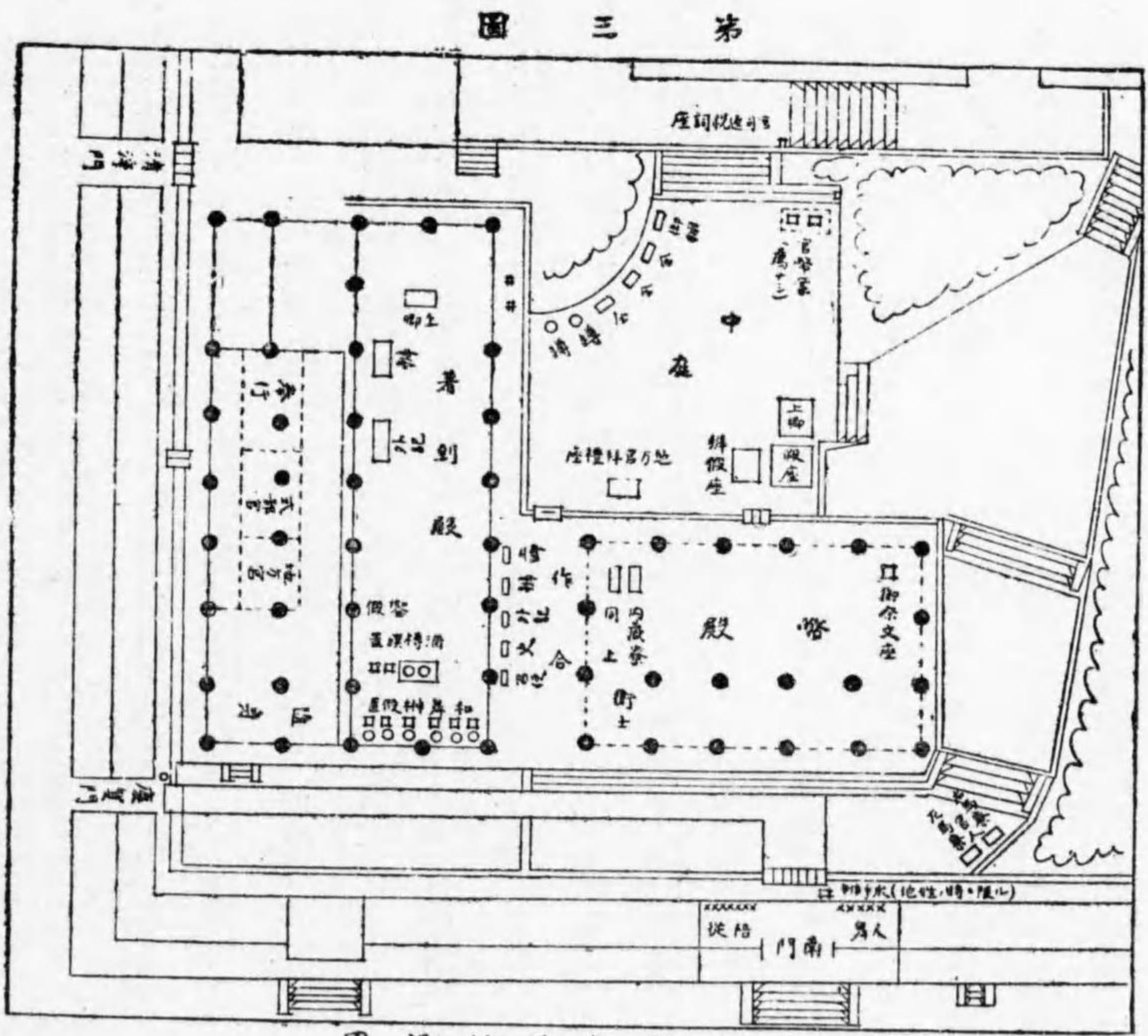


春日祭著到殿鋪設圖

し、此處で上卿は下劔する。下劔の事は賀茂祭の場合に下鴨社に於ても行はれるが、下鴨社にも此の春日社にも女神
が坐すからであると云ふ傳へである。

上卿、辨が慶賀門から参入するのは、貞觀儀式に西方南門より入ると云ふ記事に基くものであるが、藤原氏以外の
人が上辨若しくは辨の場合には其の人丈が南門から参入する事になつてゐる、併し之れは何時の頃から始められたか
不明である。尤も外廊は治承二年に造營されたので、樓門も其の時に營まれたものと思ふから、それ以後から
かゝる作法が行はれたのであらう。又他姓の者が祭使を命ぜられた場合には、江家次第によれば「各著祓戸座、六位
別當催氏人使々等、上卿座、辨座、使々座、祓畢異姓使々、自此退歸著到殿不著云々」と記し、又西宮記には「参春日之時、
異姓使著祓殿後在中門外、計程舞後退出近代雖異姓、歌舞之時立御前」と記してゐる、之れ等の記事から考ふるならば、異姓の
使は社頭に参著しても直接祭儀に参加せぬ者と解しなければならぬ、之れは前述の神主、預の關係と共に、氏神祭と
しての特色を露骨にあらはしたものであると云へよう。併し現今は上卿、辨は、慶賀門から、外記、史は南門から参
入する。

次に御棚献進の儀が行はれる。貞觀儀式によると御棚の献進よりも奉幣が先きとなつてゐるし、弘安三年には御棚
を先きとしてゐる。又天保九年には奉幣、御棚の順序であるが、元治二年には御棚、奉幣となつてゐる。明治の御舟
興以後は矢張御棚、奉幣の順序によられたので、一般神社の献饌奉幣と同様の關係となつた。此の御棚は黒木を黒葛
で編んだ楷棚シモトゲナで、極めて素朴なものである。之れに穀物、魚介、海藻等を盛つて神前に奉るのであるが、祭の前に已
にそれ等の供物が棚の上に盛つてあつて、其の棚が四臺祭庭の西方に据ゑてある。其の他酒樽ツツ二個も同所に置いてあ



春日祭場設図

六二

る。扱此の御棚は貞觀儀式では五位以上の
 氏が昇いで奉ると云ふ事になつてゐる
 が、江家次第には上卿以下が之れを昇ぐと
 記してゐるし、中右記寛治六年二月七日
 の條には、一御棚は上卿、辨、内藏頭、祭
 使の四人で、二、三、四の御棚は氏人二人
 宛で昇いだとある。又山槐記保元四年二月
 十一日の條には、一御棚は祭使、辨、中宮
 使、參會の氏人の四人で、二、三、四の御
 棚は氏人二人宛と記してゐるが、恐らく之
 れは後世まで同様であつたと考へる。此の
 時上卿以下の裾は何れも上手に懸けるのが
 故實となつてゐる。「註四」而して第一の
 御棚が第一殿に奉られるので、二、三、四
 と順次にそれ々の神殿に献するのであ
 る。御棚が献せられると神部が酒樽を昇い

で參入し、一樽は第一殿と第二殿との間に、一樽は第三殿と第四殿との間に置き、缶四個は殿毎の中重に置くのであ
 る。上卿以下は御棚を献じ終ると外院の座に著き、内侍以下女子が參入して饌蓋を開き、酒を酌んで奉り、神殿前の
 屏内座に東上北面に著くのである。若し内侍が參向しない時は、氏の五位の人四人を以て之れに代らしめると、江家
 次第に記してゐるが、後には神主が代理を勤める事となつた。現今では一御棚を上卿、辨の二人が昇ぎ、二、三、四
 の御棚は宮司以下神職が昇いで献備する、又樽、缶も神職が昇ぎ入れる事としてゐる。上卿、辨は一御棚を献すると、
 幣殿の北方庭中に北面東上に著座する。而して饌蓋を開き、酒を奉る事は宮司の所役となつてゐる。

次に御幣物の奉奠であるが、内藏頭が勅幣を中門外瑞垣前の案の上に置いて兩段再拜して退く、諸宮、諸家の幣も
 同様に奉奠すると、神部が之れ等の幣を執つて物忌(童女)に授け、物忌が之れを神殿に奉納するのである。現今は
 内藏寮官人が御幣物(四裏)を衛士に取出さしめて、瑞垣前の案上に奉奠し、作合に著床すると、宮司は之れ(一裏)を
 執つて第一殿に奉奠し、他の三裏は禰宜主典の轉進に依つて他の三殿に奉奠する。之れが了ると上卿、辨は作合に復
 床する。

次に御祭文の奏上である。古は上卿も祭使も宣命を奏しなかつたので、神主が木綿鬘を冠に著けて、中門の祝詞座
 で奏上したもので、兩段再拜は上卿以下が神主と共にしたのである。而して神主は同上の座で南に向き直つて返祝詞
 を申したのである。春日祭舊例所載弘安六年二月十一日の春日祭次第によると、中門内の鳥居の下となつてゐるが、
 恐らく最初から此の場所であつたと思はれる。然るに現今では上卿が幣殿東第一の間に著座して御祭文を奏上する。
 此の社の幣殿は舞殿と一字であつて、只だ内部の構造が異つてゐる丈であり、幣殿と舞殿との間には翠簾を懸けて區

其の座席は上卿は直會殿の北側に南面、辨、諸大夫は西側に北上東面、六位の氏は其の後に、使々の座は南側に西上北面する。饗膳は宮内省大膳大炊の手に依つてなされるが、正預なども出で、神酒を勧めた事例がある。酒觴は三廻りで、最後に拍手一段を以て終る。其の間に箸を立てる儀式などがある。現今では神馬牽廻が終ると一人の神職が盃を持ち、一人が杓を持つて勸盃をするので、矢張三献で終る。其の間に箸を立てる事も以前と同様である。

次に倭舞が奏せられる。古は倭舞の前に神祇官の祐以上が南の座に就いて琴師と笛工を召して、先づ神祇次に雅樂と云ふ順に神樂を奏せしめたので、それに次いで神主、神司の祐、五位の氏人二人、六位の氏人二人で倭舞を奏したのであるが、現今では饗饌が終ると直ちに倭舞の座を庭上に設けて社附の伶人が舞ふ事になつてゐる。倭舞は多くの場合雅樂寮或は近衛以外の、云はゞ素人が行つたものであるから、舞と云ふよりは寧ろ所作に近いものでなかつたかと思ふが、近來行はれてゐるのは古儀を再興したものと云はれてゐて、餘程東遊に似寄つてゐる。

倭舞が終ると見參ゲザンの儀が行はれる。江家次第によれば、外記が氏人の見參即ち參勤の氏人の名前を記したものを上卿に奉る式である。それは外記が見參を掛紙のまゝブンガキヤウ文杖ブンシヤウに挟んで、直會の殿東方北第三間から進み、上卿の前に跪いて捧げるのである。上卿は之れを取つて披見する、外記が文杖を執つて退下すると、辨が上卿の前に進み、見參を受けて復座し、史を召して之れを渡す、史は之れを懐中して下殿するのである。此の儀は昔も今も變りはない。此の文杖は古の節會の場合の様に金銅の鳥口の黒髻である。「註五」此の儀が終ると上卿以下下殿して作合に復床するのであるが、此の際は下薦ゲラフダチとなつてゐる。

次に賜祿の儀がある。南門内の庭中に祿所を設けて、史が祿所に就く、上卿以下諸役の人々は祿を受け、之れを左

肩にかけ、左手で抱へて一拜して退下するのである。現今は上卿、辨のみが祿を受ける事になつてゐる。祿は現今は綿であるが、往時は大褂、衣、單などの例もあつた。ここに注意せなければならぬのは、拜舞の事である。春日祭に於ては今まで拜舞が行はれてゐたかどうか、記録の上では鳥渡見當らぬ様であるが、大正十五年から行はれる事になつた。之れは前に記した舞踏と同じもので、祿を受けた場合にそれを左肩に懸けて一拜し、簡單な所作をなすのである。要するに祿を受けた悦びの心を示す動作であるが、今日では全く行はれてゐないものである。それが大正十五年以來春日祭に於て行はる事となつたのである。賜祿の事が終ると奉行上卿以下一同退下するが、昔は馬場に於て走馬があつたので、内侍も之れに臨監したと見えてゐる。併し現今では走馬の事は全く行はれてゐないから、上卿以下は二鳥居外で列を整へて齋館に下向するのである。

還立の儀

祭典が終つて梨子原の宿舎に退下すると、終夜宴を張り、歡樂を恣にする。時に祭使が御所の邊に狼籍をなす者がある、恐らく犯人があらうから召し捕れと檢非違使の判官に命令をする。そこで判官は假りに近衛府の下部を犯人として捕縛し、詰問を初める。犯人は盗んだ事を自白し、其の贓物は祭使の御衣櫃に隠してあると云ふ。

判官は犯人の云ふが儘に櫃を改めて、祿の絹などを取り出して官人に分配し、犯人を放釋すると云ふが如き餘興が演ぜられる。而して翌日宿舎を立てて京都へ歸るのであるが、附近の駄馬を徵發して、蓬を以て雲珠に拵へ、土器を杵葉として飾馬を仕立て、之れに下部を乗せて嘲哂する。彌宿舎を出でて京に向ふ途中不退寺の邊で、また檢非違使の判官に命じて犯人を捕縛せしめ、前の如く贓物を自白せしめて、褂、單衣などを取り出して又々分配する。且つ又判官を馬から引き落して衆人が之れを蹴踏と云ふが如き惡戯なども行はれた。列が淀に著くと雷鳴陣を立て、官人以下

皆笠を著、胡籙を負ふて夕立に會うた姿となる、そこへ府の下部の一人が紅衣を著て雷公となり、吾れは春日明神の使である、祭使は之れに依つて後來大臣大將となられると祝辭を述べる。ここで又祭使が官人以下に祿を給する。されば自邸に歸著する頃には漸くにして差貫狩衣丈となつた祭使が随分あつたと傳へられてゐる。故に此の故實をよく心得てゐる祭使は、之れ等度々の役の一つ丈をのがれん爲めに馳歸つたとさへ傳へられてゐる。以上の事が還立としての作法であるが、其の他凡てが甚だ盛んであつた爲に還立を見物する貴紳等も随分あつた様である。

以上で大體春日祭は終るのであるが、尙ほ神社の祭祀上の諸施設、幣帛、神饌、祝詞、用途等に就いて簡単に記して見たいと思ふ。

〔註一〕本朝續文粹

〔註二〕出雲路通次郎氏講演春日祭梗概

〔註三〕續南行雜錄、春日祭舊例、弘安四年春日入洛記

〔註四〕出雲路通次郎氏講演春日祭梗概

〔註五〕同上

三、春日祭前後の諸祭儀其の他

春日祭前後の諸祭儀並に神社の諸施設 春日祭は古來政界の中樞をなした藤氏の氏神祭である丈に、非常に盛大なものであつた。かかる大祭には必ず其の前後に比較的重要視され得る祭祀を伴ふものであるが、春日祭の場合にも其の前後七ヶ日に亘つて、種々の祭祀や行事が行はれる。即ち辰の日から戌の日まで、現今では三月十日から十

六日までに辰の立榊式、巳の祓式、午の御酒式、未の砂置、酉の神事、戌の小祭等が行はれる。併し之れ等の諸神事、諸行事の前四日間に行はるる内で、巳の祓式を除いては單なる春日祭の爲めの裝飾をなすものばかりで、別に祭に關連した意味のある祭儀ではない。而して巳の祓式は賀茂祭の場合の御禊の式に等しいもので、當日祭儀に奉仕する人々の身體祓や、社殿以下の祓をなすのであつて、祭祀には必要缺くべからざるものと云うていいのである。神社としては之れ等の凡てを結了する事に依つて、始めて昔日祭が完全に行はれたと見るべきものであらう。

次に諸施設であるが、現今神社側で行ふものとしては、外廊の西側北門より以北、並に中門内及び東側の外廊位なもので、其の他は殆んど凡て官内省の手で行はれてゐる。尤も諸殿舎の翠簾は凡て神社側に屬するのである。先づ外廊から云ふならば、西側北門より神寶庫にかけて社紋を染抜とした横幕が張り渡されてゐる。又東側の外廊は社附俗人の本座となつてゐるが、此所にも同様の幕を用ひてゐる。此の幕は何れも近き將來に廢せられて、有職的のものとなつて變せられる由であるが、左もあるべきである。而して中門には幌が懸けられる。幣殿舞殿及び直會殿には翠簾を懸けてある。庭上には向つて左の大杉の許に、シモトアン 栞案を四脚立て並べ、その側に樽を置き、中門内の西南隅に缶を置く、又中門前の瑞垣には懸 カケヂカラ 税と稱して稻穂が懸けられる。而して中門の前右方に神鞍が飾られ、舞人、陪従の胡床は南門内に列べられる。尙ほ直會殿の床上の南には、上卿、辨の饗饌に用ふる樽及び膳を据ゑ、其の南側に倭舞に用ふる榊を小机のせて置いてある。以上は大體神社側でなすものであるが、其の他一鳥居には、前にも述べた如く辰の日に立榊式を行つて大榊を立てる。次に宮内省側とする施設を簡単に記して見る。宮内省側としては社殿に對する裝飾は少しもしないのであるが、被戸社前の被所には其南方に屏幔を三つ霞に張り、北西の二方には班幔を廻らし、屏幔の

直ぐ中に上辨、辨の座を東上北面に設け西側班幔のもとには案を据え、祓つ物を折敷に入れて黒木案に載せて案上に置く。次に著到殿には母屋の東第一間に上卿の座を西面に作り、其前に著到硯・料紙等を置く、辨の座は北側に南面に、外記、史、召使の座は南廂に北面東上に作る、其の座には何れも荒薦を敷き、上に軾を置くのである。而して慶賀門の内には手水の具を設け、幣殿東一間には半疊を敷く、幣殿の北庭上卿、辨の座には東上北面に軾を敷く、尚ほ舞殿には幣櫃を置く處に荒薦を敷く、直會殿の床上には其の北に南面に上卿の座を設け、西に辨、外記、史、召使の座を設ける、何れも軾を用ふるのである。尚ほ直會殿の土間には班幔を張り、奉行、式部官、地方官及び参列員の席を設けるが、之れは何れも胡床である。右の軾、半疊は其の位に依つて何れも其の縁を異にするのであるが、あまり煩瑣に亘るから省略する。

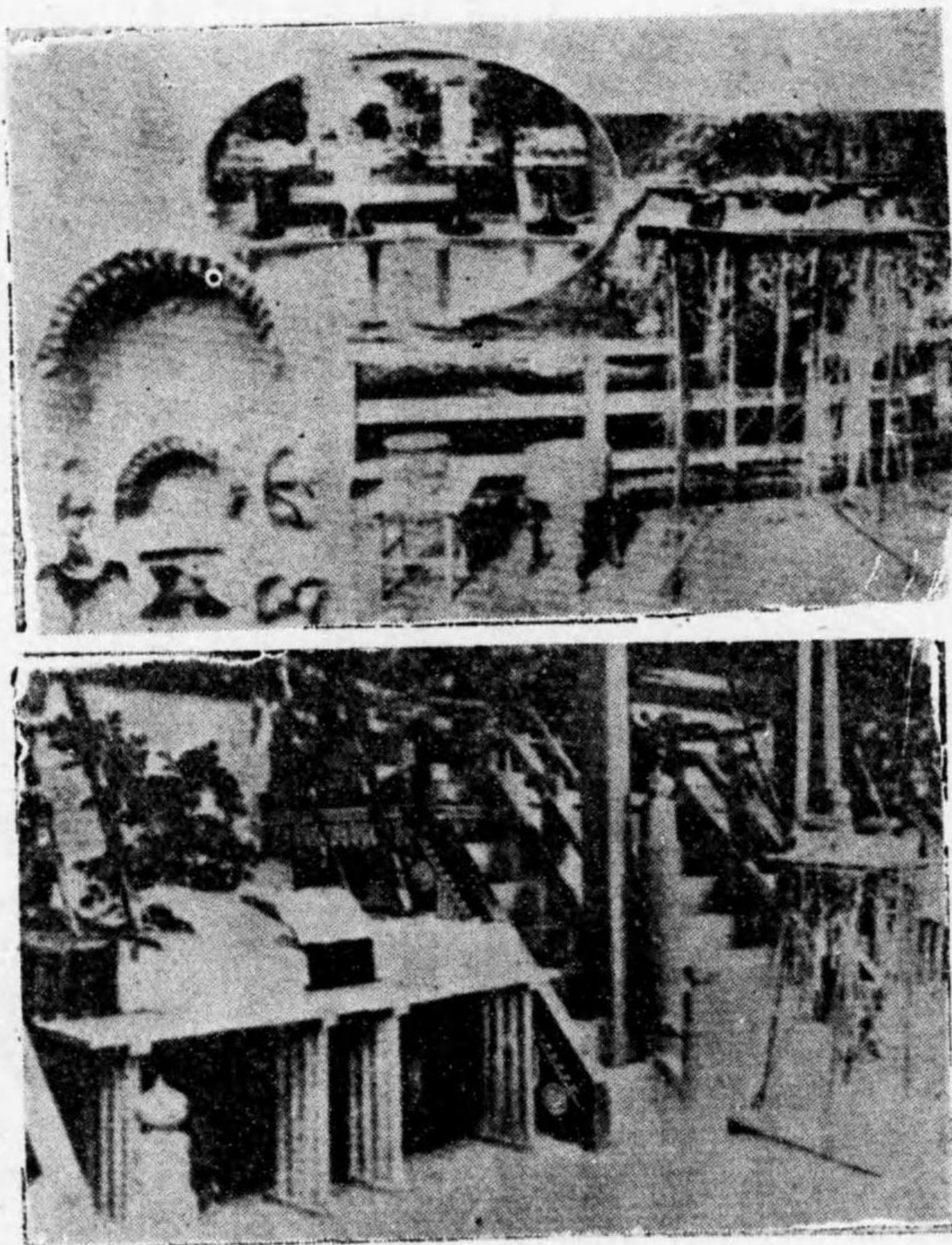
今序に祭器具の類に就いて極く概略の説明を附加する。祭儀當日の朝、御戸開の神饌に使用するものは四臺の高杯であるが、高さ一尺二寸五分、上部の盤面方一尺二寸、底部の經六寸で、上部は方形、底部は圓形である。而して其の上部は厚さ四寸餘の縁を持つてゐるが、縁の内部は凡て朱塗で、外部全體は黒塗である、而して四臺とも同一寸法である。之れ等の神饌高杯を神前に供するには、黒塗螺鈿の四足机を用ふるのであるが、之れも面は朱塗である。次に御棚に用ふる楮棚であるが、樛スルの黒木を黒葛で編んで作つた、極めて原始的のもので、高三尺七寸、長三尺幅一尺二寸である、それに注連繩を張り廻し、四垂と榊枝ナギ（今は竹柏の枝を用ふる）とを取付けてある。而して此の上に据うる折敷は檜白木の高三寸餘のもので、方一尺四寸位なもの一合である。其の蓋には榊柴カシワを細い竹を骨として編んだ葉盤ヒョウダを用ふる、又、濁酒シメツ（白酒）を盛る罇ツツは總高さ一尺四寸、徑九寸の檜の曲物に三本の刳脚を附したもので白布を以て覆ふのである。次に黒酒クワ（清酒）を盛る器は素焼の壺で、口径六寸高さ四寸五分、藤蔓を網狀に絡んで半實用、半裝

飾とし、缶フツと名付けてゐるが、同じく白布で覆ひ、方一尺四寸、高さ一尺の白木の臺に載せる。又樽には曲物の柄杓を附加する。其他上卿、辨の饗膳の折敷も凡そ方一尺二寸位な白木のものを用ふるのであるが、之れには銀の箸と匙カキとを附加する。又饗膳に用ふる樽は細長き桶で竹の輪を中部と下部とに廻らしてゐる、而して其の蓋には素焼の炮烙カキを用ひる、又之れにも柄杓を附する。尚ほ土器等も素焼の獨特のものを用ふるのであるが、其他素焼の高杯、

盃等をも用ふる。又箸臺も同じく素焼の耳土器であつて、御幣物の假案並に本案は何れも白木八足案を用ふる事としてゐる。

神饌幣帛 幣帛は延喜式内藏寮式春

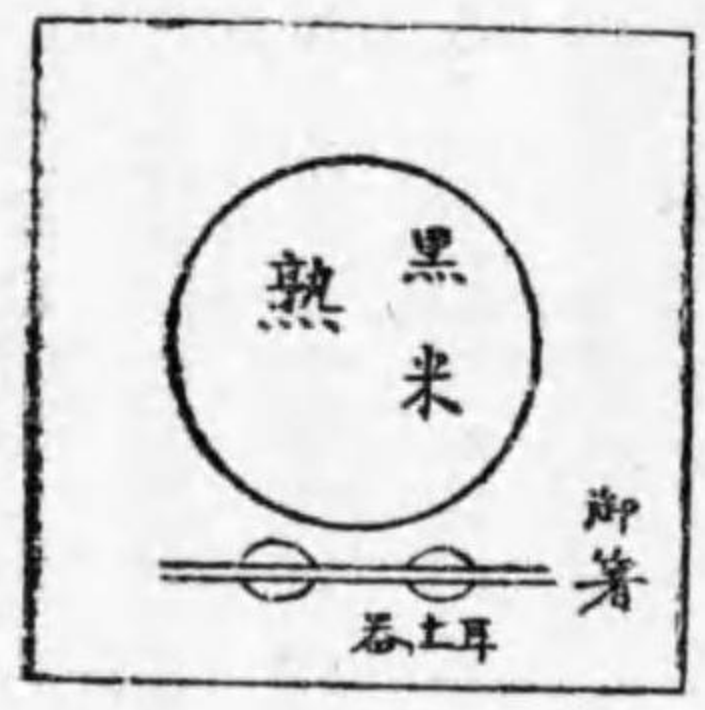
日祭の條下に、五色薄繩各二丈四尺、安藝木綿大八斤、絲四絢、曝布四端、麻小八斤、裏料商布二段一丈七尺、葉薦一枚、付木四枝、明櫃二合とある。之れは現今の幣帛の品目と殆んど同様であつて、其の量に於ても大差ない。尚ほ使の儲幣として、五色帛各一丈五尺、安藝木綿大一



斤、麻小一斤、紙卅張、付木二枝、中料洗布一丈三尺とあるが、之れは現今用ひられて居らぬ、以上の外に中宮、東宮等の幣帛もあり、馬寮を初め近衛、中宮、東宮などから神馬、走馬なども奉られるのである。次に神饌は延喜式四時祭式春日祭の祭神料に依つて大體を推知する事が出来、解除の購物なども同様であるが、現今調ふる所の神饌は、恐らく延喜式當時に已にかく定められたものと想像する。御戸開の神饌始め御棚其の他の神饌は凡て生饌と熟饌とを合せ用ふるが、其の材料は黒米、糯米、大豆、小豆を始め魚貝、海藻の類果物に至る迄種々のものを採り、滓醬迄も添へられる。熟は凡て神社の竈殿で作られるので、生の調理は御供所でなされる。而して之れ等の神饌は先づ平安朝當時の生、熟饌の好標本とも見るべきものである。又瑞垣の上にかける懸税も初めは一種の庭積神饌であつたものが、半裝飾的の意味に於て残されたものと考へて差支へあるまいと思ふ。先づ御戸開の神饌から記載する。

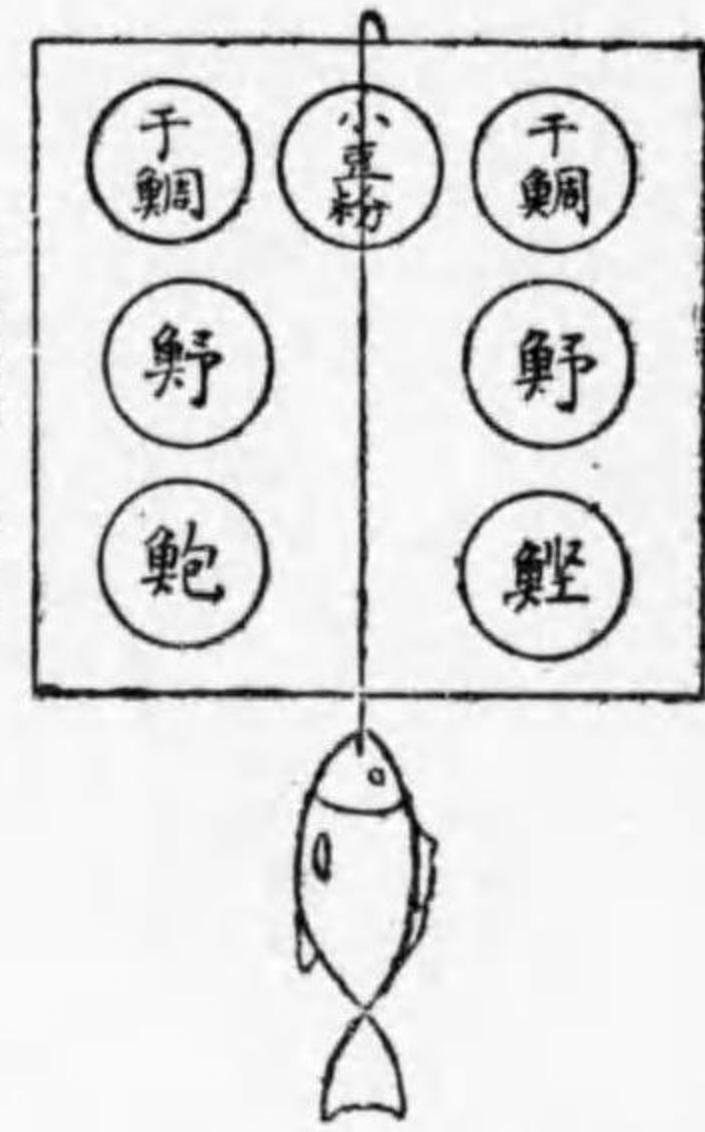
御戸開の神饌は、一座に高杯四台づゝを供へるのであるが、其の調理の方法、並びに盛合せなどは實に立派なものである。即ち

第一高杯 御飯



- 御飯 二重 黒米四升盛、但し下盛紙にて巻之 一 空
- 御箸 長さ一尺四寸 周り二寸 一 前
- 同居土器 耳土器 二 個

第二高杯 御魚



- 干鯛 (今干鱈を用ふ) 七重高さ六寸八分に盛る 二 盛
- 野 右に同じ 二 盛
- 鮓 二分位の厚さに輪切とし高さ六寸八分に盛る 一 盛
- 小豆粉 高さ六寸八分に盛る 一 盛
- 小豆粉附煮海鼠 五個を用ふ、高さ八寸 一 盛
- 焼物鯛 (鹽鯛) 一尺二寸以上 一 尾

第三高杯 精進



- 芋 十個 六重井筒型に盛る 二 盛
- 大根 七重井筒型に盛る 二 盛
- 牛蒡 七重井筒型に盛る 二 盛
- 昆布 以上各高さ九寸八分 一 盛

第四高杯 御菓子



- 柿 十個 同上 一 盛
- 酒 十個 同上 一 盛
- 三梅枝 十個 同上 一 盛
- 柿 十個 同上 一 盛
- 酒 十個 同上 一 盛
- 三梅枝 十個 同上 一 盛
- 柿 十個 同上 一 盛
- 酒 十個 同上 一 盛
- 三梅枝 十個 同上 一 盛

次に御棚の神饌は下の如くである。



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|----|----|----|----|-------|------------------------------------|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|
| 飯 | 箸 | 同居 | 鯉 | 鰻 | 烏賊 | 平魚(鯛) | 鮑 | 小豆 | 大豆 | 和可女 | 鯨 | 榧 | 干柿 | 柑子 | 滓醬 | 白酒 | 黒酒 |
| 黒米、糯米 | 耳土器 | 六重 | 七重 | 五重 | 四重 | 八重 | 又はほだはら
飯の上に鯖の切身一切
高さ約一寸五分徑同様 | 五重 | 五個 | (清酒) | (濁酒) | | | | | | |
| 二盛 | 一前 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 |

次に祓戸社の神饌並に贈物は左の通りである。

神饌

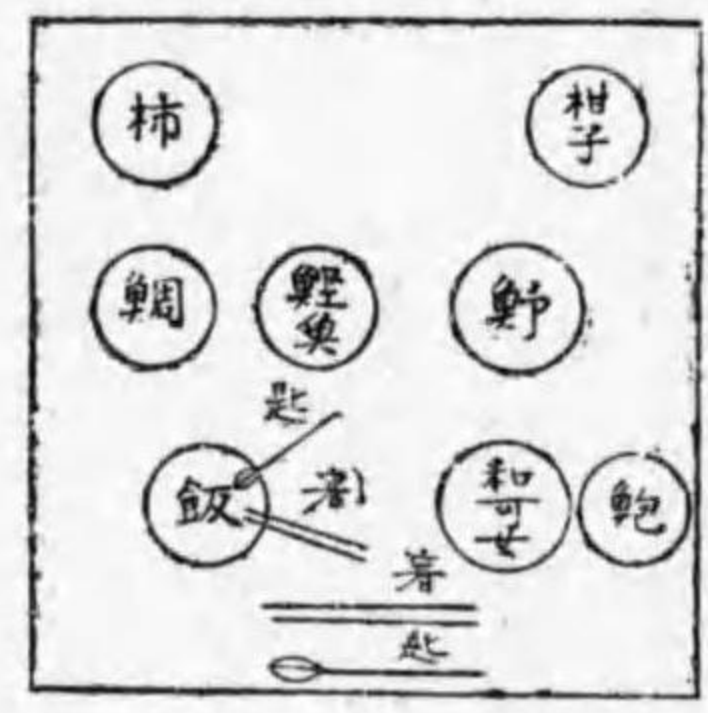


- | | | | | |
|----|-----|----|----|----|
| 飯 | 和可女 | 鯛 | 鮑 | 鯉魚 |
| 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 |

贖物



黒木棚(高約八寸、方凡一尺三寸)に載せるので、黒木棚は御棚の楯棚と同じ手法である。次に饗饌の品目を掲げると大略次の如くであるが、二献の後箸と匙とは飯の上に右から置くので、箸を手前の方に匙を向ふに八字形に置く、之を「箸を立つ」といふ。



- | | | | | |
|----|-----|----|----|----|
| 箸 | 飯 | 鮑 | 鯉 | 柿 |
| 一前 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 |
| 匙 | 和可女 | 鯛 | 鯨 | 柑子 |
| 一手 | 一盛 | 一盛 | 一盛 | 一盛 |

祝詞

春日祭の祝詞の最古のものは、延喜式祝詞式に收められてゐる春日祭の祝詞であらう。凡そ延喜式所載の

祝詞の内で、神社の例祭の性質を帯ぶる祝詞は春日を始めとして、廣瀬、龍田、平野、久度古開の祝詞であらう、其の内で廣瀬、龍田の祝詞は純然たる奉幣使が参向して神主祝部に對して聞かせる宣命體として作られてゐる。之れなどは最も公的のもの、即ち袴をつけた、厳格なる儀式的のものと見られる。而して春日、平野、久度古開等のものは宣命體ではあるが、之れは對神主的のものでなくて、全然神に對するものとして作られてゐる。而して其の文中には何れも神主に何某を定めて大幣帛を奉らしめると云ふ意味のものとなつてゐて、奉幣使を別に立てられる意味を少しも表はしてゐない。今之れを貞觀儀式、江家次第等の春日祭の祭式と對比して考へるならば、此の祝詞の主旨と儀式を立て方とは多少の矛盾があるやうに思はれる。即ち祝詞の主旨は、神主が祭のすべてを主として取り行ふものゝ如くに見ゆるが、貞觀儀式から見ると、祭儀一切の事は上卿が主宰となつて行ひ、祭使は東遊及び神馬奉獻のみの所役となり、内藏使は官幣奉奠の使となり、神主は單に神前に祝詞を奏する事が役目の様に見える。或は此の見方は、餘りに貞觀儀式の上に現れた文字其の儘の解釋であつて、一種の偏見であるかも知らぬが、少くとも春日祭はもと祝詞にある如く、神主が定められて、それが他の神社の場合の奉幣使と神主とを兼ねた地位にあつて、祭儀を奉仕したものであつたが、平安朝頃になつて凡てのものが非常に儀式化したと同時に、藤原氏の勢力が隆盛となつた爲め、單に神主のみに任せないで、氏の長者又は權勢を有する一門の人が或は上卿となり、祭使となつて参向する事となり、祭儀を複雑に導き、彌儀式化したものであつたと考へるのである。

尙ほ此の祝詞の字句に就いて少しく詮索するならば、第一に「オホカミタチノコハシタマノマニカスガノミカサマノシクタイハニニミヤ太神等能乞賜比能任爾春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立、云々」とあるのは、平野、久度古開の祝詞の構成法と同様であるが、平野、久度古開の場合と多少其の

意味を異にしてゐる點がある様に思はれる。即ち春日祭の方では飽く迄もとの神々等の廣前に申さくと云つて、遙祀の思想をあらはしてゐるが、久度古開の場合には何々より仕奉來ると明かに遷祀をうたつてゐる。之れが同じ様に見えるてゐて、而も二者其の趣を異にしてゐるものと考へられるのは前にも述べた通りである。又文中に「ヨモノクニノタマツレルミツヅキノノキトリナラシメテ御調能荷前取並氏云々」とある。之れも平野、久度古開の祝詞の中に見える言葉であるが、延喜式の祝詞の内で荷前云々の事を云うてゐるのは、伊勢内宮に奏するものゝ外には、右の祝詞より無いのである。平野や久度古開の祝詞にそれが用ゐられてゐるのは、同じく氏神祭であると云ふ處から、春日の例を其の儘用ひたに過ぎぬものであるから、問題にならぬが、之れに依つて春日が如何に朝廷から重く見られてゐたかを察するに足ると思ふのである。

併し此の式文が何時頃迄用ひられてゐたか不明である、比較的後まで續けられてゐたものではあるまいか。元治二年二月十八日春日祭が復古された時の宣命は上卿が奏してゐるが、引き続き行はれた春日祭の御祭文は矢張舊例にまかせて神主が奏してゐる。然るに現今御祭文は上卿が奏して神主は之れを神前に納めて、返祝詞の儀を行ふ事となつてゐる。之れは氷川、檀原、明治、熱田等と同様の次第であつけれども、前にも度々述べた如く、賀茂や氷川や檀原、熱田などの如く、上卿の奉幣以前に御饌伊進がないから、隨つて御饌の祝詞も春日祭にはない譯である。其の代りに御戸開の神饌を奉る時に、他社の御饌祝詞と同じ性質のものを奏するのである。尤も此の御戸開の行事は春日祭の一部と見るべきものであるが、嚴密に云ふならば一つの豫備行爲であるから、此の時の祝詞を以て直ちに御饌祝詞とは見られないのである。併し現今に於ては理窟を附けて無理に之れに押付けてゐる姿である。此の他に尙ほ御戸社に神饌を供する時にも祝詞を奏上する事となつてゐるが、是れ亦何時頃から行はれたか明かでない。

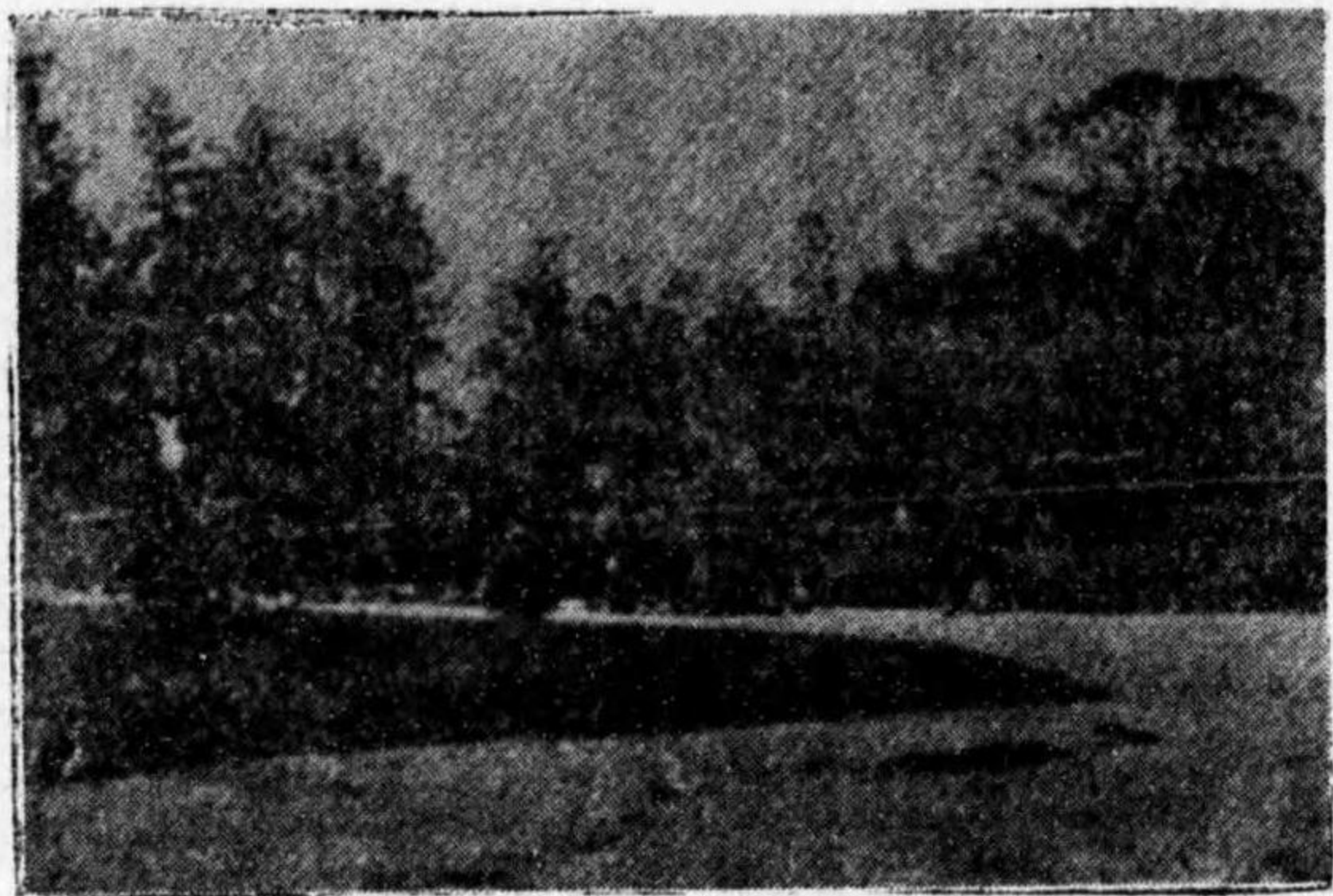
春日祭の用途 延喜式によれば、祭神料、散祭料、解除料、飾殿料、醸神酒并駟使等食料、醸神酒解除料、醸神酒籠祭料、齋服料等に分つて少からざる料物が列記されてゐる。而して之れ等の料物は香取、鹿嶋の封物を以て充當する旨が記してある。之れは即ち前に記した如く、春日は香取、鹿嶋の遙宮の性質である事を證するものであるが、新抄格勅符抄所收延暦廿年九月廿二日の太政官符にも同じく香取、鹿嶋の封物を春日祭料に充用する事が規定されてゐる。その他大膳職、大炊、内膳司、主水司、大藏省等の諸式にもそれ〴〵所管の負擔を規定してゐて、實に大なる費用を投じてゐる。併し武家が勃興して、藤氏の勢力が漸次に衰ふるにつれて、縮少せられた事は認めなげればならぬ。而して應仁大亂以後はさしも盛大な祭も一時中止の姿となつてしまつた。それが江戸時代になつて早く再けされたが、復昔日の如き状態ではなく、其の費用等も幕府より之れを献ずると云ふ有様となつてしまつたのである興

四、賀茂祭

イ、賀茂別雷神社及び賀茂御祖神社の祭神と鎮座

賀茂祭の行はるゝ神社は、賀茂別雷神社と賀茂御祖神社(便宜上、別雷神社を上社、御祖神社を下社と云ふ。)との二社であるが、上社には別雷神を、下社には玉依姫命と賀茂健角身命とを祀つてゐる。而して別雷神は玉依姫命の御子神で、賀茂健角身命は別雷神の外祖父に當る。されば兩社の祭神は親子の關係にあらせられるが、其の鎮座年代に至つては何れも明かでない。併し山城に於ては古社として認められてゐるので、松尾神社など、共に早くから崇敬された神社である。本朝月令によれば、天武天皇六年二月山背國をして賀茂神宮を營ましめたとあるが、恐らく之れは其の時に社殿を造營され

たので、それより以前已に或る形式に依つて祭られてゐたと見るのが穩當であらう。賀茂舊記に玉依姫命の神婚説話を載せ、其の御子の父を知らんとして、宇氣比ウケヒの酒を造り、御子に盃を持たせて其の父に供へ給へと云ふた處が、御



上社に於ける參進練歩の光景

子は酒盃を天に振上げて自らも天に昇り、我は天神の御子であると云はれた。御祖の神等が日夜御子を慕はれた爲に、或る夜の夢に御子が現れて「各將逢吾、造天羽衣天羽裳、炬火撃鉢、又飭走馬、取奥山賢木立、阿禮、垂種々綵色、又造葵楓纒、嚴飭待之、吾將來也」と云はれたと記してゐるのは、別雷神に對する一種の祭祀傳説ではあるが、同時に復鎮祭の傳説と解して差支あるまい。然るに玉依姫命並に賀茂健角身命に對しては、其の鎮座或は祭祀に關する何等の傳説、記録等も殘されてゐない。次に之れ等三神は最初からそれ〴〵現在の社殿の位置に祀られたかどうかは明かでないが、どうも違つた場所であつたらしい。尤も之れを證するに足る古記録はないが、古くからの社傳に依つて認められ、且つ祭祀の實際に就いて見ても、比較的早い時代から社傳を裏書するに足る祭祀が行はれてゐた。後に記す上社の御阿禮祭、下社の御蔭祭などがそれである。兩社

の鎮座に關する詮索は之れ位とするが、次に此の兩社が早くから朝廷の崇敬を受けてゐたのは事實で、前記の如く已に天武天皇六年には山背國をして賀茂神宮を造營せしめられてゐるし、賀茂縁起によれば、欽明天皇の御代に賀茂祭

を始行せられたとさへ傳へてゐる。爾來平城朝時代を通じて奉幣の事も度々行はれたし、又神領の寄進等もあつて、朝廷から相當崇敬せられてゐたのであつたが、其の最も盛んとなつたのは平安朝時代としなければならぬ。

ロ、賀茂祭日並に起原沿革

賀茂祭は一に葵祭と稱してゐる。古來神託にまかせて、祭の日に葵楓の纏を勅使以下祭儀に加はる凡ての者の裝束に附し、又は社殿を飾り、翠簾に懸けた處から出た名稱であるらしい。又古來其の祭儀の盛大な處から、單に祭と云へば賀茂祭を指すものと考へられてゐたので、當時の物語などには只だ祭とのみ記したものが多々存在する。

賀茂祭の起原に就いては、欽明天皇の御代に、天下國を擧げて風吹き雨零り、四民の窮狀が甚しかつた爲に、卜部伊吉若日子に勅して、卜占はしめられた所が、賀茂大神の祟であると奏したので、四月吉日を撰んで、神託に依つて馬に鈴を係け、人は猪影を蒙つて、驅馳して祭祀を行はしめられたのが始めである、と賀茂縁起に述べてゐる。此の事に就いては他に何等の徵證もないので、直に信を置き難いけれども、姑く之れによる事とする。而して其の祭日は四月中又は下酉、日としてゐるが、果して何時頃からかく定められたか明かでない。貞觀儀式には右の如く中又は下酉、日と云ふ事が明記されてゐるから、恐らく平安朝時代の初めに於て已にかく定められたのであらう。社傳によると大同元年から中酉、日を用ふる事となつたので、それより以前は中申、日を用ひられ、國祭としての賀茂祭が行はれたと稱してゐる。それは兎も角、賀茂祭は非常に早くから諸國の人々に知られてゐたので、文武天皇の頃になると、賀茂祭の日に諸國の者が參拜して所謂お祭騒ぎが起り、或は騎射を行ふとか、或は亂舞するとか、其の他種々な方法に依つて漸く股賑を極め、其の取締に困難を感ずるに至つた所から、同天皇の二年三月には衆を會して騎射する事を禁ぜ

られたが、中々止むべくもなかつた。殊に山城國內の者は此の禁令を不満として廢棄されん事を願つたらしい。依つて更に大寶二年四月には「禁祭賀茂神日、徒衆會集、執伏騎射、唯當國之人、不在禁限」と云ふ禁令を出して、山城國民文の特權を認められた。其の後元明天皇の和銅四年には賀茂祭の日に、親しく國司が之れを檢察する事を命ぜられたのである。爾後朝廷から山城國司に命じて、毎年四月に賀茂社の例祭を行はしめられたらしい。併し此の當時には尙ほ朝廷よりの祭は祭として、其の祭日に集る一般民衆は別に思ひ／＼に祭祀を行つた様に思はれる。天平十年四月廿日の官符によると「自今以後任意聽祭」とある。此の官符は即ち一般民衆の私祭を公認したものに外ならぬが、其の祭祀の形式が果して如何様のものであつたか、素より知るに由ない。併し恐らく騎射も盛んにやつたであらうし、其の他種々の祭祀の形式が同時に行はれて、股賑を極めた事と想像する。其の後平安朝時代となつて、大同元年には賀茂祭を勅祭とせられ、爾來毎年勅使の發遣を見る事となつた。次いで弘仁元年には嵯峨天皇の御願により、伊勢の齋宮に做つて賀茂齋院を置かれ、先づ其の第八皇女有智子内親王を御杖代として奉仕せしめられ、同十年三月には賀茂祭を中祀と定められ、祈年、月次、神嘗、新嘗の祭と共に、大嘗祭に亞ぐ重要な祭祀とせられた。されば單に祭と云へば賀茂祭を指すものであると云ふ觀念さへ生じて來た程、重要な國家的祭祀と化し去つてしまつた。之れが平安朝時代の隆盛期に於ける賀茂祭である。

茲に注意しなければならぬのは、賀茂舊記の祭祀傳説を起原とする御阿禮祭である。この祭祀に就いては何れ後に説明するが、古くから賀茂神に對する例祭的の祭として行はれてゐたもので、國家が祭祀を行ふ様になつてからも、此の御阿禮祭と國家の祭祀とが、うまく融和接續して行はれる様になつた。他社の多くの場合では政府が勅使を差遣

して祭祀を行はしめると、一社仕來りの例祭とも看做すべき重要な祭祀も、自然怠り勝ちになるのであるが、賀茂祭の場合には此の點に關して、最初に餘程考慮されたものが、御阿禮祭と勅祭の賀茂祭とは都合よく關聯した一の大なる祭祀として取扱はれる様になつた。されば御阿禮と云へば賀茂祭をも總括するものとして考へられてゐた。

以上述ぶるが如く賀茂祭が非常に發展した爲めに、祭祀に携る公卿や殿上人は勿論、其の行粧を見物する者迄も互に綺羅を競ふ様になつた。源氏物語や榮花物語、枕草紙其の他の諸書に賀茂祭に關する記事を載せ、何れも其のきらびやかな有様や混雜せる様子などが、數限りもなく記されてゐる。それが爲に早くから度々其の奢侈に對する禁令を發せられたが、中々行はれなかつたのみならず、引いては洛中諸大社の祭祀にも影響を及ぼすに至つた。併し此の状態は時代の降下と共に漸次衰退に赴き、應仁元年以來さまで重大な祭儀も久しく中絶の姿となり、二百餘年の久しきに亘つて再興されなかつたので、時の上社の神主梅辻職久等が痛く之れを嘆き、岡本保喬を江戸に遣はして、竊に幕府に請はしむると共に、屢朝廷並に幕府に請ふて、再興の計劃を立てた。會下社の祠官梨木祐之が、北村季吟と交友の間柄にあつた爲めに、裏面から季吟を通じて柳澤吉保を以て、將軍綱吉に請はしめた。此の間上社の社家で當時幕府の針醫であつた山本友仙老の隠れた功績をも見遁す事は出来ぬ。機彌熟して東山天皇元祿七年四月十八日(中西日)に御再興になり、それ以來年々絶ゆる事はなかつたが、明治五年を以て舊儀による行粧は一時廢止となり、更に同十七年に舊儀御再興、五月十五日を以て祭日と定められた。然るに尙ほ舊儀に悖る所があつたので、大正十五年再び舊儀復興改正の事が行はれて今日に及んでゐる。

ハ、祭の儀式

前述の如く賀茂祭は已に平城朝時代から行はれてゐたものではあるが、それが如何なる儀式であつたかは判明しない。賀茂祭の盛大となつたのは恐らく大同元年の勅祭以來の事で、賀茂社が單に賀茂氏の崇敬する社から一躍して、皇室の産土神として崇めらるゝ様になつてからの事だと想像する。平安朝時代は中世に於ける我が國文化の隆盛期であつて、中央集權の基礎が確立し、諸般の制度が完備し、階級制度の固定した時代であつた爲め、祭祀の方面に於ても自然に一つの型に嵌つた形式に重きを置くものとなつたのである。此の時代に定められた諸儀式の内、最古のものは弘仁式であるが、之れは現在に於ては既に滅んでゐて、窺知する事が出来ぬ、其の後に作られたのが貞觀儀式である。併し之れは單に儀式のみで、弘仁式や後に出來た延喜式などは、多少其の趣を異にしたものであるが、今日當時代の儀式を窺ふには之れに依るの外致し方のないものであるから、以下之れを基礎として記述する。

祭の前儀 前述の春日祭齋女の場合と同じく、齋院の河頭祓である。之れも同様鴨川に於て行はれる。其の祓の儀式、路頭の式、給祿の事などは、春日祭のそれと大同小異であるから、ここには省略して、直に勅使發遣並に參向の儀に移る。

勅使發遣並に參向の儀 勅使發遣の儀の前に一言しなければならぬのは、賀茂祭警固の儀である。之れは賀茂祭日即ち酉日の直前の未日に大臣から六衛府の人々に命令して、賀茂の祀の爲めに警固せしめるので、戌日には陣を解かれる。之れは他の勅祭には見ないもので、之れを以ても賀茂祭が如何に重大視せられてゐたかが推知せられよう。

扱當日早奉幣使(内藏頭又は助)が參内して、賀茂社へ參向の旨を内侍を以て奏上すると、天皇が出御になつて

使等の乗馬を御覽になり、次いで祿物を下賜される。奉幣使は内侍に隨ふて内藏寮へ行き祓を受けて後、先づ松尾神社の幣物を同社の禰宜、祝等に授ける。ここで松尾神社の幣物を授けるのは、秦氏本系帳に「當日早朝、松尾社司令、賓、挿頭祈、參、候内藏寮、祭使既來、置、楓山葵於庭中、詔戸申使等、各挿、頭出立、禰宜祝等賜、祿物、又走馬、近衛二捧、謝幣、與、禰宜祝、俱參、松尾神社、是乃父母子愛之義、芬芳永存之心也」と記してゐる如く、賀茂社と不可離の間柄にある神社と認められてゐた爲めに、特に此の儀があつた事と考へる。そこで使は幣を受けて神社に參向するのであるが、それは齋王の列に加はるのであるから、此所で齋王の出發を待ち合す。又山城國司も騎兵を率ゐて祇承する。尙近衛使以下各使が參内して酒饌を賜はり、陪從歌笛を發し、舞人舞を奏して後、それぞれ賜祿の事が行はれ、祭使以下拜舞して退出する事は春日祭と同様である。ここに於て彌社頭へ參向する。其の列は春宮、中宮、馬寮、近衛、内藏の各使を初めとして、幣帛、走馬は勿論女使、齋院長官以下隨從の諸司が齋王の前後に列をなして社頭に向ふので、宣旨車以下數輛の牛車を立て列ね、傘の風流などもあつて、其の行粧は頗る立派なものであつた。されば祭を見んが爲めに、一條大路に棧敷を設くるもあれば、牛車などに乗つて出かけるものもあつて、其の雜沓さは譬へんようもない有様であつた。又法皇、上皇などが御見物あらせられた事も一再ではなかつた。かくて齋王初め勅使の一行は先づ下、社の社頭に著する。

次に社頭の儀であるが、それを記述する前に、例に依つて祭儀に携はる主なる所役に就いて一通り説明して置かう。賀茂祭の場合は春日祭のそれの如く込み入つたものではなく、上卿も參向しない事となつてゐる。

勅使 又は近衛使と云ふ、即ち祭使であるが、普通近衛少將を以て任せられる。勅使は宣命を奏するのであるけれども、賀茂社嘉

元年中行事に、嘉元三年四月の賀茂祭に實前郷が祭使として參向した時には宣命を持たなかつた、社家が糺問した所が、宣命使にあらずして、東遊の使であると述べた事を記してゐる。されば賀茂祭としてはもとより違例ではあるが、春日祭の祭使と對比して一寸面白い記事である。現今は四位少將としての資格であるらしい。

幣使 朝廷の幣帛を奉る使である。儀式には内藏頭が奉仕する事となつてゐるが、今昔物語などに依れば、内藏助の事もあつた様である。江戸時代には殆んど内藏助の役目の如くなつてしまつた。現今では内藏允の資格で勅使の隨員となつてゐる。

馬寮使 儀式には馬寮頭とあるが、後には允が命ぜられた。現今では六位允であつて、幣使と同様勅使の隨員となつてゐる。

山城使 古は國司とも云ひ、又山城使とも稱した。尙ほ國司幣も奉つてゐるが、元祿御再興の時にはなかつた。現今では五位の資格である。

檢非違使 司法警察の事を司るもので、祭使の列を警衛する爲めに其の前列に就くのである。五位の尉と六位の志とが騎馬で行く事になつてゐる。

内藤寮吏生 内藏寮の官吏で六位の資格である。

舞人・陪從 之れは春日祭の部に説明したからこゝでは省略する。

看督長 檢非違使附屬の官人で、檢非違使の命を奉じて警固の任に當るのである。

火長 平安朝時代の兵士で、看督長と等しく警衛の任に當るものである。

素襖 武家時代の兵士で、同じく警固の任を帯びたものである。以上の火長・看督長・素襖は何れも警固の任務を帯べるものであるが、之れ等の内では火長が最も古く、次に看督長次に素襖の順序となる。かくの如く各時代の警固を羅列して、而も古い時代のものを廢しなかつたのは、其の實力こそなければ、何れも皆虚器を擁して徒らに後世まで存続してゐた關係上、其の時代時代の實力のあるものを附加して行つたのであらうと考へる。

此の他に放免（ほうめん）と稱するものがあつた。之れは看督長に附屬する放免囚である。此の放免を祭儀に用ひたのは他にあまり類似を見ない所から、特に人の注意を惹いたものと見え、江談抄などにも記してゐるし、徒然草などにも載せてゐる。而して之れ等の放免は銚或は清器辛櫃などを昇がせたもので、紺衣を著けしめたのであるが、後には中々華麗な衣服を纏つた様である。

齋院 又は齋王と云ふ。伊勢の齋宮に倣つて嵯峨天皇が弘仁元年に其の第八皇女有智子内親王を御杖代として奉仕せしめられたに始まる。而して祭祀の日は上下兩社に參向して親しく祭祀に與られるのである。

其の他中宮使・春宮使・内侍等がそれらの隨從を伴ふて行粧美々しく參向するのである。尙ほ鎌倉時代頃からは奉行・行事官等が同じく參向した。

現行勅使發遣の儀は京都皇宮内小御所で行はれる。奉行が勅使・内藏使の參入を待つて内藏使に御祭文と幣物とを授ける。内藏使は之れを受けて幣物を内藏史生に授け、史生は之れを辛櫃に納めて白丁をして昇がしめる。かくして宜秋門から列をなして社頭に向ふのであるが、其の列は先づ騎馬の警官が先驅をなし、次に素襖、看督長が進み、檢非違使志が騎馬で行く、それに續いて放免が銚を持つて従ひ、火長、如木を先きとして檢非違使尉が騎馬で進む。其の後に又放免、火長、如木が隨ふ。以上は凡て此の列の警固の役目を帯んでゐる。其の次に山城使が騎馬で舍人に馬の口を取らせて馬副、手振、雜色等を隨へて前行する。而して之れに風流傘なども添へられる。次に御幣櫃二合が白丁に奉昇され、退紅、衛士の前行に依つて進み、内藏寮史生が二人騎馬で雜色、白丁を従へて隨從する。次が御馬二頭で、馬寮使が騎馬で舍人に馬の口を取らせ、雜色、白丁を従へて進む。次に牛車八葉車が進む、牛童を初めとして

車に附屬した凡ての執物を持つたものが附隨し、替牛迄も附けられる。次に退紅が和琴を持つて進み、舞人が六人騎馬で各舍人に馬の口を取らせ、雜色、白丁を従へて、勅使の前行をする。勅使は走雜色を前に櫃（ツツ）二人に馬の口を執らせ、舍人、居飼、馬副、隨身、手振等を従へて進み、同じく櫃、舍人、居飼が牽馬を率ゐて扈從し、風流傘が之れに續き、陪從七人が騎馬で各舍人に馬の口を取らせて隨從する。最後に内藏使が騎馬で舍人に馬の口を取らせ、隨身、手振を従へ、風流傘を持たしめて進み、後驅の警官が騎馬で護衛する。以上述ぶるが如き列に多くの白丁、童などが附隨するのであるから、實に優麗な感を興さしむるものである。

社頭の儀 齋王以下勅使、内藏使等の一行が下社に到著し、齋王は先づ假屋に著いて路頭の服を清服に更められる。之れは春日祭の場合齋女が神態の服と替へたのと同じ意味で、此の場合も恐らく白の清淨な衣服であつたと想像する。著替が済むと齋王は腰輿に駕して社頭に進まれる。國司・内藏使・近衛使・馬寮使・中宮使・春宮使等が各隨從の諸員を隨へて前後に供奉する。尤も勅使以下中宮・東宮・齋王・國司等の各幣物並に御馬等も此の列に加るのである。かくて齋王は中門を入つて社前の左の殿に昇つて著座される。次いで内藏寮幣即ち勅幣を中門迄舍人が持參し、そこで内藏の史生が代つて社内に捧持し、彌宜祝に授け、彌宜祝は之れを神前に奉奠する。中宮以下其の他の諸幣も同様に取扱はれる。そこで使が座（舞殿即ち拜殿）に著いて宣命を奏し、彌宜祝に渡し、彌宜祝は之れを受けて神前に納め、返祝詞を奏し、神祿を勅使に授ける。此の儀が終ると御馬の牽列、牽廻、東遊が行はれる。御馬の牽廻は三匝である。それが畢ると馬場に於て走馬が行はれるので、齋王は幄に歸られ、勅使以下白馬場に赴いて走馬を覽るのである。之れで全く下社の祭儀が終了する。之れから更に列を整へて上社に參向の事となる。

上ノ社に於て齋王が神社境内の假屋に著かれる事は下ノ社の場合と同然であるが、上ノ社では已に正暦五年に神館が存
在してゐたのであるから、早く假舎は廢せられたものと見た方が穩當であらう。尙ほ其の他の儀式は凡て下ノ社と同様
であるから、別に記す必要もないが、勅使の祭文奏上の座は寛仁頃から、橋殿であつたと想像する。

元祿七年に再興された賀茂祭の社頭の儀は大體に於て現行のものと同様であるから、之れは省略して直ちに現行の
祭儀を説明する。例に依つて下ノ社の場合から述べる。現今は奉行が屬を具して社頭に先著し、勅使の参向を待つてゐ
る。勅使の一行が社頭に著すると勅使及び内藏使は一ノ鳥居内に下馬し、其の他は鳥居外に下馬して、舞人陪從を除く
外凡て社頭に参進し、それ〴〵所定の座に著く。此の時禰宜が一ノ鳥居内に勅使を迎へる。勅使は直ちに解除舎に入つ
て祓を受ける。祓詞は禰宜が奏するが、之れは神祇官人の代役の形となる。而して祓の具は大麻を除く外春日と殆ん
ど同様である。大麻は普通のもので木串に紙垂を挿んだものを用ふる。解除が終ると奉行が参進を催し、勅使が隨身、
舞人、陪從等を従へて参進する。此の時陪從は小調子を奏して隨從する。勅使が樓門を入つて西廊で解劍する。之れ
は春日の場合と同様である。而して勅使が拜殿の前に立つと内藏使が御祭文を勅使に進める。勅使之れを受けて拜殿
に昇り御祭文の座に著く。内藏使が内藏の史生に幣物を捧持せしめて中門外の案上に奉奠する。内藏使の著床を待つ
て勅使が御祭文を奏上する。此の作法は春日祭の御祭文奏上と同様である。御祭文の奏上が了ると宮司と禰宜とが幣
物を捧持して幣殿に進み、宮司之れを兩正殿に奉納して、勅使の座前に歸り神宣を傳へて復座する。次に禰宜が神祿
(葵桂)を捧持して出で、舞殿の北庭の案上に置き、返祝詞を奏して拍手すると、勅使が之れに應じて拍手する。其の
拍ち方は春日祭の場合と同様である。次に宮司が神祿を執つて勅使に授ける。勅使は之れを受け冠にかさし、舞殿を

降つて、御祭文を内藏使に授け、樓門の西廊に入つて帶劍する。其の間に内藏使は復座し、神職は御祭文の座を撤し、
地方官が拜禮する。右が終ると勅使が舞殿の東南庭に立ち、陪從は其の南に北上西面に列立して一二歌を唱へる。此
の時馬寮使は御馬二匹を率ゐて拜殿の周圍を三匝する。次に舞人が舞殿に昇つて東遊を奏する。東遊は現今は舞殿で
行ふてゐるが、徳川時代には舞殿と中門との間の庭上で奏したので、只だ雨儀の時のみ舞殿で奏したのであつた。之
れが終ると勅使以下退下し、馬場に於て走馬が行はれる。次に幣物並に神饌を撤して全く祭儀が終了する。

次に上ノ社に参向になるのであるが、其の作法は殆んど下ノ社と同様である。勅使の一行が社頭に参向すると、勅使
及び内藏使は一ノ鳥居内で下馬し、勅使は其の東側に、内藏使は其の西側に著床して猶豫する。其の他の人々は一ノ鳥
居外で下馬して舞人陪從を残して参進し、それ〴〵所定の神署に著く。此の時禰宜が一ノ鳥居内に勅使を迎へ、奉行が
参進を催すのを待つて禰宜の先導に依つて、勅使が隨身、舞人、陪從等を従へて参進する。傘の風流も其の後に續く。
内藏使も亦隨身を具して之れに續き、同じく風流傘を伴ふのである。此の時陪從は狛調子を奏する。勅使は二ノ鳥居内
に参進して解除舎に入り祓を受ける。元祿以來社附の陰陽師が勤仕したが、現今は神職が奉仕する。贖物などは凡て
下ノ社と同様である。而して内藏使は直ちに所定の位置に著床する。

勅使の解除が終ると、勅使は直ちに橋殿軒下に参進し、東西して内藏使から御祭文を受けて橋殿に昇り、御祭文の座
に著く。内藏使は内藏史生に幣物を捧持せしめて、橋殿北庭の案上に奉奠する。勅使の御祭文奏上が終ると宮司が勅
使の座前に進み、御祭文を受けて神殿に納める。其の間に禰宜が幣物を捧持して神前に進み、透廊に於て宮司が之れ
を受けて、神前に納める。禰宜は神祿の葵を持つて橋殿北庭に至り、案上に置いて復座する。宮司は片岡社前の岩上

で返祝詞を奏して拍手する、勅使が之に應ずる事は例の通りであるが、此の時の手の拍ち方は四聲打交ぜである。こゝに於て宮司は復座し、勅使は橋殿を降りて土舎に猶豫する。其の間に神職が御祭文の座を撤し、地方官が拜禮を行ふのである。勅使が土舎から出で、同舎の西軒下に西面に立つと陪從が其の南に北上西面に列立し、一二歌を唱へる。そこで馬寮使が御馬二匹を牽りて橋殿を三匝し、終つて玉橋を渡り、樓門下に至つて拜禮して楠橋から退出する。次に東遊が行はれて奉行勅使以下退下し、馬場殿に著座する。之れから走馬が行はれるが、走馬に先立つて神職が橋殿で走馬の祝詞を奏上する。之れは神職が木綿纒木綿纒を掛けて立札を以て奏上するのである。走馬の乗尻は狩衣姿で同じく木綿纒木綿纒をかけて乗馬する。之れが終れば更に御阿禮に於て同じく走馬を行ひ、勅使の一行は下向し、撤饌閉扉して全く式を終了するのである。

還立の儀 賀茂祭も春日祭の場合と同様、還立の儀が行はれる。之れは翌日行はれるのであるが、齋王は祭儀の後上社の神館で夜を明かされる事が屢あつた爲めに、翌日上社の神館から紫野の齋院へ還御の例があつた。其の場合には齋王は直ちに齋院へ還御になるので、其の場合には紫野の神館で夜を明かされて其所から齋院へ還御になる。而して使々等の一行は柏社の附近の宿所に一夜を明かし、其所から齋院へ赴いて還立の儀式を行ふのである。即ち使々等にはそれ〴〵酒饌を賜はり、舞人は求子舞を奏し、祿物を受けて各自退散する。而して上皇、法皇、其の他貴顯の人々が、此の儀を見物するので、此の日の紫野は非常な賑を呈したものであつた。猶ほ之れ等の儀式は上卿或は公卿が檢分して參内復命する事となつてゐた。

以上で大體賀茂祭は終を告げるのであるが、前述の如く賀茂社は皇室の産土神と云ふ地位にあつた爲めに、朝廷の

御崇敬が特に篤く、随つて攝關の尊仰も厚かつたから、平安朝時代を通じて、其の勢は甚だ盛んなものであつた。されば其の祭儀も實に華麗を極めたので、殆んど都を擧げて祭の渦中に投ぜしめた如き觀があつた。殊に上社の齋場などは、後ろに山を負ひ、中に御手洗の清流を挟み、老杉幼樹梢を交へて新樹の色爽かな所に、建物其の配置のよるしきを得て、或は流に架し、或は河に臨み、或は丹の色鮮かな樓門の隠見するあたりに、五綵の色を表はした裳束の祭員が、緩かな管絃に應じて祭儀を奉仕するのであるから、其の優雅端麗なる又譬ふるに物なき有様である。されば此所に聚つて祭の様を拜せんとするもの多く、其の雑踏復想像するに餘りある。依つて祭と云へば賀茂祭であるとの觀念を生じたのも無理からぬ事である。

二、御阿禮祭と御蔭祭 附御禮

御阿禮祭は前章にも記した如く、古くから上社に行はれた例祭であるが、此の祭は神を招降して祀る事と、遷座の形式をあらはしたものである。然るに賀茂祭が始行せられて以來、茲に二つの例祭を見る事となつたので、御阿禮祭の形式と、内容から推して、寧ろ之れ等二つの祭祀を關聯した一つの大きな祭祀として取扱ふ事が、最も合理的方法であると考えられた所から、遂に御阿禮祭を以て賀茂祭の前提とする事になつたのであらうと想像する。即ち先づ賀茂神を招降し奉つて、常宮トコミヤの靜宮と齋き奉る本殿に遷し奉り、然る後に賀茂祭を行ふと云ふ順序となつたのである。而して此の祭祀の形式は後世所謂御出祭とか、宵宮祭とかの形式を以て、一般神社に於て行はれてゐるものと同様の思想に基づくものである。

扱此の御阿禮祭は賀茂祭日の直前の午の日の夜中に行ふ極めて深秘的な祭祀であるが、此の事に就いては雜誌「歴

史と地理」の本年一月號に記して置いたから、それを参照せられたい。尙ほ下社の御蔭祭も同様の主旨に依る祭であつて、同日の晝間に行ふ事となつてゐる。されば此の祭は極めて華麗で、賀茂祭に類似した行列が立てられる。然るに明治維新後には何れも五月十二日に行はれる事となつた。尙上社では此の日に御禊と稱して神職一同が御禊を行ふのであるが、之れは齋王の御禊と全く同様の主旨で、祭の爲めの潔齋に外ならぬ。而してそれに引き續いて神御衣を奉獻する。下社に於ては賀茂祭の早且に神御衣を奉獻したのであつたが、現在は行はれてゐない模様である。此の神御衣の奉獻は春日祭の場合の神寶の陳列と全く同主旨のもので、祭祀の上には缺くべからざる重大な意義の存するものであるが、其の説明は紙面の都合上省略する。それは兎も角かゝる祭儀が賀茂祭の前提として行はれるのである。

ホ、神社の諸施設並に神饌、幣帛、祝詞等

神の諸施設 現今神社側で行ふのは兩社とも社殿の裝飾として、各殿舎に翠簾を吊す事と、中門に幌を懸け、葵柱を翠簾其の他に附する事、勅使の御祭文奏上の座に小紋縁の疊を設ける事並びに祓所内の神職の軾を設ける事等であるが、上社では此の他に鳥居並びに樓門の前に杵を立て、鳥居に大榊を樹て、芝生の遙拜所に阿禮の料として、榊に鈴を附し、五色の絹を垂れる。而して橋殿の北庭に幣物案を据え、其の後方に獨特の四目を張る。下社に於ては中門の前に幣物案二脚を据え付ける。尙ほ社務所の周圍に班幔若しくは五色幔などを張つて裝飾する事は、兩社とも同様である。其の他の施設に就いては凡て宮内省側で行はれるので、馬繫所、馬場の埒、御馬幄、祓幄、奉行幄、地方官幄等は凡てそれである。尙ほ上社の一、鳥居内参道の兩側に一間の三色幔を屏幔として一時立てられるのも同様である。其の他裝飾に用ふる幔や軾等は春日の場合と略同一であるから省略する。

神饌・幣帛 幣帛は延喜式内藏寮式に社別に五色薄繩各六尺、絲一絢、曝布一端、安藝木綿・麻各大二斤已上幣料裏斷商布一段二丈三尺阿禮新五色帛各六尺下社二尺盛阿禮新宮八合下社三合、上社五合、並方一尺六寸布綱十二條新調布一端一丈四尺、明櫃四合已上官物とある。之れは現今の幣帛の品目と多少異にしてゐるけれども、大體に於て現今のものは之れに依られたものと考へる。其他物忌裝束、禰宜祝當色料、使儲幣、使等裝束料などが列記されてゐる。尙ほ以上の外に中宮や東宮などの幣物其の他に就いては、春日祭の場合と異なる所がない。次に神饌に關しては、延喜式四時祭式賀茂祭の所に記してあるものに依つて略ぼ推測し得らるゝが、現今の神饌も恐らくは古から用ひられてゐたものであらうと想像する。而して現今のものは左の如くである。

下社神饌

初献

籩飴 三個 二盛、饅餅 三個 二盛、長芋 三個 四盛、

昆布 二枚、神酒 二杯、御箸 二具。

御膳

御飯 二杯、御箸 二具、御汁 鱧筒切 二杯。

神酒 二杯、鹽 二盛、御葎オサガ 二杯、醋高盛 二杯、鱒平切 二杯、干鯛高盛 二杯、御餅 五枚重 二杯、

鹽引高盛 二杯、海老 丸物一尾 二杯、鰒陽魚 五尾 二杯、打鯨 一把 二杯、鱈鱒 五尾 二杯。

下居

鯉 三本二臺、鯖 一尾二臺、鮒 一喉二臺、鯔 一尾二臺、小鯛 一尾二臺、
後献 (凡調理)

州濱 七二臺、糀 七個二臺、吹上 七個二臺、
勝栗 七個二臺。

獅子御料二組

御崎 四杯、乾魚 (切身) 四臺、神酒 四杯、御箸 四具、宸華 四杯、
上社

内陣献備の分 (殆んど丸物)

奈良社御初穂 強飯一升 (搗器に盛る)

葵四クサリ 中ニ桂ニ本サス、御箸 一具、船御飯 二艘、船御餅 八枚、鯉 一喉一臺、鳥 雉子一羽 一臺、鯛 今切五尾

五臺、積御料 鯉二十五枚、棧魚廿五枚、入御櫃一合、包御料 中ニカウガイアリ。柏、勝栗、吹上、織、青、入御櫃一合、大蒜 四本

入御櫃一合、檜皮粽 十六把、入御櫃一合、鹽牟魚 五尾一臺、駒御料 鯛今切二尾、入御櫃二合、御神酒 一杯。

外陣献備の分 (凡調理)

奈良社御初穂 強飯杉盛 (搗器に盛る)

御箸 黄檀 一具、御飯 一鉢、御鹽 一杯、御酒 一杯、三切物 鯉 四杯、高盛 鯉 鳥雉子一 八杯、御織 一杯、
御團子三杯、御酒 一杯。

御菜十二種 (御汁 大根二切 一杯、御潮煮 鯉レ 一杯、御冷汁 一杯、御酢 一杯、御刺身 鯛 一杯、御平切 鯉 二杯、
御鯨 鯖 一杯、御細切 鯉 一杯、御ムシリ物 鯉 一杯、御焼物 鯖 一杯、(以上八足案に盛る。二組)
御織 一杯、御團子 三杯、御酒 一杯、(以上高杯に盛る。二組)

庭積御料 (調理、丸物取交せ) (辛櫃に納む)

上盛

生貝 壹個 一枚、干鮭 カラサケ 切身 一枚、鯛 五枚 一枚、鬚斗 一把 一枚、鯔 五尾 一枚、鯉 五尾 一枚、鯉 生切 一枚、
鹽 一盛 一枚、青苔 五括 一枚、神馬草 一把 一枚、和布 一括 一枚、煎海鼠 切身 一枚。

下盛

鯉 コイ 二十七枚、鯉 五切 二十七枚、煮染 小豆 二十七枚、落莖 七枚、茗荷 根斗 七枚、蒟根 十三枚。

右の神饌を春日祭のそれと比較すると、春日、下社の分は、平安朝當時の最も神祭行事の隆盛期になつたもので、
全く整つた華麗なものである。而して上社の分はそれよりは餘程古代的のもので、此の上社及び春日社の分との間
に大嘗祭の神饌が生れて來るのである。されば之れ等三つの神饌を比較研究すれば、其の變遷を知る上に非常に有効
なものである。

宣命及び祝詞

賀茂祭の宣命及び祝詞は、延喜式に載せられてゐないので不明であるが、朝野群載に宣命の例文
が載つてゐる。それによれば「大神乃助給比護賜仁依氏云々」とある。此の句は他社のそれにあまり見受けな
いもので、全く皇室の産土神であると云ふ事を表明してゐるものに外ならぬ。而して此の宣命は春日祭の場合とは全く異つ

て、勅使が奏上するのを原則としてゐる。尤も前述の如く、宣命を奏上しなかつた事はあつたにしても、之れは全くの例外と云はねばならぬ。尙ほ此の他に御饗の祝詞もあつたであらうけれども、それは江戸時代のものより傳つてゐない。此の他に上社には走馬の祝詞、下社には返祝詞が古くから傳つてゐる。之れは何れも假名文であつて、上社の分は比較的古く、先づ鎌倉時代を降らないものと想像する。

賀茂祭の用途 延喜式四時祭式其の他に神祭料以下の事を記してゐるが、之れ等のものは凡て諸國より納められたる正税に依つてなされたのである。而して武家勃興してより以來は、春日祭と同じく、用途の縮少せられたのは、止むを得ないものであつた。それが江戸時代に至れば悉く幕府の献進に俟つて漸くにして祭儀を繼續される状態となり終つてしまつたのである。

五、石清水祭

イ、石清水八幡宮の鎮座と祭神

石清水八幡宮を京都の南、男山に鎮祭したのは、貞觀二年であると傳へられてゐる。當宮は宇佐から行教が勸請したものである事は、何人も悉知する所であるが、是より先き行教は、宇佐八幡宮に參詣して、日夜讀經に餘念なく、只管祈願を罩めた。然るに八幡大神が夢中に示現して、都の近傍に赴いて、王城を鎮護せん事を告げられた。こゝに於て行教は旨を奉じて上洛し、京都の西南山崎の離宮に著いた。此の時再び夢告に會ひ、驚いて巽の方男山の峰上を瞻た處が、山上に火光を認めたので、奇異の靈驗を感じ、直ちに朝廷に奏請し、三所の神殿の造立を乞ふて、之れに

鎮祭したのが當宮である。而して其の祭神は八幡宮本紀によれば、八幡大神、神功皇后、比咩大神の三神であると説いてゐるが、由來八幡神に對しては種々の異説が存してゐるので、其の何れを正しいとするか判定に苦しむのである。併し現今では品陀別命、息長帶姫命、比賣神の三神と決定してゐる。尤も此の祭神とても古くからかく稱へられてゐたので、決して明治維新の新説に依られたものではない。それは兎も角男山に鎮祭して以來、朝廷の御崇敬は殊に篤く、朱雀天皇の天慶三年八月に宿禰奉賽の爲めに、封戸廿五烟を寄進あらせられたのを初めとして、度々領所の寄進を行はせられた。又圓融天皇は天元二年三月に始めて行幸遊ばされたが、それ以來行幸や御幸などが屢行はれた。殊に白河天皇の承保三年には、爾後毎年三月を以て行幸の期と定められ、久しく恒例として渝る事がなかつた。のみならず、事ある毎に奉幣の儀が行はれて、神助を乞はれた事は賀茂、春日等のそれと同様であつた。かくの如く朝廷の御尊崇が盛んであつた爲めに、北畠親房は「天照大神の宮にらび、二所の宗廟とて八幡をあふぎ申さるゝこと、いとたふとき御事なり」と述べてゐるし、二十二社本縁には、伊勢、賀茂、八幡の神領は三社領と稱して、他社とは全く異なる御取扱があつたと記してゐる。而して武家の興起以來は源氏の祖神として、武家の崇敬著しかつた爲めに、更に特殊の發達を遂げ、時代の降下と共に朝野の尊奉の盛んであつた事は、到底賀茂や春日の及ぶ處でなかつた。殊に其の鎮座が僧侶の手に於てなされただけに、神佛習合の代表的神社として、佛家の尊敬も加つた事は否定すべからざる事實である。かく特殊の發生と由緒とを有してゐる神社であるから、そこに特殊の祭事の行はれるのは當然の事である。放生會が最も重要な祭事として認められたのも亦偶然でないといふはなければならぬ。

ロ、祭祀の起原と沿革

石清水祭はもと放生會の名を以て知られたのであつた。元來放生會は佛教の儀禮であつて、既に捕獲せられた生類を買ひ集めて、之れを山野、池沼に放つ法會を稱するのである。梵網經卷下四十八輕戒の隨一たる不行放救戒には「佛子慈心を以ての故に、放生の業を行ぜよ、一切の男子は是れ我が父、一切の女人は是れ我が母なり、我生々にこれより生を受けざることをなし、故に六道の衆生は皆是れ我が父母なり、而るを殺し、而るを食せば即ち我が父母を殺すなり（中略）若し世人の畜生を殺すを見る時は應に方便して救護し、其苦難を解き、常に教化して菩薩戒を講説し、衆生を救度すべし、若し父母兄弟の死亡せる日は、應に法師を請じて菩薩戒經律を講じ、亡者に福資し、諸佛に見えて人天上に生ずるを得しむべし」と説いてゐる。又金光明經卷四流水長者子品に長者が十千の魚類を救ふた事を記して、放生の由來を述べてゐる。此の思想は支那に於ても古くから祖述せられてゐたが、我國で明かに放生の事を謳つたのは、書紀天武天皇五年八月十七日の條である。即ち「此日詔諸國以放生」と記してゐる。而して宇佐八幡宮に放生會の行はれたのは、元正天皇の養老四年に豊前守宇奴首男人を將軍として、大御神を請じ奉つて、大隅・日向兩國の隼人等を討伐せしめられた時に、大神が「吾此隼人多殺都留報爾每年放生會奉仕留部之」と託宣せられたのに起因すると政治要略に見えてゐるが、八幡宇佐宮御託宣集にも同様の事を記し、尙ほ放生會に關す元慶六年六月三日の太政官符を載せてゐる。されば此の法會は平安朝の中期頃には盛んに行はれてゐたものであつたらしい。石清水八幡宮は其の時代に行教に依つて、男山に鎮祭されたのであつたから、其の當時重大視されてゐた放生會の式が、石清水に於ても同様に行はれる事となつたのは、當然と云はねばならぬ。而して其の期日は八月十五日であつたが、天延二年から石清水八幡宮の放生會を諸節會に准じて、樂を奏せしめられる事となつた。其の後延久二年には放生會を行幸の儀

に准ぜらるゝ事となり、上卿、辨、外記、近衛の次將等が赴いて、嚴肅なる鹵簿が立てられた。それ以來石清水八幡宮の放生會は年々盛に行はれたが、後醍醐天皇以來さしも盛大な會式も一時中止の有様となり、江戸時代に至つて延寶七年に漸く再興せしめられた。然るに明治維新後再び中絶し、明治十七年に更に勅祭として御再興になつたのが、現在の石清水祭で、此の時以來八月十五日を改めて九月十五日と定められた。

ハ、祭の儀式

政治要略に「今件放生會、興自宇佐宮傳於石清水、尋其行事、會日讀緣記文、講最妙典、此經文有長者子救池魚之文、仍所講説、歟」とある如く、古くは神前に於て緣記文の奉讀や、讀經の事などが、僧侶の手に依つて行はれたらしい。尤も之れ等の儀禮は本宮前でなかつた事は、八幡宇佐宮御託宣集の中に「八月十四日、大菩薩遷行和間濱、入御頓宮、當會爲體、奇麗甚妙也、移九品淨刹之莊嚴、有廿五菩薩之舞樂、同夜有六根懺悔之行法、有傳戒乞之儀式、同十五日、潮半滿之時、大菩薩出御于浮殿、法蓮和尙等、導師已下勤行、唱放生陀羅尼、令誦大乘經文、此間買放鱗貝生命、施與甚深、法命又表曩日之樣調、云々」と記し、尙ほ同集に、和間濱内殺生禁斷の榜示を定められた官符を載せて「右當濱者、是毎年六月御祓、八月御放生之時、三所大菩薩御行幸之地云々」と云つてゐるのでも知られる如く、宇佐では頓宮に於て行はれたのであつたが、石清水の場合にも同じく本宮前でなく、頓宮に於てなされたのである。公事根元に「石清水放生會、内裏にては、ことなる事なし、上卿・宰相・辨・衛府など、おとこ山にむかふ。宣命、内藏寮の使にたまふ（中略）延久二年より、行幸に准ぜられて、六府已下供奉する事にはなれり。早且にゐのはなを神興くだらせ給ふ時は、行幸の儀式にて、音樂の聲雲をとどめ、衣冠のよそほひ日にかゞや

く云々」と述べてゐる如く、矢張山下の頓宮に於て行はれたものであつて、其の位置は現今の頓宮の位置と大なる相違はなかつた様である。而して放生などの行事は、其の横を流れる放生川に於て行はれたのである。

次に社殿配置の大體を簡単に説明する。本殿は男山山上に南面に建てられた所謂八幡造の莊麗な建造物であるが、其の周圍に廻廊を廻らし、正面に重層の中門を持つてゐる。而して東西の兩方にも門がある。惣門は中門の正南にあつて、其の兩翼の土塀は延びて方形となり、廻廊との間に神庭を有してゐる。惣門の南に一條の道路が存するが、其の末が九折ツツラキとなつて鬱蒼たる樹間を山下に通ずる。此の九折は頗る急坂であつて、可なりの延長を有してゐるが、其の盡くる所馬場の南に絹屋殿(假殿)が建てられ、馬場の北端に頓宮があり、其の西に宿院が存する。併し宿院は廢佛毀釋の時に撤去されたので、現今はないが、其の替りに齋館が建てられ、其の一部分が神饌所となり、頓宮と神饌所とは廊を以て繋がれてゐる。而して放生川は馬場の東側を流れてゐる。其の他種々の建造が現存してゐるし、維新前までは各坊や極樂寺などの建造物が、神社のそれと相錯交してゐて、實に複雑なるものであつたと傳へられてゐる。而して祭儀は以上述べた諸建造物を中心として行はれるのである。

扱其の儀式は可なり複雑なもので、勅祭となつてからは、朝廷側としては神幸の儀を行幸の儀式に准じて行はしめられる事と、諸節會に准じて奏樂を御奉納になる事と、祭としての幣帛御奉納即ち普通祭祀の形式を以て祭らせ給ふ事との三つの儀式が行はれ、此の他に僧侶の手に依つて従來の會式が勤行せられて、一つの祭儀が完全に終了する事となるので、三勅祭の内では最も複雑なものであつた。其の行幸の儀とせられた事に就いては、廿二社本縁に「石清水事、後三條院乃御時、依願爾、毎年乃放生會之時、公卿參議已下參向す、又神幸乃儀行幸仁比セラ留六府乃將佐、弓

箭乎帶志天供奉す、上卿毛大臣參向度々乃例也、代々尊崇乃禮、亦異他爾也」と記してゐる如く、實に歷朝特殊の御崇敬のあつた事は勿論であるが、之れに參向の諸員は上卿、宰相、辨、外記、史、近衛次將、諸衛府、左右馬寮官人、舞人、陪從等で、其の他に宣命上卿、女使等も加へられる。中古以來の儀式に就いては、紙面の都合上説明を許さぬから、長秋記及び左史兼治宿禰の石清水放生會記等に譲つて、こゝでは主として現在の儀式に依つて記す事とする。

九月十四日上卿以下の人々が石清水八幡宮齋館に參向する。往時は春日祭の場合と同じく、上卿が宣命を受け、車に乗り、祭員一行を具して參向したものであつた。時刻に至つて齋館に於て奉行から御祭文並に幣物を上卿に授ける。これも春日祭の齋館に於ける儀と同様である。それが終ると奉行は山上の本宮に參進する。本宮に於ては中門の西廊に宮司以下神職及び興丁長の本座を設け、同東廊に奉行以下屬官の本座を設ける。手水所並に祓所は廻廊の西門内に鋪設せられしが、神饌假置所も之れに隣つて設けられる。本殿と中門との間にある舞殿には三基の鳳輦が吳床の上に据えられ、舞殿の東西の軒には幕を張つて、靈遷の時に外部から見透かされない設備となつてゐる。此の他俗人の休所も北廻廊に設けられ、庭燎は本殿前東西橋樹の南方二個所に於てなされる。時刻(十五日午前二時)に宮司以下神職が興丁長を具して、中門より參進し、本座に著き、直に中門を閉鎖した後、奉行以下屬官は神職の誘導に依つて廻廊の西門から參入し、所定の位置に著床する。往時は本宮より頓宮までの神幸を凡て行幸の儀に准ぜられたものらしく、左史兼治宿禰の石清水放生會記などに依れば、上卿は勿論供奉の諸員は、凡て此の時に本殿前に候したようであつた。併し現今では山下の絹屋殿から供奉の事になつてゐる爲めに、此の儀は行はれてゐない。奉行が參著すると先づ修祓の儀があつて、鳳輦、神職、興丁長の順序を以て祓を行ふ。此の儀が訖ると宮司が幣殿に於て開扉靈遷の

祝詞を奏し、進んで開扉を行ひ、禰宜が神寶御劍を主典に授け、主典は更に所役に授ける。次に靈遷の儀を行ふのであるが、此の時から亂聲が奏せられる。此の時輿丁長は第一の鳳輦から順次大床に昇ぎ寄せて、官司が靈遷の儀を奉仕する。それが終ると一旦鳳輦は舞殿に据えられ、こゝで出御の用意をなし、彌出御となるのである。其の列は現今は非常に複雑なものであるが、それは時代の経過に伴ふて、逐次に増加されたものゝようである。中にも駒形、里神樂、獅子頭などは注意を惹くが、殊に駒形は非常に古くから存したもので、長秋記保延元年八月十五日の石清水祭の記事中に「次東遊近衛左右各五人（中略）次駒形四人奏舞」とあるのは、恐らく此の駒形であつたであらうと考へる。左すれば古くは俗人として隨從したものと思はれる。兎に角此の列は私祭に屬するものであるから、其の服装持物等は統一を缺き、地方の神輿渡御の列と何等の徑庭を見ないものである。併し無数の松明提燈を以て樹間を蜿蜒する有様又は道樂が山谷樹間に衍するあたり、實に莊麗優雅であつて、如何にも往古當宮の盛んであつた時代を、充分に偲ばせるに足るものであると云へる。かくの如くして九折を下つて、鳳輦は山下の絹屋殿に著御になる。

之れより先き、上卿以下の諸員は齋館を出で、上卿は被幄に著いて被を行ふ。被の行事は賀茂祭の場合と同様である。それが終ると上卿以下禮堂に著座する。禮堂は頓宮の西南、齋館の正南にある假建物であるが、其所へ上卿、辨、外記、史、次將（往古は次將並びに供奉員は列座しなかつたのである。）等が別座して、行幸の爲めの陣の座が設けられる。此の時外記が式宮を上卿の座前に置き、上卿は一覽の上式宮を側に寄せるのである。此の儀は往古に於ても同様であつた。而して鳳輦の絹屋殿著御以前に近衛の次將が禮堂を立つて衛府の官人を率ゐて絹屋殿に先著し、鳳輦を奉迎する。

私祭列の内、頓宮への神幸列に加はらない人々は、馬場の途中から悉く場外に退出する。尤も神寶捧持者は頓宮

に神寶を納めて退出するのである。鳳輦が絹屋殿に著御になり、凡ての秩序が整ふと直ちに絹屋殿の北庭で里神樂を奏進する。次に官司が禰宜をして奉行に著御の旨を告げしめ、官司以下拜禮の後太平樂急が奏せられる。ここで奉行は宮内屬をして上卿に參進を催さしめる。此の時上卿以下は禮堂を立つて、頓宮南門外で手を洗ひ、絹屋殿に參向奉迎する。

之れから彌々行幸に准じた神幸が行はれるので、上卿が先づ召使に命じて、外記を召して前陣を催さしめる。其の列の主なもの左の如くである。

- 警部 樂人 樂人
- 主典 主典神寶御樂器 樂人
- 警部 樂人 樂人
- 樂人 樂人 鉦 右馬允 雜色 右衛門府 雜色
- 樂人 樂人 太鼓 左馬允 雜色 左衛門府 雜色
- 右兵衛府 雜色 召使代 如木 官掌 如木 史 如木
- 左兵衛府 雜色
- 外記 如木 辨 雜色 參議 隨身 上卿 雜色 神寶御劍
- 右次將 隨身 御紋付揚提燈 御綱引 御袖釣
- 左次將 隨身 御紋付揚提燈 御綱引 御袖釣

一、御鳳輦

- 駕輿丁 御袖釣 御綱引 御紋付揚提燈 駕輿丁長
- 御翳 御袖釣 御綱引 御紋付揚提燈
- 添 輦 吳床 軾 神馬 神寶御劍 御紋付揚提燈
- 御床子 兩皮 御紋付揚提燈
- 御綱引 御袖釣 二、御鳳輦 駕輿丁 御袖釣 御綱引
- 御綱引 御袖釣 御翳 御袖釣 御綱引
- 御紋付揚提燈 駕輿丁長 添 輦 吳床 神寶御劍
- 御紋付揚提燈 御輿丁長 吳床 軾
- 御紋付揚提燈 駕輿丁長 御床子 兩皮
- 御紋付揚提燈 御綱引 御袖釣 駕輿丁
- 御紋付揚提燈 御綱引 御袖釣 三、御鳳輦 御輿丁
- 御袖釣 御綱引 御紋付揚提燈 駕輿丁長 添 輦 吳床
- 御袖釣 御綱引 御紋付揚提燈 駕輿丁長 御床子 兩皮
- 軾 宮司 雜色 禰宣 雜色 主典 警部

以上の列に白丁や雑色其の他の小者が澤山に随従する。列が整ふと頓宮へ進發せられるが、其の時の道樂は前の道樂と同様慶雲樂が用ひられる。前列が頓宮前に著すると、上卿、辨、外記、史等は舞臺の兩側に北上東面に雁列し、

次將以下衛府の人々は各所定の位置に著く事となる。此所で頓宮の周圍の幄舎其の他の設備に就いての概略を説明する必要がある。即ち頓宮には御紋章入紫縮緬の幕を張り、向拜柱に杵を一對立てる。而して其の前面南方に舞臺の假建物が造られ、それにも御紋章入紫縮緬の幕を打廻してゐる。其の西に禮堂がある。之れも假建物であつて、之れには翠簾を懸けてゐる。神職、樂人の幄舎は舞臺の前面東方に、奉行地方官幄舎は同じく西方に何れも北面して設けられる。又頓宮の後方には輿宿舎が建てられ、其の東方にそれと向ひ合つて被幄が設けられる。御馬幄は頓宮の境界土壘の南、參道の西側に設けられる。而して之れ等は凡て班幔を以て裝飾せられてゐる。又所々には庭燎を燒いて照明の用に供してゐる。

鳳輦は一旦此の舞臺に奉安し、一、鳳輦から順次に頓宮の大床に寄せて、宮司が靈遷を奉仕する。此の時次將は向拜柱の前に東面に相對立して警蹕を稱へる。かくて三基の鳳輦からそれぞれ靈遷を行ふと、鳳輦は凡て輿宿舎に奉安し上卿以下の人々は禮堂に著座し、宮司以下神職伶人は幄舎に著床する。

頓宮に於ける祭典は之れから執行されるのであるが、先づ献饌から始められる。此の時の神饌は賀茂、春日の兩祭と同様、舊儀復興とは云ふものの當宮の分は實は明治の初年まで遡つたので、それより以前のもは兩部時代のもとして、一切採用せられなかつたのである。而して其の品目は左の通りである。

- 御饌、御酒、鱈節、鮎、鮭、海鼠、鰻、昆布、若布、鶏、冠菜、青海苔、三島苔、紫海苔、海松、牛房、白瓜、蓮根、里芋、鴨瓜、山葵、河骨、大根、兎餅鳥(鶏肉の小串を焼きたるもの)、葡萄、榎、搗栗、散米鹽(榊葉を添ふ)
- 次に供花の儀がある。之れは凡て造花となつてゐる。此の供花の儀も古くから行はれてゐたので、已に長秋記保証

に鳳輦を奉安すると、先づ神寶御剣を禰宜が神殿に納め、續いて官司が本殿へ靈遷の儀を行つて全くここに勅祭全部を了するのである。

ニ、幣帛、祝詞、前後の祭祀其の他

石清水祭に對する幣帛は古記には表れてゐないが、恐らく春日や賀茂の場合と同様であつたと想像する。其の他經費等も最初の事は不明であるが、之れ亦春日や賀茂と同様の徑路に依つて江戸時代には主として幕府から奉獻したものであらう。

祝詞 式外の神社であるから延喜式に宣命或は祝詞の見當らぬのは當然であるが、朝野群載には放生會の宣命を載せてゐる。之れに依れば、賀茂祭の御祭文などと同様の形式のもので、平安朝時代に發生した一般官社に對する宣命の形を取つたものである。現今の御祭文は賀茂祭の古い時代からの形式に倣つて、大神乃助給比護給布云々と書出されてゐるが、大體の主旨としては朝野群載のものと全く同様である。而して其の當時の御饌の祝詞が如何様のものであつたか知るを得ないが、現今のものは單なる御饌の祝詞である。尙ほ還幸祭の祝詞も極めて簡單なるものである。

前後の祭儀 もとは十五日を中心として、前後三ヶ日に亘つて放生會が行はれたのであつたが、現今は祭の前日に外殿渡御祭を勤行する。此の祭儀は十五日の神幸に對する豫備的の祭儀として、神靈を先づ本殿より外殿へ遷御し奉るので、古くは第一日の放生會式の爲めに、外殿遷御が行はれたものでなかつたらうか。併し現今では其の様な意味は全く見出す事が出来ぬ。尙ほ勅祭日の翌日には後朝祭が行はれるが、之れは祭儀の終了を報告し奉る爲めの祭儀であるとしてゐる。併し之れも往古の第三日目の放生會式の名残の祭と見て差支ないものであらう。かくて此の後朝

祭に依つて盛大なる祭儀も全く終りを告げるのである。

六、結 論

以上で三勅祭の沿革並に現代の行事の大體を述べたのであるが、之れに依つて所謂三勅祭が現代一般の祭祀とは全くかけはなれたものである事は知り得らる。然らば我れ等は之れ等の祭祀に依つて如何なる事を知り得たであらうか。

之れ等三勅祭の發生原由はそれぞれ異つてゐて、同一に之れを論ずる事の出来ないのは勿論であるが、それが中世時代の最隆盛期であつた平安朝時代の淨化を受けて、殆んど劃一に近いまでの形式の下に置かれた事は、いなみ得ない事實である。凡そ平安朝時代の官祭の形式には二つの型があつた。即ち一つは勅使を中心としたもので、他は上卿を中心としたものである。尤も細かに分類するならば尙ほ種々に亘るけれども、之れは又他日論する機會があらうから、其の時に譲るとして、兎も角以下の二大形式が存在してゐたのである。而して賀茂祭は前者に屬し、各社の臨時祭と稱するものは大抵此の形式を以てなされたので、現に賀茂、春日、石清水などの臨時祭はそれである。而して春日祭、石清水祭などは後者に屬するもので、其の形式に於ては全く異つてゐるが、賀茂祭などは最も嚴格な形式的の祭祀として取扱はれたものであり、春日や石清水のそれは、全く親しみの多いものとして適用されたのである。

以上は極めて概括的な見方であるが、次に祭祀を構成する各部分に就いて云ふならば、以上の何れの形式のものと同様、同様に區分する事が出来る。即ち祭祀構成の分子としては、献饌、奉幣、祝詞、宣命、音楽、舞踊、神馬献進

が主なものであり、且つ共通的のものである。尤も春日祭の献饌が上卿以下勅祭に参向する諸員の手で行はれるとか、或は石清水祭に特に雅樂が多く奏進せられるとか、或は神幸が行幸の儀に准ぜられるとかは、特殊の内の特殊事項と見るべきものであつて、大體に於ては以上述べた諸要素に歸著する。

献饌の事は何れの祭儀に於ても、先づ最初に行はれる行事であるけれども、春日祭の場合には奉幣の先きであつた事もあり、又献饌が先きであつた事もあつた。之れは幣帛の性質に對する思想上の變遷に伴ふもので、幣物を現今の如く、神に對する單なる奉獻物と考へた時代から、幣物の品目も略一定し、而も奉幣が献饌の次に行はれる事となつたので、それより以前は幣物の奉納に依つて始めてそこに神々の憑ります物實が出来るので、之れに依つて神の降臨が行はれるのであると解した時代には、幣物の色目もつと自由なものであつて、且つ奉幣が先づ行はれたのであつた。而して此の思想は可なり古いものであつたのである。此の奉幣、献饌の順序は春日祭の場合の、祭儀の前に行ふ神寶陳列と共に最も注意すべき事項の一つである。

神饌は幣帛と共に朝廷より奉られる事となつてはゐるものゝ、各社に於てそれ〴〵の慣習も存する事でもあり、又地方的の相違もある事であるから、古くから神饌は各社に於てそれ〴〵仕來りのものを調理して奉らしめられたものと想像する。即ち賀茂には賀茂の風習が存し、春日には春日の習俗があつたであらう。獨り石清水に至つては佛家の手で祭つた爲めに、そこに自ら異つた色彩があつたと考へる。かくは云ふものゝ又時代の影響に伴ふて自ら時代共通のものとなつたと云ふ事も考へなければなるまい。即ち賀茂の上社のものは最も古代的のものであり、春日、賀茂の下社の分が平安朝時代の形式を備へてゐるなどは即ち之れである。併し之れ等の何れの神饌にも必ず「サバ」の附隨して

ゐる事は忘れてはならぬ。之れは我が國古來の風習に基く所謂初穂の意味のもので、神饌が調理されると先づそれを「サバ」の神に奉り、然る後に本社に供へる慣習が存したのであつた。それを現今完全に窺ひ得るのは、此の三勅祭の神饌位なものであらう。序でながら申して置くが、大嘗祭に陛下が皇祖天神を初め神々に奉らせ給ふ神饌は、即ち此の「サバ」の思想に基く神饌と解するのが正しいものであらう。

祝詞、宣命は普通の場合祭使が奏するのであるが、——尤も宮本で神主の奏する祝詞は別に存する——上卿が参向の場合には上卿が奏せず、神主が上卿から受けて奏する場合が多い。上卿が参向の時には普通祭使を伴ふものであるにも拘らず、宣命を祭使に授けずして神主に授けるのは、其の理由が不可解である。併し春日や石清水でも古い形は皆それである。

次に祭祀に音楽を奏するとか、東遊を行ふとか、神馬の献進をなすとかは、勅祭の何れの場合にも必ず行はれる事で、之れが祭祀の形式——少くとも勅祭の一の形式として必ず行はれる事となつてゐるが、之れ等は何れも神を慰め奉る行事に外ならぬ。尤も石清水祭の場合の所謂勅樂の如きは、特別の理由の存するものであるから、之れ等は一切に論じ得ないものであるのは前述の通りである。

尙ほ此の他に記したき事も多々存在するし、賀茂祭や石清水祭の所に於ても春日祭と同様、詳しい記述が試みられたのであつたのであるけれども、紙面の都合上精々簡単に記述する事を從遵されたので、最初の計劃を全く破壊してしまつたのは實に残念である。併し之れも止む得ない事であるから、又々他日を期して缺を補ふ事とする。随つて此の講座が凡て龍頭蛇尾に終つた事は幾重にも讀者諸賢に陳謝する次第である。(完)

三三

昭和十年六月十三日印刷 日本印刷業
昭和十年六月廿五日發行 第十七回配本

不許複製

編輯兼 株式東方書院
印刷所 三井品史

發行者 遠藤直穂
東京市神田區司町二ノ一七

印刷所 共同印刷株式會社
東京市小石川區久堅町一〇八
代表者 君島 潔

發行所 株式東方書院
東京市神田區一ツ橋二ノ三
電話九段三八四二
標榜東京六八六一

終